

平成29年第1回定例会

朝日村議会会議録

平成29年 3月3日 開会

平成29年 3月17日 閉会

朝日村議会

平成29年第1回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第3号から議案第23号までの上程	7
○議案提案説明	7
○議案内容説明	20
○散 会	21
○署名議員	23

第 2 号 (3月14日)

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	25
○開 議	26

○議事日程の報告	2 6
○会議録署名議員の指名	2 6
○諸般の報告	2 6
○一般質問	2 6
塩原 智恵美 君	2 7
林 邦 宏 君	4 3
高橋 廣 美 君	5 3
中村 賢 郎 君	5 6
上條 俊 策 君	6 1
齊藤 勝 則 君	7 1
上條 昭 三 君	8 6
北村 直 樹 君	9 3
小林 弘 幸 君	1 0 4
○散 会	1 1 3
○署名議員	1 1 5

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 8
○事務局職員出席者	1 1 8
○開 議	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○会議録署名議員の指名	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○常任委員長の報告	1 1 9
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第3号から議案第23号までの質疑、討論、採決	1 2 2
○追加議案 議案第24号及び議案第25号並びに日程第8及び発議第1号の上程	1 4 5

○議案提案説明	1 4 6
○議案内容説明	1 4 8
○議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号並びに日程第 8 及び発議第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 8
○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 5 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 5 1
○退職者挨拶	1 5 1
○村長挨拶	1 5 4
○閉 会	1 5 6
○署名議員	1 5 7

平成29年朝日村告示第10号

平成29年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月23日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成29年3月3日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成29年第1回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成29年3月3日(金) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 3号 朝日村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 4号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 5号 朝日村税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 6号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 7号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第11 議案第 9号 財産の取得について

第12 議案第10号 平成28年度朝日村一般会計補正予算(第8号)について

第13 議案第11号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

第14 議案第12号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第5号)について

第15 議案第13号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

- 第16 議案第14号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第15号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第16号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 第19 議案第17号 平成29年度朝日村一般会計予算について
- 第20 議案第18号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第21 議案第19号 平成29年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第20号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第21号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計予算について
- 第24 議案第22号 平成29年度朝日村下水道特別会計予算について
- 第25 議案第23号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第26 議案提案説明
- 第27 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二 茅 芳 郎 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞 子 君	生活環境課長	曾 根 克 仁 君
産業振興課長	上 條 靖 尚 君	会 計 課 長	林 さとみ 君
教 育 次 長	清 沢 光 寿 君		

事務局職員出席者

議会議務局長 高山義教君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年朝日村議会3月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 齊藤勝則 議員

6番 上條昭三 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請

願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

◎議案第3号から議案第23号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第3号から日程第25、議案第23号までの議案を一括上
程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第26、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成29年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、ことしの冬は、西日本や日本海側を中心に吹雪や大雪が続き、特に鳥取県では33年ぶりの記録的な大雪となりました。この大雪はふだん積雪の少ない地域での大雪でございまして、3年前の平成26年2月に当地域を初めとします関東甲信地域の記録的な降雪による被害を受けた状況と同じではないかと捉えております。被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げるものでございます。

また、昨年1月、当村では過去に類を見ない雨氷被害に見舞われました。おかげさまで人的被害がなく、国・県の協力をいただきまして、倒木の除去を初め被害山林の更新伐を進めることができました。災害に遭われた個人所有の山林につきまして、極力個人負担を軽減した対応をしておりますので、未対応の個人所有者の皆さんには、役場林務担当にご相談をいただきたいと思います。

さらに、国内では、昨年の4月に発生しました熊本地震や、秋の台風ではいまだ上陸したことのない岩手県や北海道が大災害となりました。これら各地に甚大な被害が発生をいたしております。しかも、今月のこの11日には、東日本大震災から6年を迎えました。国を挙げて復旧・復興事業が優先的に進められていますが、福島県の原因事故地域は、いまだ先が見えない状況でございまして、一刻も早い安全・安心のできる対応に期待をするものでございます。

このような状況の中で、当村では全国町村会の呼びかけに応じまして、これは県内町村では非常に数少ない対応でございましたが、被災地復旧のため、人的支援を積極的に進めまして、宮城県の山元町へ4年間にわたり職員を派遣いたしております。このたび、昨年10月に山元町新市街地のまちびらきがされましたので、本年この3月をもちまして派遣を終了させていただくこととなりました。また、当村へは福島県から3世帯が避難をされておまして、村営住宅等は無償で支援をしておりますが、このたび1世帯が4月に転出することとなりました。

このように、近年は自然大災害が頻発しておりまして、異常気象とも言われておりますが、もはや異常気象が当たり前の地球環境現象と認識をし、この対応、対策が求められている時

代を迎えております。

さて、国は現在、新年度予算を国会で審議中でございますが、新年度の地方財政対策では、地方の一般財源総額として、前年度を4,000億円上回る62.1兆円が計上されております。また、地方創生関連予算では、まち・ひと・しごと創生事業で引き続き1兆円を計上しました。地方創生推進交付金を前年度と同額の予算とし、地方自治体が本格的に事業を進める年となりました。これによりまして、地方創生にかかわります各自治体の創意が問われる年となっております。

一方、県におきましては、新年度、出先機関の組織改正を行い、従来の地方事務所を解消しまして、4月から地域振興局を設置して局長の裁量で執行できる予算を配分をし、地域の課題に迅速な対応を図るとしております。私ども基礎自治体はさまざまな行政課題が山積する中で引き続き県との連携を図り、諸課題の取り組みを積極的に進めてまいり所存でございます。

それでは、私も任期の折り返しを迎えた今定例会でございますので、今までの取り組みを踏まえまして、新年度の村政運営に当たり、基本方針並びに具体的な施策等につきまして若干申し上げます。

村政執行の基本的考え方は、公約でございます「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念としまして、朝日村らしい「個性あふれる 生き生きとした 力強い村づくり」を目指しまして、引き続き取り組むものでございます。

また、具体的施策の立案に当たりましては、第5次総合計画の後期基本計画と整合をし、しかも平成27年度策定の地方創生にかかわります朝日村総合戦略及び私の選挙公約の具現化を図り、なおかつ急を要する重要課題を優先しまして、これらに伴う国・県の動向を把握し、事務事業の推進を図るものでございます。

まず初めに、基本目標の新役場庁舎の建設についてでございます。

去る2月7日に建設委員長から、新庁舎建設設計検討結果の報告をいただきました。

内容につきまして若干申し上げますが、場所は古見原地域で、新田バイパスと東電道路の交差点の西側で、敷地面積は9,580平米、建物の構造は、木造2階建てで、建築面積は2,460平米とし、構造材は村産カラマツを使用するなど、村産材を優先しまして使用するものでございます。附帯設備の冷暖房施設は地中熱を利用しまして、電力は屋根に太陽光発電装置の設置によりまして、不足電力を電力会社から受電するものでございます。

また、役場庁舎は村民のよりどころとしての位置づけから、隣接しまして、ミニスーパー

の進出によりまして、村内産野菜類等の販売を行い、金融機関のATMを初め、電気自動車用充電器の設置等を行う計画でございます。

事業費は、防災の拠点として防災無線の移設経費等を含めまして、現時点で14億6,000万円余を見込んでおります。

これによりまして、工事発注につきましては、一般競争入札で去る2月20日に公告してございまして、入札は今年22日の予定としております。工期につきましては、新年度内を目標として設定をいたしております。

そのほか、役場庁舎敷地の東隅1,250平米につきましては、役場庁舎完成後、ヘリポートとして整備をする予定で、用地を確保してございます。

なお、いわゆる完成します平成30年は、朝日村開村130年を迎えまして、新役場庁舎竣工と重なりますので、新年度に130周年記念イベントの計画づくりをしてまいる所存でございます。

次に、人口確保対策についてでございます。

一昨年10月、村は持続可能な人口ビジョンを策定しました。これに伴います総合戦略を策定し、取り組みを一層推進しているところでございます。

ご案内のとおり、既に報道されているところでございますが、本年1月1日現在の人口と世帯数につきまして、昨年1年間の比較が公表されております。当村の自然動態によります出生者と死亡者のバランスは出生者が極めて少なく、社会動態によります転入者と転出者では、転入者が多かったために、1年間の人口動態は、昨年より11人の減となっております。これは、近隣の町村では減少率が一番低い結果が公表されております。このことは、今まで推進してきました空き家バンク制度及び向陽台住宅分譲地のハード面や出産祝金の支給、保育料の無料化、医療費の無料化など、子育て支援のソフト面の充実効果があらわれたと考えております。

現在、向陽台分譲地を32区画を販売しておりまして、分譲価格はこの松本平では、極めてお求めやすい価格設定でございますので、議員の皆様を初め、村民の皆様のご理解とご協力を願うものでございます。

次に、安全・安心についてでございます。

まず、防災対策についてでございます。

本年度、重点項目で取り組みました防災水槽、村内86カ所の点検を実施し、データベース化した台帳作成をいたしております。このうち、簡易な補修箇所につきましては、新年度

に補修、補強をしてまいる所存でございます。しかしながら、消防水利の基準は、貯水槽は40立方以上の貯水槽が必要とされておりまして、村内の約半分に当たります40カ所がこれを満たしていない状況でありまして、基準に沿った対応が課題となっております。

今後につきましては、新規の防火水槽の必要箇所等、新設、改修を含め、消防団で計画を策定し、計画的な取り組みが必要と捉えております。

なお、松本広域消防局管内の昨年1年間の火災件数は120件発生しておりますが、このうち朝日村の火災は皆無、ゼロでありました。このことは当村にとりまして画期的なことであり、ひごろの消防団の啓発活動を初め、村民の皆様の意識の高さ、注意力でありまして、今後も無火災村として持続するようお願いするものでございます。

次に、朝日橋上流の帯工設置についてでございます。

当村の水害の記録では、役場駐車場から朝日橋の間で、同じ箇所の堤防が二、三回決壊し、大きな被害を被っております。このような災害を防ぐため、河川管理者であります奈良井川改良事務所の協力をいただきまして、濁流による河床が掘られない、いわゆる濁流によって河床が下がるわけでありましたが、この、掘られないよう、一定の間隔で両護岸までの帯工を計画的に設置してまいりました。本年度は、朝日橋上流の旧セブンイレブン位置の鎖川に帯工を設置しましたので、新年度はこの上流に一基設置されますよう要望してまいる所存でございます。

次に、暮らし・環境についてでございます。

まず、簡易水道再編推進事業、これは統合簡易水道でございますが、についてでございます。

水道事業につきましては、人口規模が5,000人以下の給水施設は簡易水道と称しておりまして、当村では朝日村簡易水道と御馬越簡易水道の運営を行ってまいりました。これを平成23年から本年度まで6カ年の計画で両簡易水道の統合を初め、浄水場や配水池の集中管理システムをピュアラインあさひに設置をしまして、従来の現地手動作業から自動化に切りかえることができました。

特に大尾沢浄水場では、大尾沢からの伏流水を100%水道水に使用しまして、不足水量を舟沢からの浄化水で賄うシステムを構築しました。大災害対応では西洗馬、古見、各配水池に緊急遮断弁を設置するなど、事業費2億6,600万円を投入し、本年度で完成することとなりました。

次に、下水処理場ピュアラインあさひの長寿命化対応についてでございます。

当村は平成8年に、県下ではトップで全村下水道施設の整備をいたしております。既に下水道施設も20年を経過しているところでございます。当事業は平成25年から4カ年計画の本年度まで、処理場の脱水機制御盤の更新及び処理施設の曝気槽計器の更新等に事業費1億2,190万円を投入しまして、維持管理の更新等を図ったところでございます。

次に、県道中組バイパスについてでございます。

本年度は、道路用地の確保箇所、埋蔵文化財の発掘調査を実施されました。新年度は一部県道工事と埋蔵文化財の調査を並行して実施する方針とお聞きいたしております。ちなみに、バイパス道路につきましては、延長が810メートル、幅員につきましては、2車線と両側歩道付道路は15メートルで、片側歩道につきましては、9.75メートルとなっております。計画では平成30年に完成ということでございますが、埋蔵文化財調査を一刻も早く終了し、早期工事着工を願うものでございます。

次に、村道の新設工事についてでございます。

いつの時代におきましても、社会資本の整備、インフラ整備は、地域村民の生活に極めて密着しておりまして、その対応が求められているところでございます。そこで新年度は、新役場庁舎と公民館との連絡道路及び向陽台住宅団地から県道へのアクセス道路の新設に取り組む所存でございます。

次に、健康福祉についてでございます。

まず、健康村活動の推進についてでございます。

高齢社会がますます進み、近年は福祉医療費の増加が国の大きな課題となっております。これによりまして、当村では村民の健康維持、増進を積極的にサポートし、保険者であります健康保険会計の適正な運用が求められているところでございます。村民の健康維持には幾多の方法、メニューがありますが、まずは予防医療としての各種健診率の向上が喫緊の課題となっております。

そこで、受診率向上のため、特に本年度から人間ドックによる受診の補助金を、従来1万5,000円を2万5,000円に、2万5,000円を4万円に引き上げましたところ、本年度の人間ドック受信者は前年度より40%増となっております。

また、新年度は国保該当者の健診、いわゆる特定健診は、集団健診、集合健診、個別健診等でございますが、これらの自己負担を従来1,600円から500円に減額をし、受診率の向上を図ってまいらる所存でございます。

さらに、本年度も保健師と栄養士がチームを組みまして、各家庭を巡回いたしますので、

家庭での健康相談等、朝日村ならではのきめ細かな対応を引き続き推進してまいり所存でございます。

次に、生涯現役の村づくりについてでございます。

昨年4月に介護保険制度が改正をされまして、当村は同時期に開設しましたかたくりの里、えべやかたくりでいち早く、健康な高齢者を含めまして、介護予防、日常生活支援総合事業に取り組んだところでございます。ご案内のとおり、現代社会は核家族が進んだことによりまして、ひとり暮らし等、高齢者世帯が年々増加しております。

この皆さんが健康で生涯過ごされますにはどういうことに注意をするかでございますが、1つには、就寝、寝ているとき以外はいつも頭を使って、2つ目には、バランスの良い食事をとられ、3つ目には、適度に体を動かし、4つ目には、他人との対話が必要かと存じますので、デマンドタクシーくるりん号をご利用されまして、えべやかたくりの里で一日ゆっくり和やかに過ごされることは、本人の健康管理に十分対応できるものと信じております。

おかげさまで、昨年4月にオープンしましたこのえべやかたくりの里の利用状況は、1日平均20人の利用状況となっております、予想以上の出だしとなっております。

次に、国民健康保険制度の改正についてでございます。

平成27年に国は国民健康保険法の改正を行いまして、現在、市町村単位で運営をしております国保会計を、平成30年から県単位の財政運営となります。この目的は、持続可能な医療保険制度を構築するために、財政基盤の安定化、負担の公平化及び医療費適正化の推進を図るとしております。これによりまして、新年度は、新発足の1年前のため、県単位への移行事務が増加するものと予想されるところでございます。

この制度は、現在運営をされております後期高齢者医療制度と同様に、県が市町村とともに共同運営をするものでございまして、県は財政運営の責任主体でありまして、村は保険料率の決定を初め賦課徴収、資格管理、保険給付等、現在の事務を継続するものでございます。

次に、産業・観光についてでございます。

まず、農業委員会制度の改正と農業委員の選出方法の変更についてでございます。

既に機会あるごとに申し上げておりますが、農業委員会等に関します法律の改正によりまして、昨年、平成28年4月からこれが施行されております。当村は現委員が本年4月15日までの任期でございましたので、改選期に合わせまして、このたび法の改正に準じた対応を図るものでございます。

農業委員の選出方法は、今までは公職選挙法に基づいておりましたが、改正では、市町村

長が議会の同意を得て任命することとなりました。さらに、農業委員会活動の充実を図るため、委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱して取り組むものとしております。

次に、農業共済制度の1県1組合化についてでございます。

このことにつきましても、機会あるごとに申し上げておりますが、国は平成22年に、農業共済団体と都道府県に対しまして、「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」という文書を通達し、従来より一層合理的で効率的な制度運営を行い、農家及び国民の負担軽減を図る目的で進めるとしてしております。さらに、農業共済団体の統治能力の強化を求めるため、1県1組合化を推進するとされております。

これによりまして、県内の各共済団体が検討協議を重ねた結果、本年4月1日から新しく長野県農業共済組合として発足することになりました。これによりまして、事務所の本所は現在、農業共済連合会の事務所、これは長野にあります、そこを本所としまして、現在の各農業共済事務所を支所としまして、県内10支所でスタートすることになります。

なお、合併により共済掛金率につきましては、国が示します、現行の共済掛金率を適用するとしておりまして、各地区選出の損害評価員、NOSA I部長も現状を維持することとしております。

次に、中山間総合整備事業の取り組みについてでございます。

ご案内のとおり、当村は農業立村として取り組んでおります。また、農地の有効活用につきまして、古見原、西洗馬原の構造改善をし、梓川からの畑かん地域につきましては、全国に誇れる農業地帯となっております。しかしながら、山沿いといわれます地域につきましては、鳥獣被害防止柵を積極的に設置し、野生動物の被害防止を行っておりますが、田畑の圃場が未整備のため、近代農業に不向きな状態となっております。このため、農地離れが進みまして、遊休農地、荒廃農地が目立ってきております。せっかく野生動物から作物を守る対応をしながら、肝心な農地が荒廃しては、何のための防止柵か疑問を抱いているところでございます。

そこで、新年度から構造改善がされていない農地を対象に、農家の皆さんからご理解をいただき、国・県が進めます中山間総合整備事業を取り入れ、推進してまいり所存でございます。まず、新年度は、県の協力をいただきまして事業計画を策定し、平成30年度には事業実施の年として進めてまいり所存でございます。

次に、地方創生交付金に係ります取り組みでございます。

本年度、平成28年にスタートいたしました、1つには、朝日村農業推進支援組織設立検討

協議会、2つ目には、朝日村観光事業推進組織設立検討協議会、3つ目に、朝日村木質資源循環利用検討委員会、この3つの組織を立ち上げまして、それぞれこれは5カ年かけて設立に向けた検討協議を行うとしておりまして、村の実態に即した検討がされますよう期待をするところでございます。

次に、プレミアム商品券によります商工振興についてでございます。

国は平成27年に、経済政策の一環としまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金としてプレミアム付商品券の発行を指導をいたしました。

安倍首相は、アベノミクスと言われる経済再生に果敢に取り組まれておりますが、私どもの地方にはいまだ波及効果が現れていない状況でございます。そこで、今までの反省をもとに新年度、独自にプレミアム商品券を発行しまして、村民の皆様のご理解をいただき、村内経済の活性化に取り組むものでございます。ちなみに発行部数は2,000冊とし、プレミアム20%を上乗せしまして、4月の中下旬には発売してまいる所存でございます。

前回の取り扱い業者、昨年9月まで取り扱いましたが、このときは48事業所でございます。取り扱い事業者の工夫に一層期待をするものでございます。

次に、新信濃変電所についてでございます。

このことにつきましては、やはり機会あるごとに申し上げておりますが、平成32年（2020年）に向けまして、東京電力パワーグリッド株式会社が新信濃変電所の周波数変換設備を、現在の60万キロワットから90万キロワットを増設しまして、150万キロワットの変換施設とする計画を推進しております。

工事の名称は、当初と変わりがまして、飛騨信濃直流幹線新設工事と名称が変わっております。そこで、新年度は変電所施設の北側を拡張しまして、造成工事及び施設の建設を行う計画と言われております。送電線につきましては、現在、古見山に2基併行している送電線に並びまして、鉄塔建設が計画をされ、用地の取得に取り組まれているとこのことでございます。

いずれにいたしましても、国内電力が逼迫している現在、国内電力の有効利用を図るための増設工事が計画的に進むことを願うものでございます。

次に、松くい虫対策についてでございます。昨年7月に古見山の山林で初めて松くい虫被害が確認をされました、被害木は1本であります。この冬の暖冬によりまして、本年、飛び被害が発生する心配がされるところでございます。村民の皆様には庭園の松を初め、裏山の被害予防に薬剤の樹幹注入、または薬剤散布につきまして、この薬剤の補助制度がありますので、ご活用いただきたいと存じます。

薬剤の樹幹注入につきましては、2月から3月上旬ころまでが適期と言われておりまして、今までに18件の申し込みがあり、対象松は35本となっております。薬剤散布につきましては、マダラカミキリが松枯れのマツノザイセンチュウを付着して羽化し飛び立つ5月から6月ころに、地上から散布する方法もございます。

いずれにいたしましても、早期発見、早期処理が重要でありますので、村民の皆様には、松枯れを発見された場合、役場林務担当にご連絡いただきますようご協力をお願いするものでございます。

次に、教育・文化・子育て支援についてでございます。

まず、山鳥場遺跡についてでございます。

先ほども申し上げましたが、昨年9月定例会の際も申し上げておりますが、県道中組バイパス事業用地の埋蔵文化財の発掘調査についてでございます。

昨年7月から11月にかけて、県道用地買収に伴い、800平米について調査がされ、本年1月に報告会がありました。これによりますと、4,500年前の縄文中期から3,000年前の縄文時代晩期の竪穴住居跡を初め、耳飾りと土器の破片が確認されております。新年度は、昨年調査の東側の続きを初め、秋ごろには三ヶ組遺跡の調査を行い、新年度中には遺跡調査を終了する予定とお聞きをいたしております。新年度に調査されます2カ所の現場からどのような文化財が発掘されるか、注視してまいる所存でございます。

次に、あさひ保育園についてでございます。

私は就任以来、少子高齢社会を見据え、まず最初に子育て支援を優先しました取り組みをしてまいりました。これによりまして、一貫した子育て支援を行うため、平成20年から保育行政を教育委員会に一元化しまして、幼、小、中のソフト事業に取り組みまして、医療費の無料化を初め、出産祝金、保育料無料化等々、時代の先駆け行政を推進してきたところでございます。

そして、平成27年には2園を1園に統合し、核家族社会、共働き生活社会という現代社会のニーズに対応しました未満児保育の充実を図った新保育園の開設をいたしました。おかげさまで村民の皆様からご好評をいただいております。未満児保育室は、地中熱利用の冷暖房施設のため、冬の間でも園児は素足で遊んでおりまして、私は関心しているところでございます。また、未満児室のゼロ歳児1歳児室は、今年度16人の利用者となっております。子育て中の世帯の関心が高まっていると感じているところでございます。

次に、国際交流についてでございます。

昨年12月議会で申し上げたところでございますが、地方創生、市町村長協議会を通じまして、日中保育園・幼稚園交流事業につきまして、昨年10月に中国四川省の幼稚園関係者17人が来村をされ、中国から積極的な交流について打診をされたところでございます。

これを受けまして、去る2月22日から26日にかけて、当村から教育長、議長を先頭に5人が中国四川省成都市を訪問し、成都市青羊区の教育局長、教育局幼児教育課長との懇談を初め、保育関係者と懇談をされてきました。訪中までは、役場職員4人の顔は優れておりませんでした。帰庁後は晴れやかで、全員が見聞を広められましたことに好評でございました。

今回の訪中につきましては、交流先の皆さんと対話を深められ、今後につながるのではないかと感じておりますが、当村としましては、門戸を開き、今後の交流について前向きに捉え、交流に積極的に取り組む所存でございます。

次に、健康センター内の喫茶スペースについてでございます。

昨年の8月にカフェレストなかむらのオーナーが健康を害したことによりまして撤退をされ、以来空き店舗となっております。これによりまして、昨年営業の公募を行い、このたび新しい経営者が開業することになりました。

出店者は、NPO法人レスパイトケアはちもりで、今月の30日にオープン予定ということでございます。店舗の名称は、食事処もりのこびとでございます。軽食関連サービスを行うとのことでございます。調理人は、元帝国ホテルでコックの経験がございまして、料理は期待してほしいとのことでございます。

いずれにいたしましても、議会を初め村民の皆様から積極的にご利用いただきまして、長く営業活動ができるよう願うところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例5件、辺地計画1件、財産1件、予算14件の計21件でございます。

まず初めに、議案第3号及び議案第4号につきましては、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第5号 朝日村条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして軽自動車税のグリーン化特例を1年間延長するものでございます。

次に、議案第6号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正につきましては、塩

尻市に依頼をしていますし尿衛生センターの使用料引き上げに伴いまして、し尿処理の手数料等を改正するものでございます。

次に、議案第7号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の改正につきましては、地方創生にかかわります施設整備でゲストハウスを追加するものでございます。

次に、議案第8号につきましては、辺地対策総合整備計画を変更するに当たり、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第9号につきましては、向陽台住宅団地2期造成工事に伴いまして、道路等の財産取得につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 平成28年度朝日村一般会計補正予算（第8号）につきましては、1億7,006万円を減額し、総額を34億9,194万円とするものでございます。

このうち歳入の主なものは、村税1,046万円、地方消費税交付金757万円、県支出金233万円を増額をしまして、村債7,740万円、諸収入5,495万円、国庫支出金5,198万円等を減額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、庁舎建設基金積立金に7,825万円、障害者自立支援給付費300万円を増額しまして、土地開発公社事業資金給付金9,310万円、雨量観測システム更新工事費4,040万円、村道小野沢11、12号線工事補償費2,770万円、雨水被害対策河川内整備費2,185万円等を減額するほか、事業実施に伴います不用額等の計数整理が主な内容でございます。

次に、議案第11号 朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、1,779万円を追加しまして、予算総額を6億2,568万円とするものでございます。

このうち、歳入の主なものにつきましては、繰入金2,469万円でございます。歳出では、先ほど申し上げました、今後の制度改正に備えまして、基金へ2,500万円を積み立てるものでございます。

次に、議案第12号から第16号までにつきましては、事業実施に伴います不用額等の計数整理が主な内容でございます。

次に、議案第17号から第23号は新年度予算でございます。特別会計を含めました全7会計の予算規模は57億6,070万円で、前年度対比7億6,588万円、15.3%の増となっております。

次に、議案第17号 平成29年度朝日村一般会計の予算規模は、40億5,060万円でございます。前年度対比では8億9,750万円、28.5%の増となっております。

それでは、主な内容につきまして若干申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比1,512万円の減でございますが、これは固定資産税のうちの償却資産の減価償却による減額を見込んでおります。

地方消費税交付金は、前年度対比700万円の増でございますが、地方消費税の増加を見込んでいるところでございます。

地方交付税につきましては、全年度対比1,150万円の減でございますが、これにつきましては、国勢調査によります人口減少に伴う普通交付税の減額を見込んだところでございます。

繰入金につきましては、前年度対比10億52万円の増でございます。庁舎建設事業に伴いまして、庁舎建設基金からの繰入金を計上しております。

村債につきましては、前年度対比7,600万円の増でございますが、これは臨時財政対策債9,000万円を見込んだものでございます。

次に、歳出では、総務費が前年度対比8億1,299万円の増でございますが、役場新庁舎建設費に12億5,588万円、開村130周年記念イベントの計画委託料に1,000万円、新役場庁舎建設に伴います防災無線の移設に540万円が主なものでございます。

農林水産費につきましては、前年度対比5,990万円の増でございますが、これは治山関係の雨量観測システムの更新事業に4,330万円、中山間総合整備事業計画の策定に2,300万円、地方創生交付金によりますアグリビジネスセンター設置事業に1,349万円、同じく林業再生事業750万円が主なものでございます。

商工費につきましては、前年度対比1,231万円の増で、これにつきましては、地方創生交付金によります観光体験プログラム構築事業に1,610万円、武居城公園トイレ改修事業に650万円、プレミアム商品券発行事業450万円が主なものでございます。

土木費につきましては、前年度対比4,873万円の減でございますが、向陽台連絡道路整備事業が2億1,686万円、社会資本整備総合交付金によりますグラウンドの上の4差路交差点でございますが、あれは県道がかかわっておりますけれども、そこと役場庁舎へ通じる村道の4差路の、いわゆる十字路の改良工事等含めまして6,674万円。東電道路から新役場庁舎への進入道路の新設に3,500万円が主なものでございます。

消防費につきましては、前年度対比200万円の減でございますが、今年度の点検調査に基づく防火水槽の修繕費に685万円、消防指揮広報車の更新に460万円、新役場庁舎建設に伴います県の防災無線の移設に486万円、地震計の移設300万円が主なものでございます。

教育費につきましては、前年度対比4,169万円の増でございますが、小学校の屋根の改修事業に3,597万円、図書館システムの更新に370万円、グラウンド整備用のトラクター購入に

346万円、公民館報の縮刷版の作製320万円が主なものでございます。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計が前年度対比1,061万円、1.8%の減でございまして、総額5億7,050万円でございます。これは保険給付費2,311万円の減が主な要因でございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度対比140万円、0.3%の増で、総額4億9,550万円でございます。新年度につきましては、第7期介護保険計画策定の年となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、総額4,960万円でございます。

次に、簡易水道特別会計につきましては、前年度対比5,160万円、25.6%の減で、総額1億4,990万円でございます。これは、中古見地区水道管布設工事に伴います県道の路面復旧に2,330万円、県道中組バイパスへの水道管布設工事に1,390万円、水道メーター交換事業348万円が主なものでございます。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度対比7,480万円、15.4%の減でございまして、総額4億1,170万円でございます。これは、県道中組バイパスへの下水道管布設工事に2,530万円、新田バイパスへの下水道管布設に伴います路面復旧1,500万円が主なものでございます。

次に、あさひプライムスキー場特別会計につきましては、総額3,290万円でございます。

なお、今会期中に農業委員等人事案件につきましては、追加提案をさせていただき予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者より補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第27、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時08分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時27分

○議長（清沢正毅君） それでは、これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

平成29年第1回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成29年3月14日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	生活環境課長	曾根 克仁 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時03分

◎開議の宣告

- 議長（清沢正毅君） ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

7番 北村直樹 議員

8番 小林弘幸 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

- 議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問に入ります。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してくだ

さい。

また、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおき願います。

◇ 塩原智恵美君

○議長（清沢正毅君） では、初めに、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は今回2つ質問を用意させていただいております。

では、早速、初めの質問です。第4次朝日村国土利用計画と農業振興地域整備計画についてでございます。

朝日村は、現在、第5次総合計画に基づいて住民福祉向上のためサービスを提供しています。総合計画で位置づけた「新しい感覚で人と自然と産業が共生する村づくり」を実現するため、村では福祉や教育、環境など約30本の個別計画をつくり、さまざまな事業を展開しています。

今年度は、このうち国土利用計画朝日村計画と農業振興地域整備計画が変更、見直しの年となりました。この2つの計画は10年先を見据えるもので、村づくりの指針とも言える大変重要な計画です。

国土利用計画は国の法律に基づいて策定するもので、全国計画と長野県計画、市町村計画で構成します。村の計画については国土利用計画法第8条に規定されており、この中で村は、県の計画を基本として策定することとしています。第4次となる朝日村計画は、この3月をもって策定する予定で進めています。前回の第3次計画は平成18年4月策定し、目標年を平成27年としておりました。現在では既に前回計画は終了して2年経過し、この2年間に土地利用計画がないまま進んだ農地の転用は4ヘクタールに及んでいます。その内訳は、あさひ保育園1ヘクタール、向陽台、2期工事まで2ヘクタール、現在取り組んでいる新役場庁舎1ヘクタールです。

一方で、農地を保全するための農業振興地域整備計画の総合見直しによる策定がこの3月と伺っていますが、現在この計画は先が見えておらず、これらの状況から、以下5点質問します。

1、国土利用計画は、村にとってどのような位置に存在する計画か。

2、第3次計画の終了年が平成27年に対し、今回の4次計画が2年おくれた理由。

3、国土利用計画朝日村計画素々案が、この1月30日、国土利用計画策定審議会に諮問されるまでの経過説明。

4、今回の第4次計画を見直した観点は何か。

5、農振整備計画は当初平成27年11月策定の予定だったが、これができなかった理由。

以上、5点でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の第4次朝日村国土利用計画と農業振興地域整備計画についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、国土利用計画は村にとってどのような位置に存在する計画かということでございますけれども、この国土利用計画の市町村計画でございますけれども、村の全体の国土利用にかかわるいわばマスタープランとしての役割を果たすものでございまして、国土利用に関する最上位の計画としまして森林法、農業振興地域の整備に関する法律等個別の土地利用計画がございまして、こういった計画に対しまして上位計画としての総合調整を行う役割を持っているものでございまして、そういった位置づけをしているものでございます。

このため、現在計画策定中の農業振興地域整備計画との調整を図りまして、適正な土地利用の確保と村土資源の適切な管理を図るものでございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。第3次計画の終了年が平成27年に対し、第4次計画が2年おくれた理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、平成27年に対しまして28年度に計画を策定しておりますので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

国土利用のこの計画につきましては、全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つがございます。この国土計画でございますけれども、国の国土利用計画法におきましては、都道府県計画というものは、国が策定します全国計画を基本としなさいということになっておりま

す。また、市町村が立てます市町村計画につきましては、都道府県計画を基本に下さいということとされているものでございまして、ちょうど当村の計画の見直しの時期に国の第4次全国計画の見直しが行われておりました。国は平成27年にこの第5次全国計画を策定をいたしまして、その後、その全国計画をもとに長野県の計画の策定が見直しをされております。県につきましては、今年の9月に第5次長野県計画を策定したものでございます。この国・県のそうした動きの中、村の計画は、先ほども申し上げましたとおり、国土利用計画法の中で長野県計画を基本に策定下さいということになっておりましたので、そういった形で県の計画策定後に村の計画を見直すということにしたものでございます。

続きまして3つ目でございますけれども、国土利用計画朝日村計画素々案がこの1月30日、国土利用計画策定審議会に諮問を行ってございますけれども、それまでの経過でございます。

まず最初に、今年の8月でございます、県の策定を受けて、その後村の計画の策定を始めてございます。8月でございますけれども、策定業務の委託業者の決定を行っております。委託料につきましては、213万8,000円でございます。その後9月になりまして、基礎調査の開始ということで現況の土地利用がどうなっているかということで、その現況図の作成に当たっております。その後10月11日から24日にかけて、村民アンケートを実施しております。1,000世帯抽出ということで、回収率につきましては592世帯ということで、59.2%でございました。

その後、アンケートの結果等を受けまして、11月15日でございますけれども、庁内のほうで朝日村土地利用計画策定委員会というもの、これ課長補佐以上で組織しているものでございますけれども、庁内の検討委員会を開催してございます。同じ内容で、12月5日にも第2回目の朝日村土地利用計画策定委員会、庁内の検討委員会を行っております。そこでいただいた意見等をもとに、1月30日、素々案を作成いたしまして、第1回目の朝日村の国土利用計画の審議会へ諮問をさせていただいております。この審議会でございますけれども、委員の方につきましては、議会、農業委員会、教育委員会、あと総合審議会、公民館、区長会、松本ハイランド農協、商工会、三区生産森林組合、西山生産森林組合の代表者で組織をしてございます。

その後でございますけれども、2月9日に見直し後の素案を作成しまして、地方事務所と調整をしてございます。市町村計画策定に当たっては県との調整をすることになっておりますので、それぞれ地方事務所、その後県庁のほうと協議をすることになっております。2月9日、そういった形で地方事務所との調整を行いまして、その後2月20日から3月3日にか

けまして約2週間でございますけれども、村民意見の募集ということでパブリックコメントを行っております。公表場所につきましては、ホームページ、それと役場ということで、周知方法につきましては告知放送で行っております。ここでいただいた意見につきましては、何もなかったということでございます。

3月7日からでございますけれども、地方事務所の意見等の修正を、この後県庁の各課との調整に今現在入っております。この調整が大体3月21日ごろまでに終了する予定でございます。今後につきましては、この県庁との協議が終わったところで案の作成を行いまして、第2回目の審議会を行いまして、県から意見書を内容につきましていただいておりますので、それに対する村の回答を県のほうに送るような形になります。その作業が終了し次第、審議会から村長のほうへ答申、その後策定という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第4次計画を見直した観点は何かということでございますけれども、長野県計画の見直しを基本に、第3次計画策定後の情勢の変化を踏まえつつ、次の3点の観点から見直しを行っております。

まず、1点でございます。少子高齢化、人口減少社会の到来ということでございます。本村の人口は、平成12年をピークに急速に減少し、村の活力の維持、また持続可能性を高めるために、生産年齢人口の居住を促進するということにしています。それと、もう1点が安全で安心な村づくりでございます。全国各地で大規模地震や台風等による風水害、火山災害などの大規模災害が発生し、住民生活に大きな影響を与えているところでございます。このため、災害に強い安全で安心な村づくりに向けた土地利用を図るとしたものでございます。

そのほか、国土利用をめぐる問題ということで、空き家の増加、また農地の管理水準の低下、耕作放棄地の増加というところで、この3つの観点から見直しを行ったものでございます。

こうしたことで、村土の適切な管理と有効利用を図るため、移住定住人口の増加に結びつく土地の有効活用、高度利用を一層進めていくこととしているところでございます。

また、この3つの観点のほかに土地の有効活用を図るのには、やはり農地に関する施策が重要な位置づけになってまいります。村民のアンケート結果に基づきまして、農地につきましては村民のアンケートの中で、農地として積極的に残すべきというご意見と、社会情勢に応じて農地の減少はやむを得ないとする意見が約半々となっております。国土利用の方針としましては、優良農地は農地として積極的に守りまして、荒廃農地といえますか未利用農地

につきましては再生、そのほかに多目的に有効活用を進めていくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、私からは塩原議員ご質問の農業振興地域整備計画の策定、総合見直しについてお答えをさせていただきます。

この農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、昨年6月議会定例会一般質問において塩原議員から見直しの予定についてご質問をいただいた際、平成26年度より総合見直しとして取り組みを始め、その後平成27年12月に改正された国の農用地等の確保に関する基本方針及び県の農業振興地域整備基本方針が平成28年3月に策定されたことを受け、これに沿った見直しを行うこと、また、農林業センサスの結果と本年度計画しております国土利用計画と調整を行い、本年度中に見直しを終了する計画であるとお答えをさせていただきました。

そこで、現在の進捗状況でございますが、昨年秋から国土利用計画との調整を踏まえ、現在地方事務所農政課と下協議、調整を行っているところでございます。今後は、計画案を朝日村農業振興地域整備促進協議会に諮り、県との事前協議を行い、計画変更の縦覧、国への本協議、計画の公告というスケジュールとなっております。このことから、予定しておりました年度内での見直しの完了は難しい状況でございます。

今後につきましては、早期の見直し完了に向け引き続き進めてまいります。当村の農業の総合的振興を図る上で、また、本年度から取り組みをいたしました地方創生交付金による農業推進支援組織設立に向けた検討を行う上でも重要な位置づけの計画となることから、再度計画内容について協議を重ね、これからの当村の農業施策が計画的に推進できる計画としたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ただいまの説明がございましたけれども、計画というものの継続性、そのことの重要性ということで、関連質問を7項目ほど用意してありますので、お願いいたします。

村は総合計画の実現を目指して仕事をしています。総合計画とは村における全ての計画の基本であり、村づくりの最上位の計画です。したがって、この計画は長期的展望に立ち、計画的、効率的な行政運営の指針としてつくられています。この総合計画を実現するためにつくられるのが基本計画であり、今回の国土利用計画もそれに相当すると思います。国土利用計画は、土地利用の最上位の計画です。このため、これらの計画は、その重要性から、年度を過ぎる前に更新することが求められています。これらをまとめると、村の仕事の大原則は、村民のために国の法律に基づいて切れ目のない計画をつくり、村民の暮らしに密着したサービスを提供することだと捉えております。

今回指摘したあさひ保育園と新役場庁舎、向陽台住宅団地は、いずれも住民生活に密着した大事な取り組むべき仕事であることは私も理解しております。しかし、これらがしかるべき計画の中に位置づけられなかったこと、立てるべき計画が大きくおくれたことが原因で、国土利用計画にない土地利用が進んでしまったことは、行政の使命である計画的、効率的な行政運営という点で疑問が残ります。具体的には、あさひ保育園が基本計画にのっていません。庁舎と向陽台は後期基本計画にのっていますが、翌年計画見直しを控えていた国土利用計画がつくられなかったために、結果として土地利用計画として反映することができませんでした。切れ目のない計画の中で長期的展望に立つ行政の仕事、この原則に立って、今回起きたことをどのように考えているか、伺います。

また、現在、計画案としている国土利用計画についてですが、この計画は平成37年を目標としています。これによると、農地が15ヘクタール減るとし、その転用先は、工業用地7ヘクタール、向陽台3期工事3ヘクタール、道路1ヘクタールなどとなっています。計画農地の中には農振農用地、青地と言われる箇所が存在します。また、全て農地転用しないと実現しない計画であることから、農業委員会や関係する地域の住民に意見を聞く必要があると考えますが、それはされておりますか。

また、農振整備計画が、ただいま課長の説明では、できないと。この中で国土利用計画を策定してよいのか、伺います。

つけ加えて、公共施設用地についてのお考えをお尋ねします。

今年度策定した公共施設管理計画によると、築81年の役場庁舎の取り扱いについて、耐震性がないため早急な決定を必要としています。また、中央公民館とわくわく館は、複合施設として中長期的に更新を検討するとしています。マルチメディアセンターと健康センターは数年後に大規模改修を控えているとして、他の施設と複合化して建てかえの検討としていま

す。これらは総合的に見ると、中央公民館周辺は取り壊して複合施設の方で検討しなければいけない時期が、今回の国土利用計画の期間、平成37年までに発生することが想定されます。こうしたことは、保育園と庁舎で起きたことを繰り返さないためにも、これからの公共施設用地をどうするのか、その方向を今回の国土利用計画に位置づける必要性を感じますが、いかがでしょうか。

また、今回の計画に村民の意向を反映しているのかという視点でお尋ねします。

国土利用計画法第8条の中に、計画策定においては、あらかじめ住民の意向を十分反映させるために必要な措置を講じるように公聴会の開催をと書いてあります。ちなみに、昨年策定された、これは県の国土利用計画——昨年策定されたばかりのものですが——この中を見ますと、素案や原案の段階で議会や審議会に説明したり市町村に説明を求めるなど、計画づくりに民意を反映する努力をしております。法律の中で公聴という文言をわざわざ書いたその意味は何かと考えた場合、それだけ村民の意見を反映する必要がある大事な計画であるという、そのような意味と受けとめます。こうした計画策定に至る段階での意見集約のあり方についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

それから、先ほどの農振整備計画です。もうことはできないと。でも、これまで産業振興課が関係の会議の中で示してきたのは、1回目は平成26年、最初私が質問したとおりです、27年11月に策定すると27年最初の会議の中で言うておりました。今回、昨年的一般質問で、この3月には策定すると言っておりました。しかし、いまだにできておりません。私も調べました。国のガイドラインによりますと、相当この事務は大変なことで、総合見直しによる作業というのは、これにかかわった市町村にちょっと聞いてみたんですけども、ベテランの職員を配置しても相当な事務量で2年はかかると。そういう作業であることがわかりました。また、国のガイドラインも見ましたが、今後、たとえできていたとしても、あと3カ月はかかる、できるまでに。そんなスケジュールがありました。

したがって、新年度このことにつきましては、ちゃんとした、今、農政担当している人はまだわずか2年しか経験していない。しかも初めて農政という、非常にこちらから見ていても、どんなに優秀な人でも無理だろうと思われる、そんなことが考えられます。ですから、新年度はそういった職員体制もしっかり整えて、今後10年に向けた計画になるようお願いしたいと思います。そのことについての考えをお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、最初に、計画がおくれたものがよいのかどうかという部分でございますけれども、これにつきましては、県のほうとも確認をさせていただいておりますけれども、国土利用計画の主とする内容につきましては、村道利用の基本方針という部分でございます、いわゆる村道の利用区分ごとの規模の目標というものは参考的なものでしかないものでございます。市町村計画には、当然どこの場所をこれから土地利用転換を図っていくとか、そういった地図、図面をおつけしてございますけれども、その図面につきましても概要図という概念的なものでしかないということで、そこに載ってないから計画を変更しなければいけないとか、そういったことはないようになっております。

2年、国の計画策定がおくれたんじゃないかというご指摘でございますけれども、その間はこの国土利用計画の主とする内容、やはり先ほども言いました国土利用の基本方針でございますので、その間は前に立ててある国土利用計画の基本方針をそのまま引き継いでいるという考え方になりますので、お願いしたいと思っております。

この辺につきましては、国におきましても国・県の第3次国土利用計画でございますけれども、このときの利用区分の規模の目標というのは、平成17年でございました。その後、国・県が第4次国土利用計画を策定したのは平成20年ということでございまして、県や国におきましても計画が策定されてない見えるような部分が、このときも3年間生じているようなことにもなっておりますので、この国土利用計画につきましては、あくまでも村道利用の基本方針が主たる目的であって、そこについております目標の年次だとか図面については概念的なものだということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、この計画案でございますけれども、地元と話をしているかということでございますけれども、一部今回の計画につきましても農業振興地域から工業用地等に転用を図っていきたいという計画の部分がございます。その部分につきましては、第3次の計画のときに住民の皆様からご意見をいただいて、そういう計画を立ててあるということで、その部分を引き続き今回も計画させていただいておりますので、その部分につきましては、前回の計画のときに既に地元のほうに話をしているということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、農業振興地域との関係でございますけれども、農業振興地域整備計画ができ

ないのに、国土利用計画のほうを立てていいのかということでございますけれども、その辺につきましては、村のほうで事務局レベルですり合わせ等を行っております。また、国土利用計画のほうが上位計画になるということで、特にその辺は計画策定しても問題はないというふうに考えておりますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、公共施設の複合化の関係でございますけれども、これは村としましてもこれからの課題でございます。しっかり具体化になったところで、住民の皆様とか計画等に掲載する内容だと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

続きまして、住民の意見が反映されているかという部分でございますけれども、公聴会の部分としましては、先ほども言いましたとおり、第3次総合計画を立てるときに関係する地元の皆様と協議をさせていただいております。今回策定するに当たっては、しっかり住民の皆様、抽出でございますけれども1,000件アンケート調査をとらせていただきまして、その中で住民の皆様の意向というものは把握をしているものでございます。

また、計画案につきましてはパブリックコメントも実施しております。その中で住民の皆様からそれぞれ内容等は見えていただいているというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうは、以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、農振整備計画の総合見直しに伴います職員の体制についてお答えいたしますが、現在、産業振興課職員、農政を担当している職員が、私を除きますと課長補佐、それから塩原議員おっしゃいますように2名の職員、若い職員が担当しております、主には3人で対応をしているところでございます。塩原議員おっしゃいますように、整備計画につきましては今後の村の農業の計画をしていく上で非常に大切な計画であるということは認識しております。先ほども申しましたとおり、地方創生の交付金事業で取り組んでおります。これからの農業を推進する支援組織の設立に向けても取り組んでおりまして、非常に農政関係の仕事が複雑で大変忙しい状況になっているところでございます。

また、村長の提案説明の中にもございましたが、今後、荒廃農地等を減らしていく中で基盤整備がされていない農地もございまして、その基盤整備の件についても、今後県営の事業等も入れていかなければいけないというような状況でもございまして、たくさんの農業関係の仕事がございまして。

そこで、地方創生の交付金等の事業も使う中で県のOB、それから村のOBの方を、この年度末ではございますがお願いをする中で、新たに体制も整備をして、今後農業を推進していく上で体制づくりを整えておりますので、そのような形で今後はやっていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 総合見直し、今回見直しをするということは、前回でたとえ合意を——確かに最初の前回の国土利用計画3次ですね、そのときに原新田のことについては合意を受けている、きちっと地元の方たちにそのことの計画について計画をおろして、そこで合意を取りつけているということは私も知っております。しかし、今回見直しをかけるということは、そこはリセットされた状態で、もう一回かけるということは必要ではないかと思っております。

それと、もう一つ大事なことが、全て農地転用する、そのために農業委員会にこれが国土利用計画がかけられておりません。これは、この全体の仕組みの中で、そういった関係機関には必ず意見をとってすり合わせをするということが決まっております、ルールの中で。そういったルールがとられていないということは、どのように考えているのか。

それから、議会にも、私先ほど申し上げましたが、県では素案の段階で議会に話をしております。それから、この策定審議会もそうなんです、もっと早い段階でこういう方向でやるということを策定審議会にきちっと位置づけてこの計画を進めております。そういった途中の手だてといたしますか、そういったことの不足を非常に感じるわけです。

ですから、計画策定というのは大変難しい作業ですが、そういったことをすることによって計画の内容が充実します。みんなが同じ方向を向きます。今回の件は、農業委員会にまず諮られてないということは、本当にどういうことなのかと思うわけでございます。そのことについての答弁を求めたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） まず最初に、農振地域の計画の関係でございますけ

れども、これ原新田から今井にかけての部分だと思いますけれども、こちらにつきましては第3次計画のときから地元の皆様の意向もございまして、既にあの部分、農地から工業用地に変わってきている部分もございまして。そういったことで、あそこの農地につきましてはこれからも工業用地に変わっていくものだと、土地所有者の皆様もそういったご理解でいただいているものと解釈しておりますので、特段今回見直しに当たって、再度確認の必要はなかったのかなというふうに思っているところでございます。

それと、農業委員会のほうの計画の関係、説明ということでございますけれども、国土利用計画審議会の委員の中に農業委員会の代表の方も入ってきていただいております。そこで計画内容等については説明をさせていただいておりますので、そういったことでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） どうも見直しというものに対する考え方が違うかというふうに思います。このことについてはもう一回しっかり、よその自治体も全て出しておりますので、自治事務というものの仕事、それには随分差が出てきております。自治事務、自分のところの責任で自分の仕事をやっていく、それが自治事務ですね。そのことによる計画づくりはどのようなあり方が望ましいのか、そのことをもう一回よく考えていただきたいなと今回は感じております。

次、最後、村長にちょっとお尋ねします。

申しわけございません。ちょっと今回、国土利用計画の中に最優先に取り組んでいただきたい提案があります。そのことについてのお考えを聞かせてください。

今回の計画に村としての公的役割として地籍調査を位置づける必要性の提案です。現在村が公表している国土利用計画は、村の面積を70.63平方キロとしております。ところが、今回の国土利用計画では70.62平方キロとなっております。100平方メートル減っているんですね。これちょっと調べてみました。国土地理院が村に示した数字であると。国では平成21年から国土の図面の電子化を進めており、平成26年2月に電子国土基本図が完成しました。これまで紙ベースだった図面を電子化することによって、精度の高い正確な国土面積の測量を可能にしました。これによって村の面積が100平方メートル減ったと思われまます。現在村が

公表している国土利用計画の面積は公図に基づくもので、これを電子化することは国と同じように精度の高い測量を可能とし、正しい面積が測定できることとなります。このことは、村民生活を初め行政の仕事を効率的、効果的に進めることになり、その影響はネットワーク化された現代社会において、はかり知れない効果を生み出すものと考えられます。

地籍調査は、村の地図を電子化するために行われる調査です。地籍調査について、国は国土利用計画の最上位にある全国計画の中で極めて重要であるとしており、その理由について、深刻な人口減少と地震など災害リスクの大きい現況の中で、着手がおくると土地の境界を確認する人がいなくなり、時間がたつほど調査が困難になるとしています。したがって、実施主体の市町村は一日も早く着手するようにと明記しています。国では地籍調査のメリットについて、隣との境界がデータ化されて保存されるために、地震や水害など大きな災害があった場合、その後の復旧復興が早く進むことや、世代交代になっても境界トラブルを防止できるとしています。

こうした重要な調査について、県下はどうなっているのか状況を調べました。平成26年4月1日現在、地籍調査をしていない市町村は8カ所でした。残念ですが、朝日村はこの中に入っております。県では、国の方針を受けて地籍調査を進めるための手当てを講じており、この2月22日付の農政部長通知で関係の要綱を示しています。それによりますと、調査費用の4分の3補助、残りは特別交付税80%、村は5%の負担で事業に取り組みます。

大規模な災害など想定外のことが起きるこの中で、いかなる事態にあっても村民の安心・安全の基盤を整えるために、地籍調査を公的な役割として今回の国土利用計画に位置づける必要性を強く感じますが、村長の見解を求めます。ちなみに、この地籍調査につきましては、後期基本計画の中に明記されております。お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の朝日村の国土調査、全く私も同感であります。私は、平成19年に就任したときから、これは朝日村の大きな課題と承知をしております。既に各自自治体で取り組んでいるのは昭和の時代から、昭和の大合併の前から国土調査をやっている町村があちこちにあります。でありますから、まさにおっしゃられますように、朝日村が一番おこなわれている、これは私が十分承知しています。

しかし、最初からそれだけにあつて、先ほど議員が言いましたが、村民の安全・安心がど

れだけといいますと、もっとその前に優先的に取り組まなければいけないことが幾つかあります。でありますから、私は少なくとも一定の私の理論が村民のために、それぞれがハード的なこと、ソフト的なこと、取り組んだ後で、私の仕上げとしたいと思っていましたが、現時点ではまだそこまで取り組める状況ではありません。なぜならば、まさに農地を含めた住宅地帯だけは5年ぐらいでできます。しかし、山林に手をかけると、現在20年やっても結果が出てない、そういう村もございます。でありますので、これは非常に難しい。難しいですが、さりとて放っておくわけにいかない。私も総務課長含めて、たびたびこの議論はしております。していますが、少なくともそのことは朝日村の大きな課題ということ、これは議員おっしゃるとおりの話でありますから、その中でどう取り組むかは、まだその前に優先的に幾つも取り組まなければいけない分野がありますので、みそくそ一緒に取り組むわけにいかない。それだけをご承知をいただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 何を最優先とするか、優先をどれにするかというのは、非常に難しいことではございます。しかし、あす起きるかもしれない、いつ起きるかわからないですから、そういったことの準備をしておくことが、いかにいろんな意味でこの仕事の重要性があるのかということは、もう一回再認識をしていただきたいと思います。

これで1回目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 申しわけありません。非常に時間が差し迫っておりますので、もしかしたら途中で終わってしまうかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

アグリビジネスセンターの取り組みについてでございます。

本格的な人口減少を迎える中、村は2060年の人口を4,000人とする人口ビジョンを立て、その実現に向けて取り組みの真っ最中です。向陽台住宅団地の造成は、村単独の事業として取り入れております。

一方で、国からの交付金を財源とする地方創生事業は、ことしで2年目を迎えます。全国各自治体は総合戦略プランをつくり、5年間で完成度を高めようと事業内容を充実させて頑張っています。

朝日村も、農業・林業・観光それぞれのテーマが国の採択を受けました。地方創生事業は、交付金という国の財源を求めることから、村が抱えている課題解決の方向が国の政策と合致することを求められます。3本のテーマは、いずれも人口確保のために必要な事業として大いに期待しております。特に農業は、人口減少の中での高齢化と少子化はさまざまな影響が出てきております。これまで農地を守ってきた人々が維持できなくなっている現実です。具体的には、耕作放棄地の増加、後継者不在による担い手の減少、規模拡大農家の雇用対策など、以前から存在していた問題がこのごろは現実のものとして差し迫っております。

こうしたことを解決しようと、平成28年は国の地方創生加速化交付金を使って農業支援組織設立検討協議会を立ち上げ、会議を重ねているところでございます。当面はアグリビジネスセンターをことし10月に設立して、さまざまな課題解決の総合窓口とする方向としました。アグリビジネスセンターの取り組み方次第で、基幹産業である朝日村の農業を次の世代に引き渡せるか、非常に重要な役割と考えます。私は協議会のメンバーでもあることから、以下3点質問します。

- 1、ことし初めて取り組んだ事業は計画どおり進んでいるか。
 - 2、平成29年はアグリビジネスセンター設立に向けて、どのような取り組みをするか。
 - 3、アグリビジネスセンターの目指す目標は何か。
- お願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、塩原議員ご質問のアグリビジネスセンターの取り組みについてお答えいたします。

初めに、この事業は、地方版総合戦略に対しての交付金、平成28年度地方創生加速化交付金2次募集分を活用いたしまして、アグリビジネスセンターの設立による新たな農業と担い手創出事業として昨年秋から進めているところでございます。

今年度の計画は、アグリビジネスセンターの設立準備として、設立に向けた基礎調査、設立に向けた協議会の設置・運営、そして専門相談、試行、3項目と、U I J ターン就農促進

プロモーションが主な内容となっております。

これまでの取り組み状況は、昨年11月に朝日村農業推進支援組織設立検討協議会を設置いたしまして、これまでに4回開催し、本年度は3月末に5回目の開催を予定しているところでございます。協議会メンバーには、ご案内のとおり、議会からも上條昭三議員、塩原智恵美議員の総務産業正副委員長に加わっていただいているところでございます。これまでの協議会では、アグリビジネスセンターの必要性、農業者へのアンケート調査の内容、プロモーション計画等について協議をいただいているところでございます。結果については、5回目の協議会后、本年度の実績としてまとめる予定でございます。

基礎調査、U I J ターン就農促進プロモーションについては、コンサルタントへ約1,500万円で業務委託し、進めているところでございます。基礎調査では、農業の現状と将来についてのアンケートを土地持ち非農家を含めた村内全農家622軒を対象に行い、回答率59.3%、369軒から回答をいただき、集計概要を3月2日開催の第4回の協議会で報告をさせていただいたところでございます。今後、フロー集計も行い、より詳細な分析を加え、農家の抱える課題の把握を行い、今後、協議会での支援施策の検討に反映させてまいります。

U I J ターン就農促進プロモーションについては、動画、リーフレット、ウェブサイトツールとしたプロモーションを行い、当村の農業の魅力や就農までの流れを詳しく紹介しながら、U I J ターン者が必要とする住まい、生活環境の情報等、村全体の魅力をあわせて掲載する動画、ウェブサイトを作成中でございます。リーフレットにつきましては、農業の魅力発信に特化した内容で作成中でございます。

そのほか専門相談員の試行につきましては、相談内容の把握、需要を今後検討し、人員対応を行うため、アグリビジネスセンター設立後、業務内容とあわせて検討が必要であると考えておりますので、次年度以降の実施を考えております。

したがって、今年度の取り組みについては、次年度の組織立ち上げにつながる検討、調査が行われていると捉えております。

次に、平成29年度のアグリビジネスセンター設立に向けての取り組みについてでございます。

第4回の協議会では、次年度の進め方として提案させていただいております。内容は、設立検討協議会に加えワーキンググループを設け、担い手の確保・育成、農地・農機具等の共有と流動化、6次産業化など、新しい農業の3分野についての具体的な課題解決の方策の検討を行ってまいります。

また、アグリビジネスセンターの自主財源の確保方策の検討や先進事例の視察や学習会の開催を計画しているところでございます。

そのほか、プロモーションツールの更新とあわせ、センター開設後の活用への転換などを実施する予定となっております。

次に、アグリビジネスセンターの目指す目標についてでございます。

当村の農業は、これまでの先人のご尽力による基盤整備が行われたことにより、葉野菜等の生産性の高い農業経営が行われていることはご案内のとおりでございます。

しかし、一方で国を含め各自治体の人口推計では、今後引き続き人口が減少し、当村でもピーク時の半分以上となると示されております。農業分野についても、現農業者の高齢化による労働力の減少が危惧されているところでございます。

そこで、当村の基幹産業である農業を維持し、さらなる発展を目指すには、課題を把握し、課題解決に向け早急に取り組む必要があると捉えているところでございます。現在設立の検討を行っているアグリビジネスセンターは、JA等と連携し、当村の農業を支援する組織としての役割を果たすことにより、新規就農者、労働力の確保につながり、継続できる農業を確立する上で大きな役割を担うことと考えております。そして、このアグリビジネスセンターがその役目を果たす組織となることが必要であり、目標であると捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、持ち時間ほとんどありませんが、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） はい、ありがとうございました。

ことし3月の補正予算に700万円減額の予算が組まれています。結局全て消化し切れなくて、せつかくのお金を国に返すという予算です。そうしたことが新年度は起きないように、仕事をちゃんと進めていただきたいと思います。

それから、新年度はアグリビジネスセンターを法人化すると、ひとり立ちさせていくという正念場の年になっているかと思います。そういった意味で、そこには専任の職員を配置するという位置づけにもなっております。しっかりこのセンターが方向先が見えるように仕事をやっていっていただきたいと思います。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は、2問に関して質問させていただきます。

1番目といたしまして、村道西洗馬7号線の道路整備は。

昨年5月、西洗馬7号線の道路整備にかかわる要望書が、上組、向陽台の地区住民の93%の署名書添付で行政、議会に提出された。

要望書の内容は6項目にわたり、通称「長坂」と称する坂周辺の環境改善が3項目です。

1としまして、村道に覆いかぶさり、日当たりを阻害している立木類の枝打ち。2としまして、冬季間の降雪に伴う路面凍結を低減させるため、日照を阻止している立木類の伐採処理。3としまして、坂の山側にある立木の間伐や枝打ちで、日照と閉塞感から解放感への環境改善の実施。

関連村道の道路構造上の改善項目は3項目です。この項目の1番目ですが、道路幅員不足に伴う車両のすれ違い箇所の設置。2番目につきまして、見通しの悪いカーブの緩和処置。それから最後に、急カーブの解消。

現時点で執行された要望事項は、1の村道に覆いかぶさった立木類の枝打ちのみです。

昨年の6月一般質問の際回答いただきました道路構造上の課題で、条件の悪い道路を拡張しても有効であるか、調査を専門家に依頼するようになっておりました。どんな結果になったのでしょうか。また、未執行の5項目の執行予定と安全・安心の道路走行確保への住民ニーズへの対応をお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問の村道西洗馬7号線の対応について

お答えをいたします。

村道西洗馬7号線につきましては、議員からもお話しがありましたが、昨年6月議会定例一般質問で林議員からご質問いただき、中村村長が調査について答弁をし、9月議会定例会の一般質問では議員からのご質問に、私から道路管理上苦慮する時期として冬場、冬季間の凍結対策である、そのため日照調査などの専門的な調査研究は新年度で取り組みをしたいと答弁をさせていただきました。したがって、調査については新年度の冬季間に計画したいと考えております。

調査内容については、調査の専門家に相談したところ、日照計などの機器を活用した調査と人的に日照状況を確認する方法があるとのことでございます。専門業者が機器による調査を行うと約数十万円の費用がかかるのですが、人的な調査では、日の出から日没までの日の当たっている時間を計測する方法なので、職員でも可能とのことでございます。今のところ、費用をかけない方法での実施を考えたいと思っております。

道路構造の件につきましては、向陽台団地から県道へつなぐ新しい道路計画がございますので、完成後の交通量などを見る中で再度検討したいと考えております。

また、維持管理につきましては、これまでも申し上げているとおり、引き続き行ってまいります。改良につきましては村内各区からの要望もございますので、優先順位をつけ、予算内で緊急度を見ながら対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、悪い道路の安全等に関しては新年度というような背景になっていましたけれども、これについては、やはり予算の確保については、私の予算を見ている範囲では、予算の処置が講じていかないと、どうしたのかなという感じは持っておりました。

それで、先ほど専門業者が日照計で計器を使って測定すると数十万円かかるというような背景でしたけれども、やはりこのニーズをこの地区の住民は非常に抱えているわけですね。それと、なおかつ、今2期目の分譲が、計画に対してほぼ25%ぐらいいっており、今後どうなっていくのか定かじゃありませんけれども、それが完売され、なおかつ4期の国土計画にはその下に、より広大な面積の第3期の分譲も考えられているようではございますけれども、やはりあそこの現在居住されております人たちにしましては、どうしても保育園の送迎に関しては

あの道路はやはり絶対利用したいと。ついては、安全・安心の道路であってほしいと、そういう要望が非常に強いわけです。

これは、上組地区の高齢者にとっても、いずれ免許を返上して、それから交通弱者になるという、そういうパターンになると思いますけれども、やはり役場もしくはこちらの小野沢方面、中央へ出てくるためにはあの道路を使いたいと。夏季においては問題ないけれども、冬季に関してはやはり凍結等の問題が発生していると、非常に向こうにとっては大変だと。新しい道路の検討もそれなりに進んでいると思いますけれども、それに関しては、やはりあれは唯一の生活密着道路であり、中央へ出る一番最短の距離であるという、そういう観点から、これについてはぜひ現在未実施になって、これから施工していただく、やっていただかなくちゃいけないと、そういう強いニーズがあるわけです。

これに対して過去に要望書を出しています住民ニーズの93%という重さですね、これをどのように捉えているのかということ再度伺いたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員の2問目のご質問でございますけれども、まず初めに、この7号線を含めた新しい道路につきましては、昨年暮れからワークショップということで、上組地区の地区長さん、住民の方、それから関係する区の区長さん、中組、西洗馬、本郷の地区の皆さんから参加をさせていただいてワークショップを行って、周辺の道路のあり方について検討をしてきていただいているところでございます。

林議員も傍聴に参加していただいておりますので、メンバーについてはご承知でもありますし、内容についてもご承知かと思っておりますけれども、向陽台団地の今住んでいらっしゃる皆さんの代表の方からも参加をさせていただいている中で、林議員おっしゃいますように、保育園等への送り迎えももちろんございますが、今後、新しく造成された団地がふえるについても、やはり県道へ早く出ていく新しい道がいいではないかということで、ワークショップの中でも方向性が出ております。

そんなことで、まずは県道へつながる新しい道路をあけて、向陽台団地も含めた皆さんからアクセスがよくなるように整備をしていきたいということで考えております。

西洗馬7号線についても、ふだんのメンテナンスはもちろんしていきます。ただ、新しい道があく状況の中で、交通量等は今後見ながら予算をかけていきたいということもございま

すので、先ほど答弁で申し上げましたとおり、新しい道路の計画ができ、ある程度今後の見直しが出たところで、交通量の状況も見ながら、西洗馬7号線の拡幅等の改良については再度検討させていただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 昨年7月に枝打ちの執行をしていただいて、それに対して日照はそれなりに、従来グーグルの航空の画像を見ても、やはり村道がそこで閉鎖されたというような状況の中から開放されて、要するに従来あるべき姿が維持されてなくて、そういう状態になっていたというふうに住民の人たちは捉えています。それに対して、多少なりとも枝打ちしたことによって、多少なりとも方向は見えてきたと。

であれば、やはり住民が切に願っている、多くを願っているわけじゃなくて、やはり周辺に覆いかぶさっている立木の伐採、それから日照時間確保のための対応、それをやっていただき、なおかつ、きついカーブとか見通しの悪いカーブ、そういうのを除去していただいて、そしてもう即それをやることによって別の展開——別の展開というのは、今度の第2区の分譲についても7号線に非常に近いわけなんですね。それで、従来住んでいる方たちの意見を聞きますと、私がもしそういう立場であれば、短時間で保育園に送迎する道を選ぶでしょうと。新しい道路はどうしても三角形の2辺を走行するような形になって時間もかかって不経済だというようなことも聞いております。やはり一番手っ取り早く、もしくはやることをしっかりやっていければ、対応すれば、それでちゃんと方向性は見出せるんじゃないかなと、そう思っております。

ことしの冬は降雪が例年よりもちょっと少ないような状態なんですけれども、あの降雪した状態の道路環境というのは、担当部署、要するに村道の管理をされている村長は、あの状態のところをごらんになっていて、その現場検証というのはされているかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 道路の西洗馬7号線の状況についてでございますが、林議員

おっしゃいますように、ことしは降雪も少なく、村のほうでも管理するには容易に管理できたかなということで感じております。また、昨年度要望がございましたので、地権者のご協力をいただき、木の枝の伐採でしたり枝打ちだったり立木の伐採も行い、ある程度の日照を確保できる範囲での対応はさせていただいたところでございます。

道路の状況については、担当も見ておりますし、私も行く範囲で通ったりして見ている状況でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今課長の答弁で、現場検証はされているという答弁をいただいておりますけれども、その結果ですね、どういう考察というのか、どういう感覚なり、どういう感想を持たれたのか、その辺もあわせてお聞きしたい思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほど申しましたが、ことしの冬は比較的雪が少なかったものですから、住民の皆さんも通行するには特段不便が余り生じなかったのではないかと思います。私も通っている中では、特段支障なことは感じませんでした。若干上の部分で見通しが悪いとか、そういう部分についてはカーブミラー等もついておりますので、その辺での対応ができるのではないかと感じておりますし、カーブミラー等の老朽化については、今後の修繕の中でも対応できるかと考えておりますので、特段、今後大きな修繕が必要であるという認識ではございません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、課長の答弁をいただいたわけですが、この西洗馬7号線を唯一の生活道路として改善を望んでいる住民ニーズ等とやはり少し温度差があり過ぎるなと、そのように思います。もう少し5月にやられた住民の声を、生の声ですね、あれをしつ

かりと把握されて、そしてやはりその住民ニーズの要望に対応できるような、そういう道路行政をぜひやっていただきたいと思います。それから、そこを利用されている利用者が安心・安全に走行できるような、そういう道路の維持管理ですね、これはぜひ対応していただいて、お願いしたいと思います。

とにかく、現在本当にそれが、それぞれの物の見方はあると思いますけれども、決してあの道路は整備された道路ではないと思いますし、道路上の構造上の欠陥等も何か所かございます。そんなことで、そういう箇所はそれなりに改善して、地区住民のニーズは全面改修しろとかそんなこと言っているわけではなくて、最小限度のことを申し上げて、それが道路瑕疵にならないような、そういうレベルに持っていきたいというのが私たちの思いですし、またそうあってほしいなど。

それから、これからあの地区に定住される、あの分譲地を購入されて定住される方が、ここに住んでよかったという、そういう安心感を得られるような道路維持管理をできるような形にぜひ持って行っていただきたいなと思います。

私いろいろ申し上げたいことや質問したいことがありますけれども、これ以上やっても堂々めぐりになりそうなものですから、これでやめたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2番目としまして、空き家の適正管理は。

新興地区を除く在来地区には、核家族化、少子化、相続放棄など、生活様式の多様化で常時無人の建物や敷地などが増加し、周辺の住民には安心・安全の生活環境、衛生環境などに暗雲が漂い始めております。これらの背景には、個人情報保護などの規制も加味され、所有者の所在も不鮮明で、管理不全な状態の廃屋も出現し、周辺住人に不安感を募らせ、対応に苦慮されているという実態も聞き及んでおります。

行政では、今後発生が予想される廃屋の適正な管理はどのように対処されていくのか、お伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、林議員ご質問の空き家の適正管理ということで、廃屋の管理についてということでございます。

近年、全国的に増加している空き家でございますけれども、適正な管理が行われていないために、火災の原因となったり、衛生面や景観などにおいて地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしたりしているため、平成27年2月26日でございますけれども、空き家対策特別措置法が施行されております。この中で市町村の権限が法的に位置づけられまして、撤去や修繕を勧告、命令できることになってきているものでございます。ここで問題となる空き家を国は特定空き家ということと呼んでおりまして、行政による勧告のほか、行政代執行による強制撤去も可能となっているものでございます。

この「特定空き家」に該当するかどうかという点におきましては、国のほうでガイドラインがございまして、4つの判断基準を示してございます。実際の判断基準につきましては、各市町村で策定することになっております。こうした特定空き家でございますけれども、こういったものに該当する建物は、現在都市部では多くなっておりますけれども、農村部におきましてはまだ少ない状況であるようでございます。

当村におきましても、この特定空き家に該当するような物件はまだないものと捉えているところでございますけれども、近年、村内でも、家屋の所有者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をするケースが発生してきております。固定資産税の課税上、管理者が存在しないといった状況の物件2棟を把握しているところでございます。

今後、こうした特定空き家になり得る物件というものは確実に増加していくものと思われまますので、村内で所有者が的確な対応をしていただけない空き家の発生、また、空き家周辺の住民の皆様から頻繁に苦情があるのか、そういった状況を見ながら、こうした特定空き家の判断をするための基準の策定とか行政措置につきまして今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、回答をいただきましたけれども、特定空き家ですね、村内には2軒という話を今行政ではされておりますけれども、もう私がこの件を見てみますと、もうそれに準ずる、今で言えば、もう廃屋で、空き家バンクにするには費用がかかる、もしくはし

たくでも該当者が鮮明なのかどうかちょっとわかりませんが、不鮮明でなかなかそのところまでたどり着けないとかというような形で、もう時間がたてば即廃屋になるような住宅というのは存在しているんじゃないかなと思います。

そういう中で、やはり特別措置法に基づいて村が対応するためには、それ相応の条例等を制定して対応しなくちゃいけないんじゃないかなと私は思っていますけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員、2番目のご質問でございますけれども、特定空き家の基準というところが、そういった場合、焦点になってくるかと思っておりますけれども、この特定空き家の基準につきましては、国のほうで、先ほども申し上げました4点をガイドラインのほうに上げてございます。1点が、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2つ目が、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3つ目としまして、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4番目としまして、そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態という、4つのものをガイドラインで規定をしております。

この基準でございますけれども、この法律で最終的には強制撤去が可能になるということでございます。所有者の財産を強制的に撤去するために、特定空き家というものに定義されるものは、相当ひどい状況を想定をしております。これは既にこういった基準を策定したところの状況を見ましても、やはり倒壊のおそれと申しますと、もう近隣の住民の方の生命、財産に影響を及ぼすような状況だとか、屋敷内の立木につきましては、隣接する道路を塞いでしまって通れないような状況だとか、そのほか悪臭、ごみの放置、けもの住みか、建材の浮遊、そういったもう手をつけないとひどい状況、そういったものを特定空き家ということで指定しているようでございまして、ここまでひどいものにつきましては、現在村内の中にはまだないのではないかという判断をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この件に関して、そういう特例法ばかりでなくて、それを運用するためには、それ相応の村での条例というのを制定して、それを統括するのは村長でしょうか、それがすぐ執行できるような体制はぜひ整えなくちゃいけないんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 空き家問題は今、全国的な問題で、あちこちで条例をつくっているところもありますが、今朝日村につきましては、今、総務課長が答弁したとおりでございますので、まだ当分その考え方はございません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、もうこれから間違いなくこの空き家は増加するんじゃないかと思う、今の状況からいきますとね。そういう意味で、それを適正に管理するためには、それ相応の国の特例法ありますけれども、それが住民なり村の行政に反映するためには、それを村のカラーなり、そういう内容を組み込んだそういうものでなければ、効力というのか、執行においても思わしくないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、この条例は、今すぐでなくてもいいかもしれませんが、やはり近い将来、もしくはできるだけ早い時期にこれを制定いたしまして、そしてしかるべきそういう事象が出たときに即対応して、そして地区住民の安心・安全が確保できるような、そういう体制づくりというのが、村民の生命と財産を守る行政の責務じゃないかなというふうに思っていますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） まず、一番先に頭に置いてほしいのは、それは個人の所有物ですよ。個人の所有物を、条例をつくったから、すぐ行政サイドでできるものではないという、その理解をまずしていただきたい。それには、自分の地域で今までお互いに住んでいた人が、人がいなくなって20年か30年いなくなった。しかし、その地域の人はそのことの連携をとれる人が必ずいるわけですから、そういうところを通じながら、まず地元で話し合ってください、

なおかつ困っているから、今、条例という話が出ているんです。はなから条例をつくって村の権限でできるものじゃありませんので、ご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 実際、この特例法がそのまま適用できるような体制であれば非常にありがたいんですけども、これは市町村の状況に合って、十分にそしゃくされたそういう条例があるべきだというふうに私は思っております。現時点でも、それは当上組地区にも発生しておりまして、これは家屋じゃなくて立木なんですけれども、それに対して、先方は条例もないのに何言っているんだいというような、極端な話そういう言葉を常にじゃないけれどもはらんでおります。

そういうようなことで、そういうものが一つの指標になって対応して、条例というのも、それは即必要でないかもしれませんが、そういう場によってそれを盾にとるような方も、財産放棄したいとか、もう全然そういう無用な長物を管理しろ、それを対応しろと言っても、またこれは無理なことじゃないかなというニュアンスもちょっとあります。

そんなようなことで、これに関しては条例の件と、もう一つ空き家バンクに対しては、それ相応のリフォームする際に補助金が提示されております。もし廃屋もしくは空き家を処分、もしくはその周辺の立木等进行处理の際は、それに対して村の補助というのは考えられないでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員のご質問でございますけれども、先ほども村長が申し上げましたとおり、この特定空き家の件でございますけれども、最終的に先ほども言いましたとおり、強制撤去が可能になる法律でございますけれども、所有者の財産を最終的に行政が強制的に撤去するようなことになるものですから、立木につきましても相当ひどいような状況でないと、そういった対応が行政ではとれないような状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、立木といった場合は、隣接する道路が通れないような状況だとか、倒れて周辺の住民の方の生命、財産に危険が及ぶような状態でなければ、村としても個

人の財産になりますので、なかなかできないという状況でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

特に、その関係につきましての補助金ということでございますけれども、今のところちょっとそういったケースは想定をしてないわけでございますけれども、今後、必要があれば検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今現在、その条例も必要でないというようなニュアンスでおられますけれども、いずれにしましても、地区住民にとってはやはり何とかしてもらいたい、それに対してはなかなか所有者が動いていただけない、そうするとそれには何らかの援護射撃が必要じゃなかろうかなと、そう思います。そういう意味でぜひそういう立木、もしくはそういうものの撤去に関しては、先ほど申し上げたとおり、リフォームにも補助金が出ていますから、それを村の業者さんなり何なり利用して適用して、それを処置した場合についてはそれなりきのそれに準ずるような措置を講じていただくことを切に願ひまして、この質問は終了いたします。

○議長（清沢正毅君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

10時45分から再開しますので、よろしく願ひします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問に入ります。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は今回、1問質問をさせていただきます。

山麓の民家の防災対策についてということでお尋ねをいたします。

昨年1月末のあの悪夢のような雨氷による被害は、いまだに我々の頭の中から消えることはありません。幸い人的被害がなかったのは不幸中の幸いでありました。これは、近年問題となっている地球温暖化による異常気象が原因かもしれません。そうであるならば、またいつ同じような現象が起き、もっと甚大な被害に及ぶのではないかと危惧いたします。

土砂災害を想定したハザードマップは、全戸に配布され、一定の認知はされていると思います。しかしながら、強風、豪雪、台風等の折、日々裏山の木々が自分たちの家に倒れ込むのではないかと恐れおののいている住民がいるのをご存じでしょうか。先ほども出ました個人の財産を一方的に撤去するわけにはいきませんが、地主と被害に遭いそうな家との交渉の橋渡しをし、費用の案分方法等も示しながら手助けをしてやる必要があると思いますが、いかがでしょうか。地域住民の安心・安全を常に考えるのが行政の役目だと思います。当局の見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいま質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の山麓の民家の防災対策でございます。

一例としまして、昨年1月28日の雨氷被害を例にとりまして今お話がありました。議員ご指摘のとおり、住宅の裏が山林で、そういうところの状況は、今話が出ましたように、木材価格が長期にわたって廉価、低迷をしておりますので、このことによって所有者が放置をしているのが実態だろうと思います。しかも、さらに年数が経過したことによりまして、樹木が大きく成長して危険度が増しているケースが見受けられるところでございます。

これらを踏まえまして、当村では、平成21年から県が取り組みました森林税を活用しまして、一番最初には、私は鳥獣被害防止と言っておりますが、そういうことも含めまして、里山整備を積極的に取り組んできたところでございます。ご案内のとおり、里山整備がされました。そして、そういうところの山を背にしている住宅では環境が大きく変わり、喜ばれているところでございます。この里山整備につきましては、今、議員もおっしゃいましたが、

個人の所有林の整備でありますので、私はこのことを進めることに、当初から、地域の皆さんと地権者の協議をしていただいて、双方の理解によって協力ができたところから、村としては、手続について行政が担当して取り組んできているところでございます。

そこで、議員ご質問の地主と被害に遭いそうな家との交渉の橋渡しということでございますが、今申し上げましたように、里山整備につきましては、まず今まで村が進めてきておりますこの方式を引き継いでいただきながら、地域の皆さんが地権者との話し合いをされるところから始めていただきたいと思いますと思っております。

また、山林の状況にもよりますけれども、補助金を活用して森林整備をし、対応できる、そういう場合もありますので、そういうところにつきましてはの整備につきましては、役場林務担当へご相談いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ただいま村長のほうから答弁いただきまして、最近、曾倉のほうですか里山整備、民家からかなり山の上のほうまできれいに整備がされております。あの近辺にいた方も、非常にこれからは安心して過ごせるのではないかというふうに思います。

今までは林業の観点から山の整備ということでありました。しかし、私は、防災の観点から、そういった意味で地主も、確かに木材は安いかもしれない、でも防災の観点で、私も一肌脱ごうと、そういったような気持ちにさせる、そういう接点を、先ほど言われたように、住民と地主との話し合い、それを進めていくような形でぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、具体的にですけれども、古見方面、里山整備で鳥獣柵は完備されましたが、今、猿対策といいますか、そういったことで少し奥のほうまで、または枝打ち等も強度に行っておるといふふうに聞いております。今後、いわば第2次のそういった里山整備、鳥獣柵周辺の整備がされる予定があるか、また、いつごろ、どういう計画になっているかということ、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） この里山整備ですが、基本は、緩衝帯を柵の両側に5メートルという表現なんですけど、しかし、先ほど申し上げましたように、現場で立ち会って、個人所有者が切ってはいけないというのが今ずっと残っています。そのことによって、今猿がフェンスの上から上の枝へ渡って、現実には人家に出ている、これが現実です。

そういう中で、針尾地区では一昨年反省が生まれて、これはいかんと。あれは常会か地域の皆さんと地権者と話して、いや、もうちょっと切ってほしいということで追加が生まれました。そういう場合は村が当然里山整備のほうでやっていきますので、ぜひ先ほど申し上げましたように、地権者と地域の皆さんとの話し合いをしていただければ、それなりきの対応はできるようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

私も地元からの要請もありまして、今こういった質問をしているわけでございます。今答弁ありましたように、地域住民の橋渡しの一員として積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、当局のご協力といたしますか、またよろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもって、この質問を私は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（清沢正毅君） これで、高橋廣美議員の質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村でございます。

私は、2問お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目として、中央公民館講堂及び駐車場、緑の体験館本館の改修工事の今後につ

いてということでお尋ねをしたいと思います。

平成29年度中に新庁舎の竣工のめどが立ち、間もなく建設が始まろうとしております。振り返りますと、庁舎の建てかえが議題に上がってからほぼ十数年が過ぎています。そのような状況の中、2つの施設も議題に上がってから、ほぼ同様の年数が過ぎております。

中央公民館講堂のアスベストの除去については、毎年1度検査を受けること、また、緑の体験館本館については、周辺にコテージ10棟を先行で建設し、本館工事については一時棚上げとなり、今後の方向性も明確になっておりません。

そのような状況の中で今回示された平成29年度から31年度の実施計画で、平成31年度の予定に緑の体験館本館トイレ棟改修工事として312万余りが予定されております。このトイレ棟改修の意味と、あわせて2つの施設の今後の方向性について、村側のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の中央公民館講堂及び駐車場、緑の体験館本館の改修工事の今後ということでございます。

まず初めに、第5次総合計画に基づきます平成29年から31年の実施計画で示しました緑の体験館屋外調理場、いわゆる屋外でバーベキューができる場所でございますが、この施設の隣にありますトイレにつきましては、場所は実はわかりにくく、そしてトイレ自体がもう老朽化して使える状況にはなっておりません。そこで、そうなっているコテージを利用者の皆さんがああバーベキュー会場を使ったり、また別に日帰りであそこの場所を利用する皆さんのトイレの使用を含めまして、ここを改修するものでございます。

そこで、中央公民館の講堂と緑の体験館本館の今後の方向性ということでございますが、今までにも申し上げてきておりますが、新役場庁舎建設後は公民館講堂の改修計画が必要と捉えております。また、緑の体験館本館につきましては、現在のこのコテージの利用状況、そしてこの需要、需要といいますか使いたい、そういうような希望等々も踏まえて、今後計画してまいらなければならないというように思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 今、今後については計画等が必要であるということのお考えは示されておるわけですが、正直言うと、もうこの29年度の中の予算を見ると大型になっていまして、大型の事業もそろっているというような中で、29年度はもう全く考える余地は恐らくないんだろうと。そうしたときに、もう30年度といたしますと、我々も正直最後の年度に当たると。なぜか3件そのまま残っている状態と。少なくとも例えば委員会等で検討してもらおうとか、今後のありようについて考える会を立ち上げるとか、何か一步先に、その予算化することはまだ難しいかもしれませんが、そういった形で村民の人たちからいろいろご意見をいただきながら、あるべき姿を模索するのは必要ではないかなというように思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の新年度の大型予算はご案内のとおりであります。そうしますと、平成29年度に新役場庁舎ができましたが、役場庁舎の一角にヘリポートとか、次の年度にまだ引き続いて優先的に取り組まなければならない事業を幾つも抱えております。でありますので、すぐそれについて公民館の講堂ということは、私としては、少なくともこれからの状況の流れの中でどう取り組んでいくかということでありまして、研究する必要があるといたしても、3年も4年も研究するわけにはいきませんので、そういった意味でご理解いただきながら、今の議員のことにつきましては十分心にとめて対応したいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） どちらにしても改修なり新設なりが必要だという認識ではあるのかなというふうに理解をしております。ただ、残念ながら、ここの1、2年ではいかんともしがたいと、こういう状況だということで、後の方々にお願いをするという形になろうかと思っております。

この件については、終わります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2つ目に、第4回のプレミアムつき商品券の発行についてということで、若干確認をしながらお伺いします。

今回、村は第4回のプレミアムつき商品券の発行を平成29年度に行うとし、450万を予算計上いたしております。

そこで、今回のスケジュールを確認いたします。

次に、今回は過去3回と違い、発行数を3,000冊から2,000冊に変更されていますが、そこに至った経緯をお聞きします。

次に、今回は平成29年正月明けに、朝日村商工会より村に対してプレミアムつき商品券の発行について要望書が提出されたと報道されました。その中に過去のプレミアムつき商品券について、商工業者の新たなる事業展開などに大いに役立ったと効果を強調したとあります。ただ、完売をするまでに時間を要するようになったこと等の中で、発行日を住民向けの先行販売と経済活性化を図る村外向け販売に分ける改善策を示したとされます。

プレミアムつき商品券の発行についての意義と、また、さまざまな規制の中で難しい面もあるかもしれませんが、今回は特に変更はありませんでしたが、今後可能かどうかお尋ねします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、中村議員ご質問のプレミアム商品券の発行についてお答えをいたします。

初めに、発行冊数についてでございます。平成27年度からこれまで3回のプレミアム商品券の発行を行っております。現状を見ますと、それぞれ発行冊数3,000冊、プレミアム率は、平成27年度の第1弾、第2弾は30%、28年度の第3弾は20%でございます。当初の購入冊数上限は、第1弾が5冊、第2弾、第3弾が3冊としており、より多くの方から購入し、利用いただくため、上限を下げたものでございます。参加事業者数も、第1弾では55事業者でありましたが、第3弾では60事業者まで増加しております。利用率も99.4%から99.7%で、購

入された商品券は利用されている状況でございます。

しかし、過去3回の販売にかかった日数を見ますと、第1弾では15日、第2弾以降は40日を要しております。販売日数が延びると利用期間が短くなることや、販売は商工会が村から無償で受託し行っておりますので、販売日数が延びることで事務の負担もふえることとなります。

そこで、今回は商工会事務局と検討を行い、発行冊数を減らすことにより商品券の価値観を高め、早期の完売により利用期間の確保と事務軽減を目的としたものでございます。

商品券の販売につきましては、これまでも村外者の購入も可能であり、キャンプ場、スキー場利用者の購入により村内での商品券の使用がされております。村内事業者の活性化を図る目的の商品券でありますので、村外の皆さんに商品券を購入していただき、村内で使用していただくことは村内事業者の活性化にもつながるものでございますので、引き続き販売を行ってまいります。村民の生活支援の役割もあることから、積極的な村外へのPRは今後の販売状況を見ながら検討したいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 今、過去3回のデータ等説明をいただいたわけですが、結局3,000を2,000に変更したというのは販売しやすいからという、端的にそういうことではないでしょうか。これによって販売状況を見て、次回は、例えば3,000に戻すとか、そういう流動的な考えなのか、それともしばらく2,000冊でいくということなのか、その辺が1点と、あと、発売日はいつになるのか、それだけちょっと教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、今後の冊数の変更の件につきましては、まず今回の第4弾といいますか29年度販売した状況を見まして、それぞれ商工会、事業者、また村民のためになっているということがわかって、必要になれば、また検討することになるかと思っておりますので、まずは29年度の販売を見てということでお願いをしたいと思います。

それから、29年度の販売等の計画につきましては、4月に入りまして、印刷等を早々に行

うわけですが、4月以降の5月の連休前には発行したいということで計画をしております、予定では4月23日の日曜日から販売を始め、使用期間は10月15日の日曜日までということに予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 申しわけない、一緒に聞けばよかったんだけど、今回2,000にした関係で、1世帯当たりの販売数というのは幾つに設定してあるんですか、それだけちょっと教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 1世帯の販売の上限につきましては、今のところ1世帯3冊までということで29年度も計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、質問2項目をお願いいたします。

まず、1番目ですが、道路の維持管理についてということで、いつもくどいようですけれども。

平成27年11月、9月から10月にかけて行政、地区、議会合同で村内の道路の総点検をし、区長から要望事項が出されております。その件につきまして、同じ27年12月の定例議会で一般質問させていただきました。その折、産業振興課長の答弁で、80カ所の補修要望事項があったが、既に対応したところもあると。今後の整備計画としては、優先順位をつけて財政計画との調整を図り実施したいということでありました。また、事業費のかかるものもあるので、具体的な時期ははっきり示すことはできないが、細かい部分については予算のある範囲の中で対応していくということでありました。

総点検後発生した不備箇所もあろうかと思いますが、現時点で何カ所補修の必要なものがあるのか。

また、それにかかわる補修費用の概算見込み額はどのぐらいになるのか。そのうち事業費のかかると思われるものは何件ぐらいで、見込み額は幾らぐらいになるのか。使える補助金等も検討していくということでお聞きしておりましたが、その使える補助金等の検討をされてこられた対応とその結果がわかれば教えてください。

また、優先順位をつけて計画していくということでしたが、現時点での残っているもので結構ですが計画、実施時期の、できれば後ほど結構ですが、案件ごとの内容をお示しいただきたいのですが可能でしょうか。これは、住民の方から、ここはいつやってくれるだとかいうことでよく聞かれるものですから、80項目のうちまだ未補修のもの、それはどことどこがあって、これはいつごろの優先順位でできるものなのかというものがわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の村道の維持管理についてお答えをさせていただきます。

初めに、要望箇所につきましては、平成27年秋に合同点検をいただき、各区から要望いただいた箇所に、平成28年度に西洗馬区、古見区からの要望を加え、要望箇所は96カ所となっております。そのほか村民からの連絡や職員の巡回の中で確認した箇所を含めると、100を

超える箇所となっております。

事業費につきましては、実施をする段階で業者から見積もりを聴取し、施工を行うため、今後実施する箇所については詳細な事業費の算出は行っていないものでございます。要望箇所だけで概算事業費を想定しますと、規模はさまざまでございますけれども、あくまで試算でございますが1,000万円を超えるものと考えております。

既に実施した箇所につきましては、各年度の決算書、道路橋梁維持費の作業賃金、そして重機使用料、原材料費及び工事費からの支出となっておりますので、確認をお願いをしたいと思います。平成27年度決算では、要望箇所以外の箇所を含め、約1,280万円となっております。平成29年度予算では800万円を計上させていただいておりますので、要望箇所では15カ所程度を実施できると見込んでいるものでございます。

補助事業の活用については、簡易な修繕では対応できない箇所もありますので、そういう箇所については補助事業での計画を考えていきたいと思っております。現在補助事業により実施しております工事箇所が、保育園周辺や新役場庁舎周辺の道路改良工事を行っております。この事業の進捗状況を見ながら新たな箇所の申請を行ってまいりたいと考えております。

次年度の実施箇所については、今後、再度現場の状況を確認し、実施時期を含めた箇所選定を行ってまいります。

地元へのご連絡はできる限り努めてまいります。小破の修繕は連絡なしに進める場合もございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。今後の工事内容につきましては、地元役員の皆様から立ち会いをお願いする場合もございますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今お聞きしますと、補修費用は細かいものだけで1,000万円超ということですが、1,000万円超という上は幾らでもあるわけで、1,100万なのか3,000万なのか、そういうこともあるので、もしおわかりになれば概略でも結構ですが、1,000万からどのぐらいなのかということをお聞きしたいのと、今、時期ということ、実施時期ということ、これからやっていくと。予算の範囲だけでやっていくということなんですが、27年度にやっ

たのが1,280万円、件数としてはもろもろやると100件以上超すということですが、この800万円という29年度の予算でいきますと、15件ぐらいということをお聞きしたんですが、100件以上あるのを15件ぐらいでやっていく予算で何年かかるのかなという、それがちょっと心配なものですから、いつまでにやるというそういった実施時期ですね。今上がっているところを直すのに、大きいものは除いたとしても、細かい部分だけでも、結構細かいものが多いんじゃないかと思しますので、それを何年までに終わらせるつもりなのか。

予算というのは自分たちがつくっていることですから、予算をふやしてでもやらなければいけないところはあるかと思えます。そういったことで、計画というのはやっぱり目標、何年までに今わかっていることをやるということだと思いますので、それに対して年に15件しかできないということであれば、単純にいても8年ぐらいかかっちゃうという結果になっちゃうんじゃないかということでもありますので、その辺どうなんでしょうか、15件というのは。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ちょっと私のほうで説明不足の部分がありましたけれども、まず事業費についてでございますが、先ほどお話ししました1,000万という事業費については、細かいもろもろを含めて1,000万を超えるということで、これが2,000万、3,000万という事業費になるかどうかについては、規模の大きなものについては、今後補助事業の取り組みを行いますので、その時点で概算請求等していく中で進めてまいりますので、そういう部分は除いて細かい部分での事業費ということをお考えいただければと思います。

それから、これまでに点検をしていただいて要望をいただいた箇所が96件で、職員が確認したものも含めて100件というお話しをさせていただきましたが、これまでに既に終わっているものもございますので、それを引きますと、未実施については現在40件強ぐらいのものが残っているという状況です。すみません、この辺はちょっと説明不足でしたが、でございます。さらに、そこから大規模なものについては、8件から10件ぐらいについては補助金等を使った財源確保をしてやっていったほうが良いということで判断をしているものがございますので、そうしますと、残り30ぐらいになってきます。

ですので、現在、毎年の財政計画の中で工事費600万、そのほかの事業で200万等で、全体で800万ぐらいをかけて維持管理をしていきたいという計画でございますので、その範囲の

中で計画をしていきますと、15件程度というものでございます。具体的には、詳細はまた見積もりをとったりしていきますので、詳細な事業費出てきます。そうすると、また件数がふえたり減ったりというところはございますけれども、そんな対応で進めてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、必要な部分、また危険度の高い部分については、早期の対応も考えながら維持管理について進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今残っているのは100件じゃなくて40件だということをお聞きしまして安心しました。ではありますけれども、そのうち大きいのが4件あるというようなことでございますので、15件という、年に15件ぐらいということだったんですが、やっていく中でもっとできるかなということ、この前のときもお願いしたんですが、できれば役場庁舎も新しくなるんで、村の道もそれまでにもしできるものであればいいかなということこの前はお願いしてありましたが、この予算の800万というので、どこまでいけるかなということが一番心配だったんです。

これ言いたかなかったんですが、あえて言いますが、先日の全協の折に、道路の補修はどうするという話の中で、道路なんか幾らやったってやったって切りがないので、予算の範囲だけ見ながらやっていくんだというような言葉がちょっと出ましたんで、それで朝日は安心だ、安全なんていろいろな場面に出てくるんですが、これで村民の足元、道路が、そんな予算がなければやらないし、あればやるわなんていう、そんな問題じゃないなということがあったものですから、この道路に関しては何回もやらせてもらって、くどいんですが、ぜひとも早急にできることをお願いいたしまして、この件に関しては終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 2番目の質問でございます。

国民健康保険の広域化についてということで、先般るる行政のほうから説明をいただいたんですが、その中でお聞きしたいことを質問させていただきます。

国民健康保険の財政改善、収納率向上、医療費の適正化を目標に、平成30年度から国保の都道府県化、いわゆる広域化がスタートします。これにより国保は長野県と朝日村が共同で運営することになると思います。この広域化について、以下お伺いいたします。

朝日村の国保の現状についてということで、平成28年度の加入世帯数、被保険者数と所得段階別の構成比率はどうか。

2番目として、国保税の1世帯当たり、1人当たりの平均調定額はどうか。

3番目、国保税の収納率は、27年度98.9%で県下7位ということで好成绩をおさめているわけですが、28年度が、もし予想でも結構ですが、おわかりであれば教えていただきたい。

4番目に、国保税の滞納は徴収率がいいことから少ないと思いますが、滞納を要因にした差し押さえとかの状況。また、滞納しますと、有効期限限定の短期被保険者証や医療費10割負担の資格証明書が交付されると思いますが、その交付状況はどうか。

また、広域化後、村民への影響についてということで、1、村から県へ納める国保事業給付金はどのように決定されるのか。

2つとしまして、朝日村は1人当たり総所得額が県で3番目に高いと聞いておりますが、村の支出は現在よりふえる可能性はあるかどうか。

県は12月県議会で条例改正し、30年1月には納付金等の通知が来るとしておりますが、村の国保税の引き上げにつながるのではないかと危惧いたします。現時点での予想はどうなるのか。

4つ目、朝日村の国保の特別会計は、25年度までは特殊事情もあったかと思いますが、赤字で基金も底をついた状態でありましたが、28年度において2,500万円の基金積み立てができる状態になりました。これは、積極的医療費適正化推進事業の実施により医療費の減少につながっていると思うわけですが、中でも各種健康診断が大切であり、健診未受診者の医療費は受診者の5倍以上になっているという現状から、今の受診率、朝日村40%前後と書いてありますが、44.3%ですかね、受診率が今後大幅に上がるよう、目標数字を掲げた計画をつくり、受診率向上を図っていただきたいと考えますが、それに対して計画されている具体的なお考え等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 住民福祉課長の上條でございます。

それでは、上條議員の2つ目のご質問の国民健康保険の広域化についてお答え申し上げます。

今回の国民健康保険の広域化についてでございますが、最初に、今回の制度改正の概要につきまして少し触れさせていただきたいと思っております。

国におきまして持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険などの一部を改正する法律が、平成27年5月27日に成立をいたしました。この法律は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づきます措置としまして、持続可能な医療保険制度の構築のため国民健康保険を初めとします医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものでございまして、平成30年4月から全国で実施されることとなっております。

今回の制度改革の狙いとしましては、国民健康保険制度が抱えます構造的な課題解決がございます。1つ目としまして、高齢層の割合が高く医療費水準が高いということ。2つ目としまして、低所得者が多く保険料負担が重いということ。3つ目としまして、保険者は市町村単位となっております、被保険者数3,000人未満の小規模保険者が全体の75%を占めており、保険者間の財政力の格差が大きい等がございます。

国では、これらの課題への対応策といたしまして、公費によります財政支援の拡充、低所得者への保険料軽減措置の拡充、そして市町村単位から都道府県単位での財政運営とし、長野県におきましては県が市町村とともに共同運営を行い、国民皆保険制度の基盤でもあります国民健康保険財政の安定化を図るものでございます。

県におきましては、財政運営の責任主体として県内医療給付費の総額見込み、また、その支払いのための納付金の決定等を行います。なお、納付金の算定におきましては、県内保険者の医療費と所得格差を考慮し、被保険者数、医療費水準、所得水準を反映した公平な負担を目的としました標準保険料率により算定されることとなっております。

一方、市町村におきましては、住民に身近な業務運営として納付金支払いのための保険料率の決定、賦課徴収、資格管理、特定健診などの保険事業を行ってまいります。

それでは、最初のご質問、朝日村の国民健康保険の現状についてでございます。

1つ目としまして、平成28年度の加入者世帯数及び被保険者数と所得段階別の構成比率については、本年2月末現在、加入者世帯数は646世帯、被保険者数は1,213人、1世帯当たり1.87人の被保険者数となっております。所得段階別の構成比率は、年税額で見ますと、750万円までが51%、1,500万円までが19%、2,500万円までが25%、2,500万円以上が5%となっております。

同じく加入者1世帯当たりと1人当たりの平均調定額についてでございます。こちらも2月末現在の状況ですが、1世帯当たりの調定額は23万2,378円、1人当たりの調定額は12万3,756円でございます。

3つ目としまして、今年度の国民健康保険収納率の見込みについてでございます。現年度分でございますが、3月末の第6期を残した2月末現在の状況でございますが、81.57%、前年度同期81.88%でございましたので0.31%の減となっております。5月末の出納閉鎖までには、前年度実績の98.9%を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

4つ目としまして、国民健康保険税の徴収における差し押さえでございます。単独での差し押さえ事案はなく、税務担当との連携で行い、本年度実績は1件、1,672円となっております。滞納等の事由によります保険証発行に関するペナルティーでございますが、資格証明書の実績はゼロ、3カ月の短期証は24名、18歳以下の6カ所の短期証は2名となっております。村民の方が必要な医療が受けられないことのないよう、滞納者の方の生活に寄り添う形での丁寧な納税相談を心がけております。

次に、国民健康保険制度改正後の村民への影響についてでございます。

1つ目としまして、村から県へ納める納付金の算定方法でございますが、前段の制度改革概要の中でも申し上げたところでございますが、市町村間の公平な負担のために次に申し上げます3つの指標で算定がなされることとなっております。1つには、被保険者数に応じた案分。2つには、所得水準に応じた案分、これは所得水準が高い市町村は多く負担する応能負担と申します。3つ目には、医療費水準に応じた案分、これは、医療費が高い市町村は多く負担、応益負担と申します。以上の3点が算定基準と言われております。

2つ目としまして、朝日村の納付金が現在より増額になるかというご質問でございますが、最終的な納付金の決定は29年12月末という国レベルでのスケジュールとなっております、現在県から示されております最新情報、先月27日付で1人当たりの総所得金額と医療費の県平均を1とした試算指数というものが示されておりますので、ご説明させていただきます。それによりますと、朝日村はおのおの高いほうから、総所得が県内3番目の1.607、医療費

が県内57番目の0.856という結果となっておりまして、所得水準が高い市町村は多く負担するという応能負担のルールにより増額となる可能性がございます。

ただし、国におきまして今回の制度改革によります現行保険料の水準が急激に引き上がることがないように激変緩和措置を講じるとの方針が出されておりまして、現在国におきまして具体案についての検討がなされているところでございます。

また、3つ目としまして、国保税の急激な引き上げとならないよう、しかも税収の歳入不足等にも備えまして、さきの2月補正予算におきまして前年度繰越金2,500万円の基金積み立てをお認めいただき、備えているところでございます。

4つ目としまして、医療費抑制についての取り組みについてのご質問でございます。29年度予算の重点事業としまして医療費適正化推進事業の中で、30年度からの法改正に伴い導入がされます保険者努力支援制度の指数対策がございます。これは、基準指数をクリアした保険者には、国予算におきまして年間700から800億円規模の公費支援が得られるというものでございます。

この支援を受けるためには、主なインセンティブ指標が2点ございまして、1つには、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍の減少を図るため、特定健診率45.2%、特定健診を受けた方への指導46.5%と国で設定がなされております。朝日村の27年度の実績は、特定健診率44.3%、特定健診を受けた方への指導率36.8%となっておりまして、目標まであと一歩となっております。

2つには、糖尿病など重度化予防への取り組みの実施状況が指標となっております。当村の対象者は26年度ベースで181人、被保険者中14.2%の方が対象となっております。そこで、ご質問の健診未受診者は受診者の5倍以上生活習慣病などの医療費が高くなるというデータが出ていることから、29年度はこれらの数字を改善すべく、次の事業に取り組んでまいります。

1つには、健診データ分析支援システムの導入でございます。これは、既存健診データからハイリスク者を抽出し、保健師が受診勧奨時の際により早くより詳しい分析データを持って各戸を訪問し、対象者の生活習慣改善に向けたかかわりへとつなげるための事業でございます。あわせまして、特定健診指導補助に当たります保健師を増員し、健診指導の強化も図ってまいります。

2つには、特定健診の自己負担につきまして、村長提案説明にも申し上げておりますが、これまでの1,600円から約3分の1の500円に改定、より健診が受けやすいように負担軽減面

でも力を入れてまいります。

村民の皆様には、ぜひとも生活習慣病の予防、自分の健康は自分で守るとご自分の健康にぜひ関心を持っていただき、年1回はご自分の体について必ず健診を受診いただけますよう、健康づくり担当とも連携しまして受診勧奨に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 丁寧な回答をありがとうございました。

今お聞きしますと、所得とかそういう人が多いので、朝日村は上がる方向にあると、こういうことで今お聞きしましたけれども、上がる方向を何とか抑える方法というのが、今聞いておりますと医療費の削減というのが一番大きいことかと、そういうふうに捉えられます。その医療費削減に関してはどうやってやるかということが、先ほどもちょっと言いましたけれども、この特定健診を受けるか受けないかで、受けた人と受けない人では5倍も差があるということで、また病気も早く発見できれば、自分の体ですから、大事に楽になりますし、えらい目に遭って一生懸命お金を払うと、こんなナンセンスなことはないと思いますので、ぜひとも健診率を上げるということを目標に。

また、この健診率が国で45.2%以上になれば、今年の600億だか700億予算を持っているということもありますので、ぜひその方向にいてもらいたいというふうに思います。

余談ですが、たまたまこの一般質問を考えた翌日に市民タイムスさんで、松本市の特定健診受診率についてということで松本市の記事が載っていました。もう皆さん見られたかと思いますが、松本市の平均受診率は43.9%で、朝日村よりちょっと多いかなと思いますが、県内77市町村中松本市は53位となっているそうです。国が示します目標としては、平成29年度までの目標値は60%ということだそうですが、26年度時点でこの60%を達成しているのは、長野県では喬木村、池田町など全部で7市町村あるということでございます。

受診率向上の秘策というのは、なかなかこれというものはないかと思いますが、今も保健師さんが訪問してくれるとか具体的に足でかせぐと、足でかせぐという言い方おかしいんですが、足で通っていただくと。また、村長の提案にありました、そういった金額的なこと、そういったものをもろもろやっていくことによって、60%はすぐには無理だとしましても

45.2%、そののそこにはいけるんじゃないかなと、今の話を聞いて思っているわけですが、いけるんじゃないかじゃなくて絶対にこれはいつていただきたいと。その努力を、大変だとは思いますが頑張ってやっていただきたいと思います。

そういうことで、健診率を村の人によくわかっていただいて、自分のためでもあり、みんなのためでもあるということこれから啓発していただきまして、目標達成に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

それでは、お昼の時間が近づいてまいりました。次の質問に入りますと中断してしまいますので、ここで昼食の時間に入りたいと思います。

午後の開始は13時15分、1時15分に再開をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問の午後の部に入りたいと思います。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 最初に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

[5番 齊藤勝則君登壇]

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私は4間について質問したいと思います。

まず最初に、子供たちに特化したスキー場施設の改修と教室等への補助ということであり
ます。

これ非常に予算的な部分では大変なこともあると思いますので、今後ぜひ考えてもらいた

いということなのですが、今小学校初め一般用に針生のスケート場は、無料のスケート靴と利用料無料となってやっているわけでありまして。一方、その施設運営については大変苦勞していると聞いています。しかしながら、当村は以前からスケート競技に力を入れ、すばらしい指導者のもと、県レベルでも活躍する生徒を今でも輩出しているのが現状であります。親の皆さんの苦勞、管理の皆様の苦勞も大変ですが、すごいことだなと私は感じております。朝日のスポーツの歴史をつくってるわけでありまして。

そこで、私がもう一つ力を入れてもらいたいなと思っているのは、プライムスキー場ですが、オープンしてからことしちょうど25周年の記念のあれを迎えました。そういう中で約四半世紀が過ぎましたが、スキー場利用の児童や家族の人たちに利用しやすく、使い勝手のよい施設の改修や、当村の小学校児童や子供たちにレンタル料の減免か補助はできないものか、こんなようなことを思っているわけです。

庁舎建設が具体化している中でありますが、その後の計画としては、多くの村の既存施設が補強の時期に来ていると思うのです。当村は農業と観光中心の村です。村内にはいろいろなご意見もあると思いますが、私は当村の先輩諸氏が築いてくれた施設を守っていくことも、私たち議員や村民の皆さん、行政の皆さんの役目だと思っております。

殊にプライムの子供たちの利用度は、近隣のスキー場に比べまして大変に利用が多いと思います。子供の利用が非常に多いわけです。その理由といたしまして、まず近いこと、行きやすいこと、安全であること、また時には障害者等の人たちを受け入れしてスキー教室を開催するなど、いろいろなことができることも可能であり、指導者もいるということで、非常にすばらしい、他のスキー場にはない利点があります。これからは工夫次第では海外の人たちの呼び込みも考えられます。

そこで、提案であります。実はそこに来るお客さんからの生の意見を聞いたりした中で、待合室、今入って入り口のところにストーブがあるんですが、そこが非常に混んでおります。そして、食堂のほうは子供たちが、私も3日にあけずぐらい実はスキー場の様子を見にいってました。それで、多い日には大型バスが7台ぐらい、そうして食堂の中はほぼいっぱいになるんですね。また、それを見る一般の方も来ているものですから、いるところが、いわゆるストーブのあるところがあれなんです。丸太の上へ座ったりしながら、あと非常に混雑している。殊に土日なんですけれども、非常に混雑している。

そういう中で実は朝日村の方なんですけれども、子供を見守りたいということで、奥のほうにいますと、なかなかスキー場のほうが見えないというようなことで、できたらあの上の

ほうに何か2階みたいな簡単なスペースでいいです、お金は余りかけずにそういうスペースはできないものかと。見学できるような、あるいはちょっとそこで軽食ぐらい食べられるようなところがあれば、親御さんも本当に安心して見られるんじゃないかと、そういうことも聞きました。

また、今スケートのほうも朝日村は力を入れているんですが、スキーのほうも学年で朝日村の小学校が行ったりして利用しているんですけども、そういう中でレンタル料が、ちょっとそこら辺が大変だというような意見もそこで聞いたわけでありまして。ぜひそんなことでも何か、村の本当に負担になっちゃうんですけども、そういうことが今後考えられないかということですね。

また、コテージの利用を見ているんですが、何かいろいろあったときには利用するのに本当に10棟もあるものですから余裕でできるんですが、コテージがなかなか利用してもらえていないというような感じがあるんです。そこら辺のこととか、あるいは村外からの夏場の利用について考えはあるのか。また、村民には利用しやすいような価格の設定みたいなことが改めてできないものかと、10棟のうち何棟かはできないかというような、そんな思いもあります。

また、キッズランドの現状、離れたところにあるものですから、ことしのキッズランドの利用状況みたいのがわかったら教えていただきたいと思います。

まず最初はこの質問であります。よろしくお願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問のスキー場施設についてお答えをいたします。

まず、齊藤議員のお話にもありました、あさひプライムスキー場は、平成4年にオープンし、ことし25周年を迎えることができました。村民の皆様とこれまでにご来場いただきました皆様に、改めて感謝を申し上げます。今シーズンは、ささやかではございますが、25周年を記念するイベントも開催し、多くの方から参加をいただき祝うことができました。今後も安全で楽しく体を鍛えていただけるスキー場として運営してまいりますので、多くの皆様のご利用をお願いするところでございます。

さて、スキー場施設についてでございますが、現在のスキー場の施設は、事務所を併設し

たレストランのカルテットホール、レンタルを中心としたレンタルショップ、無料休憩所がお客様が利用する主な施設となっております。施設的にはゲレンデの規模等から適当な施設規模であると認識しておりますが、1月を中心とした小学校等のスキー教室の際は、レストランの収容人数がおよそ100名でございますけれども、学年規模の大きい学校からは座席数をふやしてほしい要望があると聞いております。しかし、少子化が進む中で、学年規模も縮小することが予想されますので、ご理解を賜りたいと思っております。

したがって、議員ご提案の2階から展望できる待合室等のスペースの設置につきましては、新設はもちろん、現在の施設においても構造的な状況も踏まえ、今後の計画はございません。しかし、引き続き利用者のニーズ把握を行い、改善できるところは改善を行い、指定管理者とともによりよいスキー場として運営をしてまいりたいと考えております。

次に、レンタルへの補助についてでございます。現在のレンタル料金の状況は、1日セットで大人3,800円、子供2,800円、そのほか時間によるセットの料金のほか、ウェアやゴーグル等の小物類のレンタルとなっております。そのほかリフトの料金では、1日券、平日大人2,800円、子供2,000円、休日、大人3,500円、子供2,500円、その他、時間券、回数券、シーズン券などとなっております。現在スキー場独自の村民サービスとして、村民に限りリフト券の割引を行っており、村では広報によりお知らせを行っているところでございます。

そこで、議員ご提案のレンタル料への補助につきましては、指定管理者独自の趣旨に基づきサービスが行われている状況から、その趣旨を尊重し、今後村からの補助についてはレンタル料、リフト券とも行う計画はございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、村民の利用しやすいコテージの研究、村外からの夏場利用についてでございますが、コテージはご案内のとおり、平成26年建設を行いまして、その年の年末から営業を行っております。村ではオープン時のサービスとして平成27年度は割引券の発行を行い、本年度についてはスキー場と同様、指定管理者独自の村民割引を行っております。2年間の利用状況では、当村の気候状況からも7月から10月の間が多く、冬場の利用は少ない状況でございます。利用者の状況では、各年とも県内の利用者が約6割となっております。

今後につきましては、指定管理者及び今後発足を計画しております観光事業推進組織等で利用者増に向けて協議されていくものと考えております。

次に、キッズパークの状況でございます。キッズパークは、ご案内のとおり、利用者が限定しております緑のコロシアムの活用とスキー場そりゲレンデの安全確保、休日のスキー場利用者の分散化による駐車場確保等を目的としまして、平成26年度から行っているものでご

ございます。2年間は試行運営ということで行いまして、現在利用者の定着がされてきたということから、本年度からそりゲレンデの降雪設備も整備いたしまして営業を行っているところでございます。利用者数につきましては、スキー場、利用者と比例しまして、初年度の平成26年度は4,700人、27年度が3,200人、本年度が4,600人となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2度目の質問になりますけれども、今、課長のほうから申されたことでございますけれども、非常に子供の利用ということでは、私もこの二、三年はちょっとよそのところを見てこれないで、行かないで、現実あちこちの近くのスキー場は見てまいりました。そういう中で一番目に書いてあるんですが、「特化して」と書いてあるけれども、本当に朝日村の小学生、児童とか子供の利用度というのは、ほかのスキー場に比べたら全然違います。そういうことで、ぜひまた、私たち議員もそうですけれども、役場の職員も、時にはこの近隣のスキー場へ行って、どういう利用状況か現実を見てもらって、そうすると朝日の特質というのがよくわかると思う。それで、毎日私3日にあけず行っても、まず盛んな時期には大型バスのない日はないぐらい、本当に子供たちが、あちこちの学校の生徒が利用しております。そういうところを見ると、やっぱり先輩諸氏がつくってくれたこのスキー場を、少しでも大勢の方が利用していただける、そういうふうにしていく必要が今後絶対あるなと思います。

今、庁舎が第一番目なものですから、まずは新庁舎のほうに力を入れていってほしいと思いますけれども、このスキー場とか、ほかの各既存の朝日村の施設ですね、いろいろな観光施設もありますが、また、観光の関係の組織もつくるといことですが、そういう中でやはり村民の多くの人意見を聞いて、きめ細やかに、ぜひそういう部分を守っていただきたい、既存の施設も大事にしていただきたい。

こういうことで、私、今回見て感じたこと、あるいはお客さんから言われたようなこと、これはどこかで生かさないといけない。ただ、時間はすぐというわけにはいかないと思いますけれども、殊に子供さんを持つ親の方が、こういうことをしてもらったら非常にありがたいというような意見をそこも聞きましたので、例えば子供を2階から安心して親が見られるような、子供たち、こうやって滑っているな、やっぱり親もそれを見て感動するし。そのよ

うなことで、スケートと同じで、やっぱり今時点わからなくても長い目で見ていくと、スポーツはそういうしっかりした子供さんたちを育てていく、こういうことにつながると思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと、こんなことを思います。

また私も以前行ったことがあるんですが、時間がありましたら他の施設の研修みたいなものを実際やっているところを、朝日の中だけじゃなくて、よそでどういうやり方やっているか、松本も一生懸命今バスで親、子供を誘おうとしていますけれども、そもそものゲレンデが使いやすさが全然違うんですね。その特質をやっぱり目で見ていただくことが、朝日村のスキー場、こういうあれがある、そして長い目で見れば人口ビジョンとかいろいろな面でも朝日村を知ってもらえる大きな一つの財産になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ことし、中にはまた観光協会の設立というようなことも話聞いておりますけれども、このスキー場初めその他の施設も見直しの時期に来ているんじゃないかと思ひますので、多くの人の生の意見をよく聞いて、ぜひそれを反映していつてもらいたいなど、こんなことを思ひまして、私のこの1番目の質問は結構でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございますが、空き家活用に力をもっとということでございます。

安倍政権の看板である地方創生は、今のところ、かけ声倒れになっているかに思われております。特に最近、過疎地で大雪などで空き家が倒壊したり、あるいは朽ち果てていく廃屋などを映像で見るときほど寂しく悲しいものはございません。このような廃屋が目につく地域ほど、疲れ果て、居住の環境も悪化しております。地域の社会構造が壊れていくわけであり、当村はまだまだ元気ですが、空き家は全国では今820万戸あると言われております。農山村の過疎と少子高齢化で、空き家の率は何と13.5%に達しているということでもあります。

しかし、これをただ嘆くのではなく活用することで、新しい人を呼び、地方の再生につながると思ひます。撤去を考えるだけでなく、先ほども言いましたけれども、いわゆる特定の空き家ですか、こういうものというのはまだまだ朝日は少ないですが、撤去を考えるだけでなく、にぎわいを取り戻し、地域の元気を盛り上げる活用を考えるべきだということであり

ます。

いろいろの報道でも聞いていますが、都会の人が田舎暮らしを望んだり、地方への移住、農村への回帰の潮流を生かせば、空き家は重要な受け皿になると思います。今、外国人あるいは新規就農者、IT関連の事務所、カフェ、工房、民宿、店舗などを望んでいる方も全国各地の先進地では聞いておりますし、また見分しております。そういうことを望んでいる若者が今多くなってきていると聞いております。

また、自然に恵まれている、癒しにもつながるこの朝日村の魅力を感じて、また住み続けるかもしれないと、こう思うわけであります。

こうすることで、ぜひこの空き家を、先ほども言いましたけれども、個人情報の流出とかそういうようなことでいろいろと問題もあると思うんですけども、実際この村の中でそういうものを利用している方が少しずつ私の目にはちらりほらりと見えてきております。2016年3月に閣議決定をした住生活基本計画では、初めて空き家の抑制目標を国は示しました。820万戸のうち、賃借あるいは売却以外での放置は310万軒ほど今あると言われますが、10年後にはやはり先ほど誰か言いましたけれども、いわゆる空き家がふえてくると、500万戸になるだろうと予想しているそうでございます。これを400万戸に抑制させる、こういうことを国としては今目標に掲げているわけであります。しかし、市町村の策定計画は32%にとどまっているわけであります。

一昨年施行の空き家対策推進特別措置法に基づくと、策定率がわずか6%という低さであります。活用の意欲が足りないと言われております。大きな公共施設の建てかえばかりでなく、このような小規模な活用でも地域の総合力は強くなる、厄介者ではなく地域資源に捉えれば、活用しない手はないと私は思うわけであります。

そこで質問ですが、当村にも利用実態の芽は出ていると思うが、どうですか。

2番目として、あるとすれば、地域や村民にまず周知させて、ともに発展を図ることに力を入れるべきだと思いますが、どうですか。

それから3番目、IT関連、民宿、カフェ、工房などの利用の促進を考えているのか。

4番目として、新規就農者への居住用として改修援助などはどのようになっているのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

2番目は、以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご質問の空き家活力に力をもつとということでございます。

このご質問につきましては、当村におきましては平成22年に空き家バンク制度と空き家活用のための住宅改修補助金制度等を設けまして、人口増と定住を進めてきておりまして、これまでに35軒の空き家の活用を図り、88名の方から転入をいただいております。

この空き家の活用についてでございますけれども、専用住宅とするケースが大部分を占めているわけでございますけれども、今年度につきましては、この村の空き家バンク制度、それと改修補助金を活用しまして、店舗との併用住宅に改修をしまして飲食店を経営されているケースも1軒出てきております。

現在は、空き家バンクの登録者また空き家の相談者を見ても、住宅以外に活用する希望を持った方はいない状況ではございますけれども、村が一昨年策定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、この空き家等を活用した企業誘致の推進、それと先ほど齊藤議員からもお話しがございました、ITなどのクラウドワーカー、このクラウドワーカーという方たちは場所を選ばない業種の個人事業主の方でございますけれども、そういった方たちの転入を図ることとしてございます。今年度につきましては、空き家の相談を含めまして移住相談窓口を設置する予定でおりますので、こうした空き家の活用に民間の活力が得られるよう、IT関連、民宿、カフェ、工房など住宅以外の促進につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、今年度、村が公共施設として空き家を改修し、ゲストハウスを設置する予定でございますけれども、こうしたものと同様に、村が公共施設として空き家を活用し、民宿やカフェ、工房などを設置することにつきましては、今回設置をいたしますゲストハウスの状況を見て将来的に検討してまいりたいと考えております。

また、就農者居住用として改修援助とのことでございますが、これにつきましては現在の空き家改修補助金の制度で十分ご対応いただけるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今課長のほうからわかりやすく述べてもらったわけですが、私の言っているようなIT関連とかいろいろなことでは、やっぱりクラウドワーカーの人たちを今後入れていくというようなこともあちこち今、全国で起こって、場所を選ばなくてやれる時代になってきているということで、そういう人たちも呼ぶようなこともこれから考えていかなければいけないということですが、その中でちょっとお聞きしたいのは、空き家利用の補助制度があるということなんですが、大体具体的にはどのような制度があるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

それともう一つ、ゲストハウスについてでございますけれども、私自身も勉強不足ということがあったかもしれませんが、なかなか最初はゲストハウスの目的とか、いろいろがわからなかったんですが、ぜひそういうことの周知ということに力を入れていってほしい。さもないと、例えば私がいろいろ聞かれても、なかなか具体的に答えられない部分もあったものですから、目的とかいろいろ、もう少しわかりやすくこれからやっていただければありがたいかと、こんなふうに考えておりますが、そこの辺についてちょっと。

この2点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員からご質問の空き家活用事業の補助金の制度の関係でございますけれども、こちらにつきましては、平成22年3月31日に交付要綱ということで要綱を定めております。

まず、趣旨でございますけれども、村内の空き家の有効活用と人口増加に資するため、空き家活用事業に要する経費に対しまして予算の範囲内で補助金を交付することについて規則を定めているものでございます。

内容でございますけれども、この補助金制度につきましては3件、補助制度を設けてございます。

まず最初に、空き家の改修補助でございますけれども、補助をするのが適当と見られる改修費ということで台所とか風呂、トイレ等の改修。また、下水道への接続工事ということで補助金を交付するようになっております。

空き家の改修費につきましては、上限額が100万円ということでございます。また、下水道事業分担金の2分の1ということで、下水道加入負担金35万円でございますけれども、そ

の2分の1ということで17万5,000円を助成することにしております。

もう一つが、空き家活用の推進補助というものでございまして、空き家を貸し出しする際に空き家の家財の整理なんかを業者に委託するケースがございます。この費用につきましても村のほうで助成をしているものでございまして、上限額が20万円ということで助成を行っているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 齊藤議員ご質問のゲストハウスについてでございますが、ゲストハウスについては、既に議員の皆さん、2回ほど資料を提出させていただきまして詳細に説明させていただいておりますので、きょうはちょっと細かい説明は控えさせていただきますが、必要であれば、また改めて説明をさせていただきますので、お願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今課長のほうから、今までも2度ほど確かにあるわけですが、紙もいただいております、その部分で私も勉強しておりますけれども、もう少し前の段階で、ゲストハウスをやる最初のこの案が出たころから、もう少し早目にいろいろ教えていただくと、多くの方に説明もできるし、私たち議員としての説明もできるということで、一体どういうものかと言われるようなこともちょっとあったものですから、そこら辺、早目に村民の皆さんに公開していくということが大事かなと。何事やるにもそういうことが大事かなと、こんなふうを考えるわけであります。

それから、もう一つ聞き忘れたんですが、移住相談という窓口も役場に設けるといふんですが、役場はどこに設けるか、そこだけ、ちょっと担当だけお聞きしたい。

○議長（清沢正毅君） 当局の説明を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 齊藤議員ご質問の移住相談窓口の設置でございますけれども、今現在総務課のほうに設置をする予定でございまして、ちょっと移住に関する相

談窓口が一本化されていないのではないかということもございまして、今後、空き家の対策も含めまして総務課のほうに窓口を一本化できればということで検討しているものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから説明受けまして、わかりました。とりあえず総務課ということで、今後はそういうこと一本化して、本当に人口ビジョンとか、いろいろ今、村としても計画を立てているわけでございますけれども、こういうこともしっかりとやっていくことが人口ビジョンとか、そういう村の計画につながっていくものですから、ぜひ力を入れてやっていっていただきたい。先ほども誰か空き家については意見が議員さんの中から出されたんですが、ちょっと私も立場、方向が違ったものですから、これをやらさせていただきます。

この2番目の質問は、これで終わります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3番目は樹幹注入による松枯れ対策と今後の見通しについてということとであります。

最近村内に侵入した松枯れの対策として、樹幹注入による対策がとられております。松へのマダラカミキリの飛翔でマツノザイセンチュウが松に入り込み、松枯れを起こすわけですが、カミキリの飛翔は6月ごろであり、その前に手を打つことが肝心であると。村でも中央公民館の松に施したということとあります。また、薫蒸してセンチュウのほかへの繁殖を抑えることもあちこちでやっており、いずれも早期の対応が重要で、山ばかりでなく家庭の松でも同じであると思います。

そこで、村では対策の支援をとっているが、予算的には、例えば個人でやった場合にどのぐらいの支援ができるものか。

また、地球温暖化で、拡大はこれから必至ではないかなと思われるわけとあります。障害木の焼却利用などの研究などはしておるでしょうか。

3番目としまして、他地域で、山現場で薫蒸し、ビニール等で覆いをしているのはよく見かけるが、その効果はどうでしょうか。また、今後の後始末等はどうでしょうか。あちこちで非常にビニールに覆われた姿をたくさん見受けるわけでございますけれども、そのことについてお聞きしたい。

また、山の荒廃、今現在の雨氷による被害もあるんですが、山が昔に比べて、たき物拾わないとかいろいろで、非常荒廃が私から見ると進んでいるように見えるわけでありまして。そういうことはこのマツノマダラカミキリばかりでなく、いわゆる木の中に入り込むほかのカミキリもありますが、このカミキリの発生にもつながるので、山の倒木の整理を今後考えていく必要があるのではないかと。

この点につきまして、この4つにつきましてお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の松枯れ対策についてお答えいたします。

初めに、支援対策と予算についてでございますが、村ではご案内のとおり、昨年4月、朝日村松くい虫防除対策協議会を開催いたしまして被害対策基本方針を定め、村内で松枯れが確認された場合は、拡散防止の対策として補助制度を設けております。制度内容につきましては、12月議会の一般質問で上條昭三議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、平成28年度の予算対応につきましても、ご案内のとおり、被害木の伐倒委託費に当初予算で100万円、補助金に135万円で、内訳では、樹幹注入に45万円、地上散布に10万円、伐採費に80万円の補正対応をしております。各予算の執行状況につきましては、伐採処理委託で、下古見地区で発生が確認された被害木伐倒に約5万円、補助金につきましては樹幹注入のみでございますが、約34万円の支出となっております。新年度につきましても同様の予算を計上しておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、被害材の利用についてでございます。被害材につきましては、破砕機チップパーにより破砕し、バイオマスエネルギーとして利用することが一般的とされております。これは、被害材を移動させることは被害拡大の原因となるため、被害拡大防止のために、マツノマダラカミキリの羽化脱出前に破砕による駆除処理を行う必要があるためでございます。実際の

利用状況は、松本地方事務所への聞き取りでは、管内には稼働しているバイオマス発電施設がないため、県内外のバイオマス発電施設でチップ化された一部が利用されている状況でございます。

そのほかでは、安曇野市において温泉施設へのまきボイラーの導入や被害木——これは製材乾燥後でございますが——を利用した木材製品の製作等が研究されている状況でございます。

次に、薫蒸処理の効果についてでございます。

薫蒸処理は、農薬登録がされた薬剤を適切に使用することで十分な効果が得られ、特に被害初期において全ての被害木処理を徹底することにより大きな効果が期待できるものでございます。

また、現在、薫蒸には近隣市村でも薫蒸用シートとしてビニールシートが使用され、処理が行われているところでございます。これは商品の価格や取り扱いが容易であることから選択されているものでございます。しかし、処理後に林内に残置されているシートについては、景観面、環境面で課題を抱えているのが現状でございます。この対応として、一部の市村では、地域住民の協力によりシートの撤去に取り組んでいる事例もございます。また、今後の処理において成分分解性のシートに切りかえていく方向となっているのが現状でございます。

次に、山林の荒廃化による被害の発生についてでございます。松くい虫に限っての被害発生についてお答えしますと、既に枯れて倒木になっている松については、マツノマダラカミキリが餌とする若枝がないことから、感染は低いと考えられます。しかし、松林において手入れがされておらず樹勢が衰えている場合は感染することも考えられますので、適正な森林管理が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、振興課長のほうからお話ありましたが、大体わかりました。予算的なものもわかりましたし、これからはビニールについても生分解で将来的には分解していくというような形のあれで、場所によっては撤去するところも始めているというようなことですが、本当にある意味、環境から見たり景観から見ると、非常にそういうものを多く見かける山が多くなってきております。殊に私も山が好きなものですから、ああいうものがすご

く気になるわけでございますので、ぜひそこら辺のことも考えていただきたい。

また、カミキリ等については、マダラカミキリは確かにもう枯れているものには余りあれないかもしれないんですが、ほかのカミキリ、青い星のついたようなカミキリとかああいうものは非常にたかるんですね、枯れ木には。松を傷めるようなことはないんですけども、やはり木の栄養を主成分にしているようなものが多いものですから、やはり山の整備というのは個人的にもやらなければいけないんですが、行政としても指導していただいて、山の整理をしていかないと、昔みたいなきれいな山がなかなか取り戻せない。現状山へ入ってみますとよくわかりますが、歩くのも大変なぐらいな場所もあります。そういうようなことで、今、沢とかああいうところは雨水の被害みたいなのは大分整理させてもらっているんですが、まだまだ大変な状況でありますので、ぜひ力を入れていってほしいと思います。

また、下古見以外は今のところ被害木はないということでもありますけれども、やっぱり早目に事前にそういうことを見つけるということが大事で、まず最初に私思うのは、木の樹勢というんですか、そういうもので、ちょっと色が黄色くなりかけたとかそういうような木があったら、ぜひ行政あるいは私たち、あるいは地域の人たちにお願ひして、早目の定期的な点検をやって発見をすることが拡大を防ぐ第1歩になると思います。朝日村の緑の松をぜひ守ってほしいと思うところから、こういうことで、そういう組織もぜひ、きちんと連絡を行政にしてもらえるような組織をして、早目に問題の場所をついばんでしまうと、こういうことをぜひ考えていっていただきたい、こういうことをお願ひしまして、この3番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 4番目の質問ですが、凍結等による道路の傷みについて現場検証をということですが、当村のように寒さ厳しい高冷地では、凍みによる道路の傷みがかなり気になります。亀甲型のひびが入り、殊にマンホール等のふたの周りは落ち込みがあったりひび割れが入ったり水がたまり、余計に傷みが激しいところが見受けられます。凍結ばかりでなく管布設によるつぎはぎでの段差などがあったり、大型車の通行で夏など暑いときには輪道ができてしまうようなところも、この近隣では見受けられます。

以前、議会と行政で村内の問題箇所をピックアップしやったわけでございます。やはりつ

ぎはぎのない全面の舗装は傷みが少ないし、改修は順を追うと思いますが、前倒しにして実施してもらいたいものだと思います。

細い水路も道路と同様で、まだまだ、私も以前にも質問出したんですが、道路の脇にある細い水路が、例えば中のごみを出すにも機材も入らないような狭さのものもあるわけですので、当然これ地区とも相談しなければいけないんですが、こういうことも上げてありますので、ぜひそういうことも行政としても力を入れてもらいたいし、広めのU字溝などが入れれば、水詰まりとかいろんなことも少なくなるということでもありますので、ぜひ前倒しでやっていただきたい。

また、あわせて、こういう事業に対して村内の業者を使って、村内に利益がをこうむるような方法で今後考えてやっていってもらいたいなと思います。

新しい国土利用計画の中、新庁舎の交差から上古見へ抜けるしっかりした道路の整備を今後計画として具体化してほしいと、こういうことであります。今までも愛ビタミンロードあるいは中古見バイパス、西洗馬の旧保育園のところの道路とか、いろいろ上がってきているわけですが、今、古見地籍では一番問題は庁舎へ行くところのいわゆる古見の古川寺のほうからおりてくる道ですが、非常に入り口が狭隘で、曲がっていて、いつ事故が起きるとも限らないような感じがして、今後交通量がふえる中で、ぜひ私たちも地域に声をかけていきますので、行政としてももうやらなくてはいけない場所になりつつあるので、庁舎がじきに完成するわけでございますので、ぜひ具体的に古見のほうのそういうことにも手をかけていただきたい。こんなことでありますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、齊藤議員ご質問の凍結等による道路の傷みについてお答えをいたします。

道路の改修につきましては、これまでもほかの議員の皆さんからご質問をいただき、お答えをしたとおり、先ほど上條俊策議員からのときにもお話ししましたが、要望箇所が非常に多いということの中で、要望をまとめて優先順位をつける中で対応しておりますので、穴埋め等の小破の修繕や緊急性のある箇所は除き、前倒しというような工事についてはなかなか難しいものがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

水路工事についても同様でございます。また、大きさなどの規格については、各地域に水

利管理をしていただいている管理者がおりますので、管理の状況や受益の状況などにより検討し、行うことになろうかと思えます。

施工業者につきましては、工事の規模により異なりますが、入札制度により施工しておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、新庁舎建設地の横の通称東電道路と県道バイパスとの交差点から上古見方面への道路につきましては、今回の国土利用計画の中でも盛り込まれておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問ございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから言われまして、大体今度の計画の中にも古見のほうのその道路については上がってきているということで、ぜひ積極的に進めていってほしいなど、こんなふうに古見の議員といたしまして思っております。

また、小さい道路、今、私のうちのそばにもあるんですけども、そういう小規模の道路の傷み、割れが入ったりアスファルトが散らばっていたりする、車が通るたびに散らばったりしているところがありますが、窓口というのは、産業振興課のほうへそういうものをもし出せば直してもらえるわけですね。それじゃ、ぜひそういう努力をお願いしたいということで、殊に朝日村は高冷地なものですから、凍みによるアスファルトのひび割れみたいのは結構多いんですね。そういうところはぜひしっかりと見ていって、道路行政をしっかりとやっていただきたい。

こういうことをお願い申し上げまして、私の4つの全ての質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番、村有バスの利用について。

これは、村所有のバスのことでございます。「村営バス」書き間違えましたので、お手元の資料、「村営バス」と訂正していただくようお願いいたします。回答者には連絡してございません。

12月にえべや、かたくりの里で下古見の地域サロンを開催いたしました。参加者は下古見地区の皆さん、大原桜台の旧下古見地区の皆さんとボランティアの皆さんを含めて30人近くが参加しました。えべや、かたくりの里への往復はデマンドタクシーをお願いし、一度では運び切れないのでピストン輸送をお願いしました。これは、2台のピストン輸送で2回ということですが、デマンドタクシー側から、大勢のピストン輸送については、他のお客さんもありますので、今回はお受けしますが、次回からはお受けできないと言われていたようです。

そして、2月に下古見集落センターで地域サロンが開催されましたが、そのときにボランティアの皆さんから、デマンドタクシーは次回、えべや、かたくりの里での地域サロンへの移動には使えないという話をそこで聞いたわけです。

また、ボランティアの皆さんから、村有バスを使用させていただければ、地域サロンのえべや、かたくりの里での開催ができるので村に要望してほしいと言われております。

そこで、地域サロンのえべや、かたくりの里での開催に村有バスが使えるよう検討してみてください。3月5日にも下古見集落センターで地域サロンが開催されました。下古見集落センターは、2階に行けば広い部屋もあるのですが、参加者は2階に上れなくなっていますので、足が悪くなっているということですね、そこで1階の狭い部屋に集まっています。何回に1回ぐらいは広い場所での開催をしたいものだと思います。

以上が1問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、デマンドタクシーくるりん号の状況でございますけれども、現在、年末の運休日

を除き、朝8時から夕方6時まで毎日運行をしております、村内の高齢者の通院、買い物など生活交通に利用をされております。

現在は運行をアルピコタクシー株式会社をお願いをしております、村所有の車両を使用して、平日は2台、土休日につきましては1台での運行を行っているところでございます。

また、この運行区域につきましては、村内全域のほか、山形村の上大池でアルピコ交通の山形線、それと山形村の福祉バスに接続をしております。また、松本市の神林ではアルピコ交通の空港朝日線、松本市今井、道の駅で松本市の西部地域コミュニティバス、それと塩尻市の旧原口郵便局前で塩尻市の地域振興バスにそれぞれ接続を図っているところでございます。

昨年平成27年度の利用状況でございますけれども、平成21年の運行開始以来、過去最高の1万736人に利用をいただいております、本年度におきましても年間9,000人以上の利用を見込んでいるところでございます。多い日には大体1日50人を超える方が利用をされております。

そこで、上條議員ご質問の地域サロンなど大勢の方の利用についてでございますけれども、昨年12月デマンドタクシーの受付のほうでお受けできないと言われたということでございますけれども、村のほうで運行会社に確認したところでは、ちょっとその内容はわかりませんでした。大勢の方の利用につきましてもピストン輸送で十分対応できるとのことでございますので、大いに今後もデマンドタクシーをご利用いただければと思います。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、デマンドタクシーにつきましては村外の4カ所で近隣市村のバスに接続を図っていることがございます。その接続につきましては、どうしても時間に制約がありまして優先せざるを得ない状況がございますので、大勢の移動になりますと、場合によっては多少お待ちをいただくことになるかと思っておりますけれども、時間に余裕を持った利用をしていただければ十分対応ができますので、お願いをしたいと思っております。

また、1日の運行の中でも保育園の送迎等を行っている関係で、朝8時から9時半、夕方3時半から4時ぐらいが非常にデマンドタクシーが混み合う時間帯になっておりますので、ぜひご承知いただきまして、地域サロンの日程が決まった時点でデマンドタクシーの受付等に相談をいただくなどご配慮いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

村の村営バスの関係でございますけれども、村営バスにつきましては、現在、団体の貸し付けにつきましては学童野球など青少年育成のための目的のものに限らせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） デマンドタクシーにつきましては、3月にもう一度ボランティアに聞いたんですが、こうも言われたそうです。2台のピストン輸送は無理だけれども、1台だったら何とかしますということだったんですが、ちょうど使った時間も大体10時ぐらいに使ったと思います。1台で30人運ぶとなると4回ですね、1時間以上、先に行った人は待たなければいけません。というわけで、できれば予約した場合には2台が使えるよう、役場のほうからもデマンドタクシー、あいた時間に使うからということで、ぜひ申し入れておいてほしいと、このように思います。

それでは、1問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 2問目です。地域おこし協力隊についてです。

地域おこし協力隊の隊員については、平成29年度の目標は4名となっております。現在3名おりますが、1名は秋までと聞いておりますので、29年度は2名の増強になると思います。総勢4名ということですね。

質問ですが、（1）番、地域おこし協力隊の隊員には、村ではどのような仕事を通じて村の地域おこしをしてもらいたいと考えているのか、お考えを教えてください。

（2）番として、結婚の手助けをする婚活支援をして人口の自然増を図ることも地域おこしであると考えます。そこで、地域おこし協力隊の新隊員には婚活支援委員会、しあわせ信州・朝日の委員になっていただくようお願いしたいと思いますが、了承いただけますでしょうか。

以上が2問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の地域おこし協力隊についてでございますけれども、地域おこし協力隊につきましては、現在公募により3名を採用しまして、当初の目的でありました村の情報発信、定住促進、イベント開催、地域交流などの地域活動を行っていただいております。

地域おこし協力隊の任期につきましては、国の制度上最長3年とされておりまして、村では任用期間を1年ごととし、3年まで延長できるものとしていただいております。協力隊3名のうち1名につきましては、平成26年11月に採用となっております。現在最終年の3年目を迎えておりまして、ことしの11月をもって退任する予定でございます。残りの2名につきましては、昨年12月1日からの任用となっております。

なお、新年度におきましても、退任する地域おこし協力隊の後任を含め2名を採用する予定にございまして、新年度予算に所要の経費を計上させていただいております。このうち1名につきましては、かつて村の特産と申しますか産業として地域に根づいておりましたヤマメの養殖に取り組んでいただける協力隊を募集し、地域産業の活性化を図り、将来的に定住をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

そこで、上條議員ご提案の婚活支援のための協力隊の採用でございますが、全国的にも婚活を目的として協力隊の採用をしている自治体もございまして、県内でも未婚解消と結婚による定住を目指しまして、出会いの場の創出、結婚イベントの企画運営、婚活男性のスキルアップや婚活女性のサポートに協力隊が取り組み、実績を上げている自治体もあるとお聞きしております。

村でも総合戦略の中で結婚、出産の希望をかなえる支援の実施として、結婚希望を持つ男女の出会いに関する結婚支援活動を実施する民間企業や団体を支援することとしておりますので、上條議員ご提案の婚活支援のための地域おこし協力隊の採用につきましては、前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） ただいまお聞きしましたヤマメの養殖についてですが、これは現在採用の協力隊員にやっていただくのか、それとも新たに募集するのか、そのところを教えてくださいたいと思っております。

もう一つ、ただいま採用しています地域おこし協力隊員の中で、もし希望すれば、ボランティアとしてしあわせ信州・朝日の委員になっていただくという返答をいただければいいかと、いただいてもいいのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 上條議員の2回目のご質問でございますけれども、ヤマメの養殖の地域おこし協力隊でございますけれども、今年度1名新たに公募して採用する予定であります。

また、先ほどのご質問の中にごございました現在の地域おこし協力隊の中で、結婚支援のほうの活動ができるかということにつきましては、これにつきましては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 婚活支援のしあわせ信州・朝日もボランティアを集めるのにかなり苦労していますので、ぜひ協力をお願いしたいと思っております。

以上で、2問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 3問目の質問です。中央公民館の駐車場について。

中央公民館の駐車場は、冬の間と雨の日は泥まみれになり、特に車椅子で移動する場合は大変なようです。今後はもっと高齢化が進み、車椅子での公民館の利用がふえると思っております。図書館とかもそうです。何とか工夫をして舗装ができるよう、検討をお願いします。

以上が3問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、公民館の敷地でございますが、教育委員会のほうで管理してございますので、私のほうからご説明申し上げます。

上條昭三議員の中央公民館の駐車場についてのご質問にお答えさせていただきます。

中央公民館駐車場につきましては、これまでも何回か数名の議員様からご質問いただいているところでございます。雨天や雪解けのときなどは、利用される皆様には足元が悪く、ご迷惑をおかけしているところでございますが、管理する教育委員会におきまして、敷地の状況を確認し、重機により路面を削ったり砂利で穴を埋めるなどして整地をしているところが現状でございます。

この駐車場におきまして、なぜ舗装をしないかという点につきましては、上條議員もご承知と存じますが、これまでも何度か答弁でお話しさせていただいておりますが、下流域の小野沢地区への排水の問題がございます。もし全面舗装した場合、相当な量の排水が集中し、下流に流れますので、現在の排水路ではのみ込めない、あるいは下流の小野沢新田地区を走ります水路に多大なる影響が出ると感じているところでございます。

現段階におきまして、舗装については、これまでどおり下流の排水問題があり、難しいと考えております。そのため舗装にかわる方法についても現在探求しており、桜の木への影響、また、熊久保遺跡の包蔵地にこの土地はございますので、この敷地が入っておりますので、その調査の必要性も確認しながら、あわせて研究しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

また、これまでの答弁の中で、村の第5次総合計画に基づき3年ごとの財政計画を立てる中で、優先順位をつけながら中央公民館講堂の改修等と絡めながら、実施について研究、検討していくと申し上げているところでございます。そして、先ほど中村賢郎議員の中央公民館講堂の改修につきまして村長が申し上げましたとおり、時期につきましては新役場庁舎建設後、中央公民館講堂についてその改修の必要性については理解をしているところでございますが、今後計画していくと申し上げたところでございます。ただし、平成29年度の新庁舎建設後もヘリポート等の優先的に実施する事業がございますので、すぐ実施できる状況ではございません。その状況を見きわめながら今後検討していくと村長が申し上げたところでございますので、それにあわせまして、私のほうも駐車場についても検討してまいりたいと思っております。

そのため、現状がしばらく続きますが、公民館や図書館、健康センターご利用の皆様には、また車椅子をご利用される皆様には、建物近くまで車で入れるような状況を各担当ごと

注視し、確保することで徹底してまいりたいと思っております。どうぞ、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

また、現在、中央公民館とマルチメディアセンターをつなぐ道路を一部舗装しているところがございます。その点につきましては一部改修することも可能だと思われまじし、また、状況を判断いたしまして確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） ただいまの答弁で後々には研究してくださるということと、それから、マルチメディアセンター、図書館と公民館を結ぶ館だけ車椅子が通れるような形にしたいという返答をいただきまして納得しましたので、以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れさせていただこうと思います。

再開は40分から再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹。

本日私は、2つのことについてご質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、1つ目、犯罪防止に関する危機管理対策について。

本定例議会の議案第3号で朝日村個人情報保護条例の一部を改正することが提案事項でなされました。個人情報保護法の背景には、人の権利、権益の侵害の危険性が高まったことから、国際的な法制定の動向を受けて、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行されたわけであります。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別するものであり、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むというそうです。

では、これらを踏まえて、次のことをお伝えしたいと思います。皆様、お手元に資料のほうがあるかと思いますが、こちらとあわせてごらんさせていただきたいと思います。これは、あらかじめ私の父に同意を得て検索をさせていただいたホームページの一部をコピーしたもののになります。

実は、インターネット上のウェブサイト、今回ヤフーを使っておりますが、検索エンジン、いろいろグーグルですとかニフティ、それからビッグロブ、いろんな検索エンジンあると思うんですが、全てからこれは出てきております。

そこに「朝日村・私の父の名前・住所」とキーワードを入力いたします。その検索した結果が資料1の資料になるわけであります。そこから一番上にあります長野県東筑摩郡朝日村西洗馬、「住所でポン！」というタグが一番上に載っているかと思いますが、こちらのタグをクリックしますと、資料反対側にさせていただいて資料2というところになるんですが、このように特定の電話番号、それから名前、住所がウェブ上で公開されているということになっております。

私自身驚いたのは、父の情報だけではなくて、他の村民のフルネーム、それから電話番号、住所まで記載されている現状になっていることがわかりました。今回1枚しか資料のほうは提示しておりませんが、このサイトを下へスクロールしますと、1、2、3、4というタグがついております。それをクリックしますと、このような形で個人情報のほうが見覧できるような状況になっております。

今回この西洗馬というところをちょっとピックアップしておりますけれども、このことを

西洗馬区以外の同僚議員の名前をちょっとおかりいたしまして、本人の同意のもと、ちょっと閲覧させていただいたんですが、西洗馬だけではなく、他の地域の方の名前、それから住所、電話番号がこのような形で閲覧できるような状況になっておりました。恐らくですが、大多数の村民の個人情報がこのようにネット上で閲覧できるのではないのかというふうに考えているところであります。

なぜ、私が今回このような質問を行ったのか、経緯をお伝えいたします。

現在社会問題になっている振り込め詐欺、こういった情報元で将来村民に被害を及ぼすとか発生するのではないかと危惧しているからであります。当村は高齢化を迎えております。このような個人情報が誰でも手軽に取得できれば、電話による被害、またダイレクトメールによる詐欺に発展する可能性はないと言い切れないと考えております。

従来においては、タウンページやハローページによる個人情報の記載はあったかもしれませんが。その情報発信物は、特定の地域のみでの配布であったり、その情報の権利を購入して得ていたものだと思います。しかし、今回のケースは、ネット上で国内国外にも発信している点、そして必要なパスワードやアカウント、課金が一切なく、誰しもが簡単に個人情報を取得してしまう点になります。この情報サイトは、削除願いを出しても個人レベルではなかなか対応をしていただけない等の書き込みがありました。

今回、当村から自主的な発信でないことは、こちら重々承知はしております。しかしながら、この事実を初めて知る村民がいるとするのであれば、この情報が当朝日村にとって本当に村民益につながるのかをしっかりと精査していただきたいと思います。結果、不要ということであれば、何かしらの対策を講じることはできないでしょうかとも考えております。

そこで、今回の1件とあわせて、いま一度村で管理しているマイナンバー制度のセキュリティについて、下記の質問をいたします。

村民のマイナンバー普及率と内部セキュリティ及び外部からのアクセス対策セキュリティ面における対策をお聞かせください。

続きまして、この「住所でポン！」の情報が当村において本当に村民益につながるのかどうか。

そして3つ目、村で行っている振り込め詐欺の予防対策についてお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 北村議員の犯罪防止に関する危機管理対策について
ということでお答えをさせていただきます。

最初に、村民マイナンバー普及率と内部セキュリティ及び外部からのアクセス対策、セキュリティ面における対策の件でございます。

まず最初に、マイナンバーの普及率でございますけれども、当村におきましては現在205件の交付申請を受け付けております。3月1日現在の人口は4,634人となっておりますので、普及率につきましては約4.4%でございます。

次に、マイナンバーの内部セキュリティ及び外部からのアクセス対策についてでございますけれども、これにつきましては、平成27年12月でございますけれども、総務大臣から全国の市町村に対しまして新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についての通知が出されております。これは、ことしの7月から予定されておりますマイナンバーの本格運用までにマイナンバーに対応したセキュリティ対策を講じるよう各市町村に求めたものでございまして、具体的には3点ございます。

1点目としまして、マイナンバーを利用する事務のパソコンにおきましては、端末からの情報持ち出し付加設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること。2つ目としまして、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保に資するため、L G W A Nネットワーク系とインターネット系のネットワークを分割すること。都道府県と市町村が協力して自治体情報セキュリティアクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じる、この3点とされております。

この通知を受けまして、村では、職員がマイナンバーの事務に使用するパソコンでございますけれども、U S BメモリーやC D R等の外部記録媒体への書き込みを禁止する設定を行っております。また、個々のパソコンにログインする際に、通常のI DとパスワードのほかにはI Cカード認証を取り入れまして、2種類の要素がないとパソコンへアクセスができないよう対応を実施しているところでございます。

また、ネットワークの分離につきましては、一昨年日本年金機構への不正アクセスの際でございますけれども、当村はマイナンバー事務を含む基幹系とインターネットのネットワークを分離をしております。また、自治体間で今後行う予定のマイナンバーの情報の提供、また照会に使用するネットワークでございますけれども、地方公共団体しか接続できない閉塞された行政専用のネットワークを利用しますので、安全性は確保されております。

また、インターネット系のネットワークにつきましても、今まで上位回線は民間のプロバ

イダーを利用しておりましたけれども、4月以降につきましては県内の全市町村が長野県が上位回線を担うセキュリティーの高いネットワークへ接続を移行していくことになっております。

このようにマイナンバー系は外部から侵入できないネットワークを利用しまして、インターネットにつきましては長野県が上位回線となるよう、強固なネットワークを利用することになりますので、セキュリティー対策につきましては万全を期しているところでございます。

また、ネットワークとは異なりますけれども、村が住民の皆様から報酬の支払い等のため収集しましたマイナンバーの情報でございますけれども、外部とは遮断された専用のシステムで管理を行っております。このシステムにつきましては特定の職員しか利用ができず、また、利用した際には、その利用した全ての記録が残るシステムを利用しておりますので、外部への流出を防ぐ仕組みとして使用しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2つ目の「住所でポン！」の情報が当村において村民益につながるのかというご質問でございます。

この「住所でポン！」の情報につきましては、全国の市町村ごとに氏名、住所、電話番号がデータ化されてインターネット上に公開されているようでございます。この情報につきましては、国の個人情報の保護に関する法律、これに抵触するかどうか、所管となる国の消費者行政のほうへ確認をさせていただきました。消費者行政のほうでも、この件は承知をしているようでございました。その中で個人情報の保護に関する法律の第2条には、この個人情報の保護に関する法律の対象となる個人情報取扱事業者というものを定義をしております。ここで言う個人情報取扱事業者とはどういったものかということでございますけれども、個人情報データベース等を事業の用に供しているものをいうということにされておまして、「住所でポン！」につきましては、個人情報のデータをインターネット上に公表しているだけであって、事業の用に供しているとは言えないということでございまして、国の個人情報の保護に関する法律には抵触しないという回答でございました。

このため、「住所でポン！」のような個人情報につきましては、インターネットから削除を求める場合は、民事訴訟法によることになりまして、現在、訴訟を行い係争中の方もおられるようでございます。こうした民事上の問題につきましては行政が介入できませんので、北村議員の今回のご質問にはお答えできませんので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、村で行っている振り込め詐欺の予防対策についてでございますけれども、振

り込め詐欺などの特殊詐欺の予防につきましては、村では常に所管の塩尻警察署生活安全課と連絡を密にして、村内を初め近隣地域で特殊詐欺の案件が発生した場合は、緊急度に応じまして電話またはメールで連絡をいただくことになっております。村ではその情報をもとに防災行政無線による告知放送、それとホームページの防犯情報へ掲載をしまして、住民の皆様へ被害防止の周知を行っているところでございます。また、定期的に村の広報あさひむら、また回覧板でも被害予防の周知を行っております。

また、村の新年度予算、29年度予算に特殊詐欺被害防止機器の購入経費というものを計上させていただいております。この機器でございますけれども、電話に取りつけるものでございまして、着信前に「この電話は振り込め詐欺などの被害防止のため会話内容が自動録音されます」というアナウンスが流れた後、声紋分析可能な高音質で全ての会話を録音するようになっております。また、万一のときは、ボタンを押すだけであらかじめ登録された電話番号に順次発信をしまして緊急事態を伝えることができるようになっております。新年度30台を購入し、高齢者世帯へ貸し出しを行っていく予定でございます。

また、塩尻警察署におきましても署が毎月発行しております「ぶどうの里だより」を村内の回覧板で回覧して特殊詐欺の防止を呼びかけていただいているほか、高齢者の地域サロンに塩尻警察署の職員が出向き、特殊詐欺防止に向けた講話をしていただくなど、各種方面で予防対策を講じているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 先ほど、マイナンバーセキュリティーの面においては、ネット上でのサーバーを要は変えるということ、それからクラウドにて管理している、聞いて非常に安心をしております。

今回一番気になった住所の閲覧という部分について調べていただいて、現状、村として何ともできないということは、非常にこれは残念だなというふうに思っております。

今回私のほうでなぜこれを質問したかというもう一つの経緯についてであります。この「住所でポン！」という情報がいつごろからこれ、ネット上で見るようになってきているのかというところをちょっと調べたところ、しっかりとした掲載日というのはわからないんですが、恐らく文章の構成だったりですとか、ホームページをつくる時にHIMLと言いまして行

動を書き込んでいくんですけども、そこのデザインの形式を見た感じ、2014年から恐らく掲載が始まっているのではないかとということを専門家の方が言うておられました。ということは、3年たってこういう現状があるということを改めて、今回初めて知る方もいらっしゃると思うんですが、こういったことがネット上に出ているということをご認識をしていただきたいと思っております。

私、現在30代ということで、30代の意見というものをちょっと申し述べさせていただきますと、私どもの年代というのは、とにかくネットとはもう切っても切れないようなそういう生活を送っております。例えば、今問題になっているかもしれませんが、ネットで商品を購入する、または今後については新聞ですとかそういったものというのは全てネット上でも見られるような形になっております。そういった中で私からさらに若い方というのは、もっともっとネット業界と要はつながっていく年代になってくるかと思えます。

先ほど課長おっしゃったように、セキュリティーに対しては確かに万全だと思っております。しかしながら、内々だけのことを考えていっても、結局外部にこのような情報が出てしまっているとすれば、それは危機管理として本当に100%情報が守られているとは言いがたい現状があると思えます。

なので、今後ネット社会というものにもっと行政の方は興味を持っていただいて、例えばネットに村の不利益になる情報が書いてないとか、そういったところを感知していただければ、内部の管理と、あと外部に対しての管理という部分をぜひやっていただければなど、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 北村議員の2回目のご質問でございますけれども、村の個人情報保護条例、今回一部改正ということで提案させていただいておりますけれども、この条例につきましては、村の行政の中で取り扱う個人情報の保護を徹底するための法律になっています。インターネットにいろんな情報ということで、今回の「住所でポン！」にしましても、多分過去の電話帳の情報ではないかということでは捉えておりますけれども、やはりその規制が今、国の法律でも、先ほどの消費者行政庁の回答からもわかるように、なかなか国の法律でも規制できないような状況になっているということで、大変そういう個人情報が実際流れて、確実に「住所でポン！」の情報も個人情報だと思っておりますので、そういっ

たものがネット上に流れていることは、本当に危惧されるところでございますけれども、ちょっとそういったところのものまで行政のほうで対応ができないのが実際のところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。今回、先ほど申し上げたように、これはどうしても行政の管轄外ということでありましたら、こういったことがあるということは本当に認識していただいて、今後、塩尻警察署等でこういった詐欺、もしかしたら塩尻警察署でも知らなかった、また今回きっかけにこういった情報がわかったとするのであれば、ぜひその情報のほうを連携していただきまして、振り込め詐欺等に遭わないような、そういった対策をしっかりと練っていただければなというふうに思っております。

どうもありがとうございました。1問目の質問は、以上で終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

村の公共事業及び一般入札参加企業の選定状況について。

村では、村民益につながるいろんな施策を打ち出し、それを予算化し、最終的には入札をもとに落札企業が事業を進めているものかと思います。私は、この落札した企業の努力次第で、村の村民益、またはその評価が大きく左右されるのではないかと考えております。全ての入札業者が満足いく仕事をしているのかどうか、それは村民、人それぞれによって解釈は違うと思います。

あくまでこれは私個人的の話になりますが、村のホームページを管理している業者のサポートには少々疑問を感じているところがあります。先日も総務課長より、ホームページの業務委託契約は、契約期間等のしぼりがあり、その間は職員に研修を受けさせ、契約満了まで何とかしのぐという言葉がありました。私は、本来であれば、それは業者が行うものであると考えております。なぜ、このホームページの管理を村の職員が対応しなくてはならないのでしょうか。行政にはもっと大切な仕事がある中で、余計な業務負担を行っていると感じて

なりません。

誤解がないようにお伝えいたしますが、現在行っている行政の入札基準、企業査定に不満があるわけではございません。ましてや、最終的には1者が事業を落札するわけですから。私がお伝えしたいことは、事業に対し、もっと入札参加の企業の窓口をふやし、新しい血を取り込むことが、企業間の企業努力を高めると同時に、それが村民益につながるのではないかと考えております。

そこで、現状の企業入札参加基準について、下記の項目についてお尋ねいたします。

当村における入札参加企業及び入札参加企業の指名権企業の査定基準について教えてください。一部上場企業なのか、非上場であるのか、企業の人員数や決算内容等、わかれば教えていただければと思います。

続きまして、当村における入札参加企業数及び指名権を得ている企業の数は大体どのぐらいになるのでしょうか。こちら正確でなくても、大まかで結構です。

続きまして、入札参加企業及び指名権の査定の見直しの状況はどうなっておりますでしょうか。

最後に、随意契約を行っている企業はあるのでしょうか。あれば、何社ほどあって、どういった経緯で随意契約になったのか、教えてください。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の村の公共事業及び一般競争入札参加企業の選定状況についてということでお答えをさせていただきます。

最初に、当村における入札参加企業及び入札参加企業の指名権企業の査定基準についてということでございます。

当村における入札参加審査の受付につきましては、3つの分類に分けて受付をしております。1つ目が、建設工事関係、2つ目が、測量建設コンサルト関連、3つ目が、製造の請負、物件の供給等ということで、この3つに分類しております。この分類ごとに、村が指定する書類を提出いただきまして、その提出書類に不備がなければ、入札参加業者として村は登録をすることになっております。この提出いただく書類につきましては、先ほどの3つの分類ごとに多少違いはございますけれども、主な書類といたしましては、入札参加の資格申

請書、登記事項証明書、これ個人の場合は身分証明書になります、3つ目が印鑑証明書、それと4つ目が納税証明書、5つ目が工事の経歴書、6つ目が技術者の経歴書、7つ目が誓約書となっております、建設工事につきましては、これに建設業許可証明書、そのほか経営規模等の評価結果通知書、総合評定値の通知書の写し、こういったものをつけていただくことになっております。

登録に当たっては、北村議員がおっしゃられる上場企業だとか非上場企業、企業の人数や決算、営業所在地などの査定はございません。決められた書類が提出されれば、登録されることになっております。

次に、実際に入札をする際の業者の選定についてでございますけれども、入札につきましては、建設工事、業務委託、物品の購入など多種多様なものがございます。この中で入札方法を一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか、また、一般入札の場合は、総合評定方式にするか、プロポーザルのような提案方式にするのか、それぞれの発注の内容、また金額等によって変わってきております。また、建設工事につきましては、特にこれまでの実績とか総合評定等を勘案する中で、担当課で指名業者を選定しまして、村長決裁により決定をしているところでございます。

また、指名競争入札に付する場合でございますけれども、1,000万円以上の建設工事、それと建設工事にかかわる250万円以上の測量設計、それと取得価格250万円以上の物品の購入、この3つにかかわります指名業者の選定につきましては、適正を期することを目的としまして、教育長、それと各課長で組織をしております請負人選定委員会におきまして指名業者の適否につきまして非公開の審査を行っているところでございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。当村における入札参加企業数及び指名権を得ている企業の数でございますけれども、当村の入札参加資格者につきましては、先ほどお話ししましたとおり、3つに分類をしております、現在のそれぞれの登録企業につきましては、建設工事の関係が308企業、測量建設コンサルタントが143、製造の請負、物件の供給等が345となっております。

続きまして、入札参加企業及び指名権業者の査定の見直し状況でございますけれども、この入札参加資格につきましては、2年に1回見直しを行っております。現在の入札参加資格は平成27、平成28年度の2カ年となっております、新たに平成29、平成30年度の入札参加資格申請の受付の取りまとめを現在行っているところでございます。

最後でございますけれども、随意契約を行っている企業はあるのか、あるのであれば何社、

こういった経緯で随意契約となったかの理由でございますけれども、随意契約につきましては、地方自治法施行令の167条の2というところに随意契約ができる9つの規定がございます。その規定に基づいて随意契約は行っております。

この9つの規定の中で主なものは2つございまして、1つ目が、契約の予定価格が一定の範囲以内のものは随意契約ができることとされておりました、その金額につきましては、地方公共団体の規則というもので定めることになっております。当村では、この金額につきましては、財務規則のほうで定めておりました、119条に規定をしております。6つの規定がございます、工事または製造の請負につきましては130万円以内、財産の買い入れにつきましては80万円以内、物件の借入れにつきましては40万円以内、財産の売り払いが30万円以内、物件の貸し付けが30万円以内、前各号に掲げる以外のものにつきましては50万円以内となっております。この金額の基準以内の契約につきましては随意契約することができることとなっておりますので、事務用品だとか少額備品の購入、小規模修繕、少額工事などの契約につきましては、一番随意契約が多い状況になっていると思います。こういった状況でございますので、何社が対象になっているかにつきましては、件数の把握にちょっと時間がかかりますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、先ほどの金額を超える契約でも、地方自治法施行令の規定で随意契約をしているものがございます。契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約ができるということになっております。具体的に申し上げますと、特定の業者からパソコンやコピー機などの機械だとかホームページだとか電算システムなどを導入している場合は、どうしてもその業者でしかその後の保守管理ができないような状況がございます。そういった業者と契約する場合につきましては、先ほどの地方自治法の施行令の規定によりまして随意契約するケースがございます。

先ほど言いました金額の関係の規定、それと機器等の導入の関係で随意契約する、この2つの理由が当村では最も多いケースになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問ございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

改めて参加企業というのが3つの部門に分かれていて、さらに100から300ほどの登録業者

があるということを聞いて、正直びっくりしております。

話のほう戻しますけれども、最終的には、やっぱり落札ということで、その業務の範囲内でしか仕事ができないというところにつながってきってしまうかもしれませんけれども、今回朝日村のほうでホームページというものが、以前から村長も含めいろんな方が危惧してこれまでやってこられたと思うんですね。それにちゃんとしたサポートが、業者がいながらも職員の手を煩わすということは、私は民間上がりになりますけれども、本来であれば、ちょっとそれはおかしいんじゃないのかなというふうにも思っているところはございます。

なので、今後また契約更改のときですとかそういったときに、今回の反省とっていいのかわかりませんが、こういったことがないように、行政の方は行政の仕事に要は集中できると、ほかのものは本当に今お金を払ってやっていただいているわけですので、そういったことがないように心がけていただければというふうに思っております。

以上で、私の質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

皆さん、大変お疲れさまでございます。あと私1人ですので、よろしく願いいたします。きょうは2問質問させていただきます。

最初の質問ですが、村営バス広丘線のさらなる利便性向上をであります。

2月20日に平成28年度の朝日村地域公共交通協議会が開催され、村営バス広丘線の運行について28年度の取り組みと運行実績、高校生のアンケート結果が報告されました。高校生利用者における満足度調査結果は、「十分満足」、「ある程度満足」の割合は、26年度は41%、土曜日便が新設された27年度は44%と微増、平日朝1便、夕方1便を追加した28年度は約70%と満足度が飛躍的に伸びたと報告がありました。

また、3月3日の市民タイムスには、余りないほどの段抜きの大文字で「朝日村営バス広

丘線好調」の見出しでこのことがニュースになっています。人口ビジョン必達のためにも、朝日村をもっと知っていただくよいニュースであったと思います。平成21年度からこの事業がスタートし、利用度を高めるための調査、研究がなされ、ダイヤ改正を行い、現在に至っていることは大いに評価されていると思います。

さて、高校生アンケートの意見欄を詳しく見ますと、幾つかの改善点が見えてきます。報告資料中に平成29年度の利用促進活動として、アンケートの実施と次年度運行ダイヤの検討とありますが、具体的にどのように検討されようとしているのか、お聞きいたします。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の村営バス広丘線のさらなる利便性向上をとというご質問でございます。

まず最初に、村営バス広丘線の状況でございますけれども、村営バス広丘線につきましては、高校生を中心とした通学のほか、通勤者、高齢者の通院、買い物等に利用をされているところでございます。今年度につきましては、先ほど小林議員からもお話がございました高校生利用者の要望を受けまして、朝の上り便と夕方の下り便をそれぞれ1便ずつ試験的に増便しまして、平日は上り6便、下り5便で運行をしております。また、土曜日につきましては、昨年度から朝の上り2便を試験的に運行しているところでございます。運行につきましては、現在デマンドタクシーと同様にアルピコタクシー株式会社をお願いをしております、村所有の車両1台、それとアルピコタクシーの車両1台を使用しまして運行をしております。

平成21年の運行開始後、高校生の数が4分の3に減少する中、村営バスの利用者は年々増加しておりまして、昨年、平成27年度は過去最高の年間2万4,669人が利用をいただきまして、本年度におきましても昨年に近い利用がございまして、1日に延べ100人が利用している状況でございます。

こうした中、先般、朝日村地域公共交通協議会を開催し、来年度の公共交通に向けた取り組みにつきまして協議を行ったところでございます。その中で試行運行をしております平日の朝夕1便ずつの増便につきましては、高校生のアンケートの結果、84.2%が継続をしてほしいとの回答があり、利用も好調であるため、来年度から本格運用に切りかえることとした

ものでございます。村営バス広丘線の全体的な満足度も、昨年の44%から70%に向上している状況でございます。

そこで、小林議員ご質問の平成29年度の利用促進活動についてでございますけれども、村営バス広丘線につきましては、パンフレットの発行、中学3年生のチラシの配布、広報あさひむらでの利用促進、利用者アンケートのほか、運行ダイヤの検討を行うこととしております。議員ご質問の運行ダイヤの検討という部分につきましては、本年度はございませんでしたが、例年ですと3月15日にJRのダイヤの改正が行われます、それに伴うダイヤの見直しを計画しているものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

もう少し私は改善策が出てくるのかというふうに期待してたんですけどね。

具体的に改善ポイントは何であるかというところだと思うんですが、1つは、今の70%という利用者満足、この満足度を当局としてどう判断するか、これでよしとするのか、もうちょっと上げるとか、それが一つですよ。それと、アンケートから見えてくる問題点は、よく利用する人と全く利用しない人が同数いるということです。約35%前後ですね。ただし、これはどうしても利用できない人はどうせいるわけですし、その辺をどう見るか。

それで、私、隣近所に高校生いるものですから聞いてみました。そうしたら、部活をやるためには今のダイヤでは利用できない。確かにアンケートの中にも部活というキーワードはいっぱい出てきます。ですから、その辺を今後の、先ほどのJRのダイヤの改正に伴うダイヤの改正じゃなくて、そういう人たちが利用できるような新規のダイヤの組みかえはできないかというところをちょっと期待していました。ですから、その辺も、高校生に聞いてみますと、6時台、広丘に6時半までに着くバスがあればうんといいんだと。そうすると6時39分の松本行き、44分の塩尻行きに乗れるんですね。確かにアンケートの中では早い便を使いたいという人は5人か6人か、そんなレベルですが、そういう人たちを救済することをどう見るかということがポイントだと思います。

せっかく今、先ほどの市民タイムスで取り上げられていると思うんですが、朝日村に満足度で何が一番足りないかというのの一つは、高校生になったときに足だと思うんですね。小学校、中学は親御さんもいるし、村内ですから、まだまだいい。高校生になったときにどう

足を確保するか。村長もそうですし、私らの時代はもっと便利でしたよね、バスがいっぱいあって。ですから、これから朝日村に住んでいただいて安心していただくためには、ぜひその辺の高校生の足というところに、もう1本突っ込んだ改善案をぜひ期待したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の公共の足の問題ですが、おっしゃられるとおり、まさに平成21年からこれをスタートしました。それまでも塩尻駅には実は福祉バスで行っていたんですよ、乗車率が非常に低かった。そこで、やはり高校生だけを、一番ウエートは高校生なんで、高校生の全てを満たすことは私もしたいんですが、朝日村という体力を頭に置いて取り組まないと大きな間違いを起こしてしまう。それは過去の例と同じになってしまう。でありますから、毎年このアンケートをとりながら、いかに利用価値の高いところに投資するかであります。でありますから、まさにおっしゃるとおり、私も孫持っていますけれども、100%満たしてやりたい。しかし朝日村の体力、自分の体力を頭に置かないと大きな間違いを起こしますので、今の時点ではベストだと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

とりあえず70%でベストと、これは私もある程度は賛成できます。ただ、これからやっぱり向陽台の第2期とか、いろいろ人口ビジョン的に4,000人の村をキープしていくということを絶対に言うならば、もう1本でいいですから小野沢から広丘にダイレクトに行く朝便を新設するかどうか、これはきょうあすの話じゃありませんので、今後ぜひ考えてもらいたいというふうに思います。

それと、もう一つ、28年度の村営広丘線、これへの投資というのは、村の補助はデマンドも含んだ全体の数字ですから2,800万とかあるんですが、村営バス、殊こいつに限ると、28年度の申請書の中にうたわれている文言でいえば、村の補助が約2,500万円、国の補助が八十数万円、それと運賃収入が240万円、これは1人100円ですよ。その辺ももう少し考えて

みると240万円、これは今、村長がおっしゃられたように、村の体力というところもあるかもしれませんが、高校生無料、これも一つ次期アイデアとしてはいいんじゃないかと思うんですが、先ほど村長、村の体力を考えると今でいきたいという答弁でしたが、その辺はいかがでしょうか、240万円。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 公共交通、これは日本中、これ、まさに日本の大きな課題であります。それで、いずれにしても国土交通省もこれに対して力を入れるようになります。しかし、無料でやると国の補助金がかなくなっちゃいます、そこも頭に置いています。でありますから、先ほど議員が申されたように、朝日村の公共交通協議会では必ず国の関係の皆さん、県の関係の皆さん、そして村内のそれぞれのジャンルの皆さんから集まっていただいてご意見をいただきながら、現実に利用している皆さんからのアンケートをとりながら、毎年変えているんですが。ですから、私はこのダイヤに関してはコンクリートという考え方はありませんから、少なくともいわゆるいかに大勢の人が需要するかの時間に走らせるか大事なことでありますので、その辺については公共交通協議会で協議をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

何度も何度もすみません。交通協議会、あれも私がこの立場になってから2回参加させてもらったんですけども、あれはあのときにいろいろ資料をいただだけで、その場で頭をめぐらして考えるというのはちょっと無理です。ですから、あれは納得した、それでいってくださいの協議会でいいと思いますので、その前段階として、せつかく29年度また考えるということをおっしゃっていますから、ぜひ村長の力で先ほどの高校生は無料化、一般は取りますよ、高校生だけは無料化、そして国の補助がもし少なくなっても、80万円ですから、足し算すれば350万円、これを将来の子供たちのために使うというのは決してマイナスじゃないと思いますので、ぜひご一考願いたいと思います。

以上で、1番目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 2問目ではありますが、健康村活動の将来展望であります。

朝日村は、かつてより脳卒中予防で医療機関とタイアップし、全国的に注目された健康村活動が展開されてきたことを記憶しています。その精神、活動が現在まで脈々とつながり、維持されていると思います。

現在は、朝日村健康村推進協議会が設置され、13の各種団体が共通活動を展開し、アポプレキシー対策事業は10年間の活動スケジュールで、ことしが9年目になります。私も恩恵にあやかっている一人ですが、人間ドックの補助金アップは助かっていますし、新年度では健康診断の自己負担も1,600円から500円に減額されると予算に盛られるなど、この平らでは先進的な策が展開されていると思います。これ、うれしく思っています。

また、近隣の松本市では、「健康寿命延伸都市・松本」として大スローガンを掲げた活動が展開されていること等を見るにつけ、お株をとられたような不思議な何か気持ちになったりしています。

現在の健康村活動に何か釈然としない感じがし、いろいろ理由を考えてみますと、何かさっきの13の団体もそうですが、活動にばらばら感があって、村民の目だとか気持ちに統一感が少し薄いのではないかというふうに考えます。

例を挙げますと、アポプレキシーのない村づくりのポスター——ここにポスターとありますが、先ほど確認したら垂れ幕でした——があったり、村の随所にウォーキングコースの看板が設置されていたり、健康村推進協議会なるものがあることも、私も議員として協議会のメンバーとなって初めて知った次第です。各種活動がマンネリ化し、つながりが少し希薄で単発な活動に思えて仕方ありません。

アポプレキシー対策事業も最終盤となり、次の展開を企画する段となります。朝日村の健康村活動を今後どのように方向づけしていくのか、将来展望をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 住民福祉課健康づくり担当課長の原でございます。

今回が初めての答弁で、朝から大変緊張しております。議員の皆様のご指導をいただき一生懸命市民のために取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小林議員 2 番目のご質問の健康村活動の将来展望につきまして、お答え申し上げます。

初めに、朝日村の健康村活動につきまして経緯をご説明いたします。

健康村事業は、昭和39年より国保財政の赤字解消、脳卒中予防のため、松本保健所に相談を行い、信州大学も巻き込み、対策を進めることになりました。事業が単に国保財政の赤字解消だけに限らず朝日村全体の健康問題として取り組み、村独自の健康管理の活動をする目的で朝日村健康村建設活動がスタートいたしました。

脳卒中予防事業は、村内の医師や議員の皆様、村民、職員、そして信州大学公衆衛生学教室、松本保健所の協力のもと、朝日村健康村建設推進協議会が母体となり、健康村活動が単なる疾病対策だけに終わることなく、1室暖房、減塩の推進など生活改善まで包括した総合的な保健衛生活動として成果を上げました。

現在進めています健康村事業は、平成26年朝日村第5次総合計画、老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画、第4期障害者福祉計画との整合を図り、国の第2次国民健康づくり対策としての健康日本21、長野県健康増進計画第2次との整合性を考慮して、35年までの健康づくり計画を策定して実施をしております。この計画は、疾病を予防するため生活習慣の改善をする1次予防に重点を置き、壮年期死亡の減少や生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸を目指すものとなっています。

アポプレキシー対策事業は、朝日村健康づくりのこの計画の中に位置づけられ、平成21年から10年間の計画で進めています。このアポプレキシー対策事業ですが、朝日村の死亡原因及び介護保険申請者の原因疾患第1位が脳血管疾患でした。中でも動脈硬化に由来する脳梗塞が多い状態でした。また、特定健診対象者の40歳から肥満が急増もしてございました。そのため、まず自分の体の状態を自分自身が気づくように、公共の場に血圧計や体重計、トイレに血糖測定ができる試験紙を置きました。また、村民協働で進めていくため、地区長、保健補導員の皆様に協力してもらい、健康出前講座を実施してきました。さらに、毎回広報に2ページ見開きでアポプレキシー脳卒中に関連した脳血管疾患、糖尿病や運動、減塩等の情報を発信してきております。さらに、健診対策では、若いときからの健診受診の習慣化を図る

ために、39歳以下の健診料無料化を実施しております。

事業も8年が経過して、活動の希薄化は健康村活動を行う上で問題であると捉え、原点に戻るために、保健師、管理栄養士による各家庭訪問を実施しております。本定例会におきまして村長の提案説明にもありましたとおり、家庭での健康相談等、村民の声を直接聞き、塩分計や血圧計などを持参して、朝日村ならではのきめ細やかな対応を推進しております。また、広報や回覧版だけでなく、インターネットや報道等の媒体を使って発信をしていきたいとも思っております。

アポプレキシー対策事業は平成30年までの事業で、朝日村健康づくり計画の中間評価の年とも重なっておりますので、29年度はアンケートや医療費の分析等を行い、事業のまとめと評価を行います。さらに、分析結果を参考に新たな課題の解決に向け取り組みを行ってまいります。

今後の活動といたしまして、現在長野県が進めています健康づくりの県民運動の名称、「信州ACEプロジェクト」のACE、ACEのA、アクション、運動、C、チェック、健診、E、イート、食の3点は生活習慣予防の原点であり、朝日村も同様に進めています。インターバル速歩、ウォーキング講座、肥満予防、減塩食の学習や調理実習、健診への個別受診勧奨などをさらに充実させ、朝日村版のACE計画等も考えています。また、各家庭訪問も引き続き実施していきたいとも思っております。さらに、国保データベースを活用して医療費の分析を行い、村の特徴的な疾患を絞り、対策も進めていきたいと考えております。

小林議員の活動がマンネリ化、つながりが希薄で単発的な活動とのご指摘でしたが、この健康村活動の原点でもあります村全体の健康問題と捉え、住民福祉課はもちろん、社会教育、心の充実の環境整備等、さまざまな関係機関、また朝日村健康村推進協議会の委員の皆様と連携をとりながら、生涯健康で生き生きと過ごすことができますように村民の皆様とともに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

現在やっておられること非常に多くて、村民はそれだけのことをやっているということをごのぐらい感じておられるかということはいかがでしょうか。私の言うこと、わかりますか。

しっかりやっているという今、答弁ですよ。これも抜けがない、落ちがない。けども、我々村民は、そこまで全部30もわかりませんので、どういったことを村はアポプレキシー対策、またはそういった総合活動としてやっているのかというイメージの話で、どう捉えているかということは考えたことはおありでしょうか。いじめの質問じゃありませんので、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員も大分理解されて、朝日村はしっかりやっていると。しかし、それを村民がどれだけ理解しているか、全く私も同感であります。まさに幾ら一生懸命をやっても、現実に村民がどれだけ理解をしてくれて、それに協力してくれるかで決まっちゃいます。失礼な話ですが、先ほど議員の質問でも、空き家対策で100万の補助金もまだ知らない、この中にいるんですから、私からとれば非常に難しい。ですから、幾つもの話、何回も幾つものことでくどくど言っていかないと、言ってもわからない。そういうことでありますから、その辺については全く同感でありますし、これからの大きな課題。

特に健康に関しましては、先ほども国保税の質問でもありましたが、今、朝日のこの健康管理の一つ欠点は、各地域の皆さんで選出してお願いしている保健補導員、この活動が全く大きく下がっております。健康村活動したときは、この保健補導員の皆さんが各地区で地域の皆さんに声をかけて健診をした。今、それが現実に保健補導員会議を開いても半分ぐらいしか出席者ない、これではどうしようもないというのが私の就任したときからの大きな課題であります。

でありますから、結構厳しいこと言いますが、今の社会情勢では、皆さんが出席していただければ大きいんですが、なかなかできない。これは大きな課題ですけれども、しかし、今おっしゃられたことを村民の皆さんが理解してもらうことが前段であります、それを行政がどうするかも、まだ今大きな課題であります。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問ございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 村長の今の謙虚なお気持ち、私も本当に同感でありますので、すみませんが、よろしく申し上げます。

それで、私、次の10年間の計画に当たって、まだ1年余裕がありますから、今の村中で注目度を浴びるような何か一つ目玉の活動、活動は今でいいかもしれません、アポプレキシーというのは非常に難しい言葉なもので、この辺のない村づくりのアピールをもっともっと強力に、これをやってこういう活動が繋がっていくんだというような、その活動をもっと単純化した強力な何か一つフレーズをぜひ考えていただいて、村全体で松本市の健康寿命延伸都市、これなんか非常に読めばわかる意味ですし、そっちにお株とられないような朝日村独自の名前で何か欲しいと思います。それ一つお願いします。

それと、活動の連携をとるためにウォーキング、村中にウォーキングの看板ありますが、あの看板は誰が今主管で立っているかわかりません。ああいうのとか、または、何とかという健康バイキングでいろいろやっている運動ありますよね。それを一元管理して、そういうところに出てきたらポイント制か何かをつくって、村のプレミアム商品券を景品にやるぞとか、そんな単純な考え方はいいとは思いませんが、何かやっぱりそういうような、みんなで共通した、ああ俺たちこういうことをやって村の健康のために一生懸命やっているんだというような活動をぜひみんなで生み出していってもらいたいと思いますので、その辺あわせてお願いして、第2の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦勞さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時45分

平成29年第1回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成29年3月17日(金)午前9時09分開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第3号から議案第23号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 議案第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第7 議案第25号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第10 議案提案説明
- 第11 議案内容説明
- 第12 議案第24号及び第25号並びに日程第8及び発議第1号の質疑、討論、採決
- 第13 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 高橋 廣美 君 | 2番 | 中村 賢郎 君 |
| 3番 | 上條 俊策 君 | 5番 | 齊藤 勝則 君 |
| 6番 | 上條 昭三 君 | 7番 | 北村 直樹 君 |
| 8番 | 小林 弘幸 君 | 9番 | 塩原 智恵美 君 |
| 10番 | 林 邦宏 君 | 11番 | 清沢 正毅 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	曾根克仁君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時09分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

9番 塩原 智恵美 議員

10番 林 邦 宏 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

上條総務産業委員長。

〔総務産業常任委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業常任委員長（上條昭三君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月10日に開催しました。陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、以上の3件につきまして慎重に審査した結果、全会一致で採択となりました。

審査の主な経過を申し上げます。

陳情第1号は、当村の施設の設計、工事監理業務の発注に際しては、報酬は国土交通大臣の定める基準に準拠した契約が行われるようお願いしたいという陳情です。

現在、設計技術者が高齢化していて、適正な報酬をいただき後継者を育成していかないと、将来、設計技術者が不足して業務の遂行が困難になる恐れがあるためというのが主な理由です。

陳情2号、3号も同様な理由であると思われます。

陳情2号は、当村において、施設の設計、工事監理業務を入札により発注する場合は、県の基準に準じて最低制限価格を予定額の90%前後に設定をお願いしたいという陳情です。

陳情第3号は、当村の施設及び避難路沿道にある建物の耐震診断・耐震改修を早期に推進してほしい。また、業務の発注に際しては、国土交通大臣が定めた報酬基準に準拠した契約をお願いしたいという陳情です。

陳情者の説明後、担当職員から当村の現況について説明を受けた結果、一部改善の必要が認められましたので、採択といたしました。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第3号から議案第23号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第3号から議案第23号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第3号 朝日村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、質問をいたします。

本文の関係と、別表の関係についてお願いをいたします。

まず、本文の関係でございますが、ゲストハウスを観光レクリエーション施設に位置づけることによる効果、これをどのように考えていらっしゃいますか。

また、条例第3条、施設の名称を「ゲストハウス」とした理由をお願いいたします。

次に、条例第5条によると、ゲストハウスは必然的に指定管理による管理になると読めます。指定管理になりますか。

この場合、地方自治法第244条の2で、指定管理の指定をしようとするときは、議会の議決を必要としておりますが、スケジュールはどのように考えておりますか。

また、施行日を平成29年4月1日とした理由をお願いいたします。

次に、別表です。

別表をそれぞれ独立させた理由をお願いいたします。

ゲストハウスに休館日を設けない理由をお願いいたします。

3つ目、使用料について。

全協では5,400円の内訳について、素泊まりは3,500円、共通経費として、燃料代・送迎代・洗濯機の使用料として1,500円と説明を受けましたが、5,400円と一括料金にした理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、ゲストハウスを含みます観光レクリエーション施設の条例改正のご質問についてお答えをさせていただきますが、まず、位置づけにつきましては、ゲストハウスを条例の中で位置づけをして、これから村として整備をしていきたいということのものでございます。

それから、名称の理由につきましては、まず、一般的にゲストハウスということと呼ばれておりまして、今後整備をする中で、名称については、場合によっては村民に公募するとか、そういうような状況の中で名前をつけていければということと考えておりますし、また、建物自体がこれから整備という状況ですので、そのような状況を見ながら、また名前についてはつけていければということと考えております。

それから、指定管理にするかどうかということですが、いずれにしても、管理については、これまでのスキー場、他の利益が上がる目的の施設については指定管理等も行っている施設がございますので、今回のゲストハウスにつきましても、村が管理するよりも、専門的なそういう方が——方というか、グループ・団体がいれば、指定管理についても検討していきたいということ考えています。

指定管理にする場合については、もちろん議会に同意をいただかなければいけませんので、建物ができて、それからまた具体的にスケジュールができてくるかと思っております。

それから、条例改正の4月1日の理由ですけれども、これについては、他の施設の関係が今回別表で別にさせていただいた経過がございますので、それとあわせて、4月1日からの適用ということにさせていただきました。

それから、休館日の理由ですけれども、基本、ゲストハウスというのは、管理者がいまして、基本的に年間通して利用いただくという目的で整備をする予定でございますので、あえて休館日は設けてないものでございます。

それから、一括料金につきましても、積算上は、全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、内訳は出させていただきますが、今後、状況の変化がございますので、その中で、再度内容については、見きわめ、積算をしていきたいというふうに考えておりますので、全体の宿泊料金ということで、この額5,400円ということで設定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今、1つ質問に答えてもらってないのがあるんですが、別表をそれぞれ個表にした理由、そのこととあわせまして、施行日を平成29年4月1日にしたという理由を聞きますと、ゲストハウスのことではなく、個表にしたことによる整合性だというふうを受けとめられます。

それで、その内容を伺いますと、まだ全く先の見えていない内容の中での今回の条例改正案というふうになっているというように受けとめられますが、まず、地方自治法、観光レクリエーション施設特別会計の大前文の中に、地方自治体の299条の4に基づいて、観レクの条例を制定するというふうにうたっています。299条の4というのは、観光施設の管理についてをうたっているものであります。

この公共施設の管理、これを条例として策定する場合に、その管理の運営・利用をどうするか、それを中・長期的に考えて立てる、そういった立ち位置にある条例かと思いますが、その場合に、課長の今の答弁の中では、中・長期的なビジョンがない中で、この条例が今、改定されようとしています。そこのお考え、別表の個表の件とあわせてお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、個表にした理由でございますが、全員協議会のときにもご説明をさせていただきましたが、各施設一括で表をつくってございましたけれども、備考を見ていただきますと、それぞれの施設に応じた内容のものを含んでございます。一括の場合ですと、わかりにくい部分がございますので、今回はそれぞれの施設で対応できるようにさせていただいたものでございます。

それから、ゲストハウスの中・長期ビジョン等でございますけれども、これは、先ほどもゲストハウスを整備するということでの目的をお話をさせていただいた、全員協議会のときにもそうやって話をさせていただきましたが、その際に、まずは都市部から若い人たちに村に来ていただいて、村を知っていただくということで、交流人口をふやして、それに基づい

て人口増につなげていきたいという大きな目標がございまして、その中でゲストハウスというものを整備していく。ゲストハウスというものがそういう目的を持ったものでございますので、大きな捉えとしてそういうビジョンを持っております。

具体的に細かい部分については、これからやはり検討する部分がございますので、まず今回は、条例として、まずゲストハウスというものを村として整備をするという位置づけをさせていただいたものでございますので、細かい運営の内容については、これからの検討をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ゲストハウスの運用基準を定めるのが条例ですよ。

細かいことはこれからと今おっしゃいましたけれども、そういったことを位置づけるのが条例じゃないですか、それが1点です。

それから、さっき指定管理のことについて、これまで前の施設を指定管理にしてきたからという、そういう理由を課長はおっしゃいましたが、このことは条例にきちんと書いてあります。もくもく体験館とクラフト体験館以外は指定管理とすると第5条に書いてあります。そこのところの認識はいかがですか。

それからもう1点、ゲストハウスのオープンは来年4月1日と聞いておりますが、その3点を確認させてください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ちょっと質問、もう1度すみませんが、最初は運用の件でよかったでしょうか。

○9番（塩原智恵美君） 条例に規定すべきことは、細かいことを決めてから条例ということをおっしゃっていましたが、そういうことを条例の中に位置づけることではないですかということです。方向を定めるのが条例ではないですかということです。

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、今回条例でお示しをさせていただいたもの、根本的・基本的な内容についてお示しをさせていただいています。ですので、宿泊料・利用時間とい

うことで示してありますので、あくまでも条例の中で定めておかなければいけない根本的なもので定めさせていただいていますので、この中で、実際また今後指定管理等していく場合については、例えば、指定管理者になった場合は、指定管理者の運用範囲の中で対応できるということでの内容になっておりますので、さらに細かい部分についてはされていない部分がございます。

それから、指定管理者の位置づけについても、指定管理者の設置の条例の中で、他の施設が位置づけられているということによかったですよ、質問内容は。

○9番（塩原智恵美君） 第5条の中には指定管理者のことについて書いてあります。それは、もくもく体験館とクラフト体験館以外は指定管理とすると書いてあります。そういうことです。

○産業振興課長（上條靖尚君） ですので、今後、ゲストハウスを整備した時点で、指定管理にしていくということになれば、それについても見直しが必要かと思えます。

あと、オープンについては、現在は、来年度の4月1日を見込んでいるということで計画しているものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のそのゲストハウスについて、まだ建物できてないのに、なぜかという議論も一つあるかと思いますが、要は、今回、地方創生の一環で、国土交通省がこの空き屋対策を含めながら、ゲストハウスについて積極的に取り組むというのが、今回の新しい事業なんですよ。それに朝日は飛びついたんですが、現実には、新しい予算を組む、事業を組むには、やはりそういった条例もつくらないと——条例というか、そういう規約もつくらないと、議員の皆さんも、卵が先か鶏がということになりますので、今回はそれを察してやっていただいたということでもあります。

いずれにしても、大事なことは、朝日に人を呼ぶ、その大前提でこれは指定管理者で取り組んでいくというものでありますので、その辺について、細かいことにつきましては、また追って担当のほうで詰めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 質疑につきましては、会議規則第55条において質疑は3回までとされておりますので、終了させていただきます。

○9番（塩原智恵美君） はい、わかりました。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 私のほうでは、1点ご確認させていただきたいと思います。

先ほど答弁のほうで課長及び村長のほうから伺っておりますので、私は、1点だけ最後にお尋ねしたいと思っております。

今回、利用時間が13時から翌11時までとなっております、こちらの利用時間は今後改定をしていくというようなニュアンスで捉えておりますが、今後、その運営元、またはこの運営元がどうなるかわかりませんが、現時点でこのゲストハウスを提案した者がいるかと思えます。そういった者と意見をすり合わせながらやっていただけるというところは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、ゲストハウスを計画した関係でございますが、今、村では、地域おこし協力隊が3名活動していただいておりますが、その中で、今後、交流人口をどうふやしていけばいいかということの中で、地域おこし協力隊がゲストハウスを整備していくのもそういうことにつながるのではないかとということで、今計画をしているものでございますので、地域おこし協力隊がいろいろな地域のゲストハウス等を見る中で整備をしていくということですので、もちろん、その地域おこし協力隊は村の事業として取り組んでおりますので、それは村と協力隊一緒の考えということで考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質疑ございますか。

○7番（北村直樹君） ありません。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私は、今回の条例改正は、施設の名称の考え方、また、使用料の設定方針、施行日の考え方、これら曖昧な内容のため、しっかりした方針を立てて改正すべきで、時期尚早と考え、反対いたします。

その理由として、3点上げます。

観光レクリエーション施設は、地方自治法により公の施設とされております。

地方自治法の中では、料金の設定も指定管理者がしっかり定められることが義務づけられております。

公の施設の条例は、中・長期的視点に立つてつくられること、特に今回のような村独自の条文は村民にとってわかりやすい内容であり、表現は明確にすることが原則です。

第3条の名称ですが、ゲストハウスが建てられている御馬越周辺の観光レクリエーション施設は、別表にもあるように、緑のコロシアム、緑の体験館、もくもく体験館、クラフト体験館など、その建物をイメージできる親しみやすい名称で条例に位置づいています。

このため、ネットで検索しても、これらは1回で特定できますが、「ゲストハウス」は世界共通の言葉であり、特定するのに時間がかかります。村にとって、ゲストハウスを都市との交流の拠点と位置づけるなら、御馬越周辺の施設も考慮して、朝日村オリジナルの名称をつけて、村民にも世界の中の人にも親しまれる名称になるよう、この条例の中に位置づけるのがふさわしいと考えます。

使用料5,400円の中には、素泊まり料金以外も含まれていることから、利用者にとってわかりにくいと思われれます。特にゲストハウスは、ホームページをのぞく人が多いと考えられ、単純で明快な料金設定であることが利用者をふやす要因であると考えます。また、今後の運用として、食事の提供もあり得ることから、幅広い利用が可能となる使用料設定が望ましいと考えます。

まとめになりますが、ゲストハウスは来年4月オープンということで、施行日は平成30年4月1日でも十分間に合うかと考えます。したがって、内容を再度検討して、しかるべきときに条例案を提出していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいま、議案第7号に対し、反対の討論がありましたので、賛成の討論がある方は発言を求めます。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは、議案第7号に関しまして、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

まず、その理由ですが、2点ほどありまして、まず最初の1番大きな点は、先ほども村長の表現にありましたが、条例が先か何が先かという話がまずは大事だと思って、私は賛成に回りました。

今も国会で同じような話がありますが、やっぱり条例でちゃんと明確にされてから、それからという、今のこの今回の条例の提出については、私は、その点は賛成であります。

それと、先ほどの塩原議員の中に、名称の問題、金額の問題等ありましたので、それに関しまして、私の意見を述べたいと思います。

まず最初に、名称についてであります。今、ネット上で調べるわけですが、とりあえずゲストハウスというキーワードで引いたほうがヒット率は非常に高いと思います。ですから、条例上はゲストハウスということにしておいて、サブタイトルで名称を親しみやすい名称をつければよいということで、ステップを踏んで名前の問題はどうにかなるんじゃないかというふうに思っております。

それと、5,400円が云々という話がありましたが、前回の全協のときからも担当課長のほうから話がありましたが、一応、指定管理者がちゃんと入ってというのがまず最初、その間に29年度中に工事を始めなくちゃいけませんから、その投資額だとか、宿泊人数、これが十数人、利用率——まあ、食事がなしという条件の中でいろいろ精査されての現時点での金額でありますので、これは、今後もうちょっと詳細な内容が煮詰まっていけば、安くなるか高くなるか、おのずと決まってくるというふうに思っておりますので、その辺も今後徐々に詰めていくということによろしいと思います。

何しろ、まず条例をつくって、こういったことをやるんだということをもとに、次の設計段階に入るという手順・ステップで私は問題ないと思いますので、この条例には賛成いたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、議案第7号は否決されました。

次に、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

塩原議員。

[9番 塩原智恵美君登壇]

○9番（塩原智恵美君） では、お願いいたします。

今回の辺地の計画につきましては、主として向原地域の道路新設事業が大きな内容となっております。

今回、変更になりました辺地計画の事業費が、これまでの1億3,000万円を2億1,686万5,000円と詳細な数字に変わっております。差し引き8,686万5,000円、これが大幅増額となった理由をお願いいたします。

もう1点です。

この道路の新設事業について、この2月28日、第3回のワークショップを開き、そこではA案を基本としたルートで道路整備を村へ要望するとして方向が出たという報告を受けました。これをもってワークショップは終了したとしております。今後、村では、このワークショップの方向をどのようにしてルート案の事業に持っていくか、地元との協議の関係も含めまして、そここのところの説明をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑にたいして、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

[産業振興課長 上條靖尚君登壇]

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、辺地計画にございます事業費についてでございしますが、内訳についてというか、当初の見込み、辺地計画の計画と今回の辺地計画との差でございすけれども、当初の辺地計画の事業費については、想定される延長と、あと、一般的な道路をつくる際の単価を掛けて、それで大体このくらいの事業費が必要ではないかということで計画をさせていただいたものでございしますが、今回ワークショップを行う中で、ある程度の

ルートが方向づけをされてきたことから、そこで既に業者のほうへ概要設計をする委託をしてございましたので、その業者から具体的な計画を立てた場合、どのくらいの現在事業費がかかるかということで積算をしてもらった結果、このような形になっておりまして、内訳については、工事費、それから補償費、設計委託料ということで、予算書の案に出させていただいた内訳となっております。

細かい数字が出ておりますのは、うちの担当職員のほうで積算をする設計委託料が%を掛けた積算でありましたので、その数字がそのまま今回の辺地計画の中にも数字となっているものですから、細かい数字までが載っているという状況でございますので、これが全てそのままということではございませんので、お願いをしたいと思います。

それから、今後の計画についてでございますが、これでルートの決定してきた経過については全協の中でお話をさせていただき、ワークショップを3回行って、その3回目のところでそれぞれ参加していただいた方からご意見をいただく中で、大まかなルートが決まってきたということですので、今後、これから概要設計を出しておりますので、現地のほうを調査する中で、具体的なルートが示されてきます。

新年度になりまして、予算化されれば、地元と用地交渉等を行ったり、関係する皆さんにもお話をさせていただけることになろうかと思っております。新年度中に詳細設計・実施設計を組みまして、発注に向け、進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） このルートにつきましては、これまでも総務産業委員会、あるいは議会のほうにも陳情が出たり、総務産業委員会のほうでも、それを受けてのことがございました。

そこで、いろいろなところで協議を重ねる中で、合意形成というものが非常に不足していると感じております。このルート案について、地元とどんなスケジュールで合意形成をしていく計画か、そここのところをお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） まず、地元との合意形成ですけれども、合意形成を行うことも目的にこのワークショップをやってきておまして、じゃ、地元がどこかという部分でございしますが、まず関係する——前にもお話しましたが、小野沢区、西洗馬区、本郷、中組、下洗馬、向陽台、で、上組ということで、関係される地域の皆さんから参加をしていただいてワークショップを重ねてきておりますので、ある程度の地元の皆さんからのご意見は伺えているかなと思っております。

今後、具体的に概要設計等できてきた段階では、また、それぞれの地区長さんにも参加していただいていたので、既に各地区へ行っての説明も行っておりますし、今後の予定では、上組地区からは、4月に入ってから常会を開くので、来てくれないかということで実際相談がございしますので、そういう計画もございします。

今後、必要に応じて、その計画については、今度地区ごとの説明も行ったりにしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） その部分が非常に大事なところで、ワークショップは限られた人数の中でそれぞれの代表者が確かに出席していると思います。

でも、それを実際に使うのは地域住民ですよ。そうすると、それを利用する人たち、そのルートに関係する人たち、そこへのしっかりとした地元への説明、そこでの合意形成、そのところを十分考慮することが、上組から要請されたから行くのではなく、行政側のほうから地元へ出向いて説明をする、そういったことについての考えはいかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局からの答弁を。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員ね、大分基本的に私とちょっと考え方が違いますが、今回の道路は、向陽台の皆さんの交通の便が一番大事なことなんです。そこを理解していないといけない。

上組の皆さんは、桜坂を広げなさいと言っていますが、目的は違うんです。

でありますから、ただし、ただしですよ、少なくとも新しい道路ができますと、上組の皆

さんも使うようになるかなということも思っておりますし、そういうものですから、地元の
本郷の皆さんとも集まっていただいて、西洗馬の区長を入れてワークショップをしたと。で
ありますから、上組の委員で出てきた皆さんは、十分それは承知の上だというふうに私は理
解しています。

で、上組から前に出ている陳情については、きょう一般質問でありましたが、これは、こ
としの冬、この冬に日照時間等を調査してどうできるかはこれからの話ですから、それと一
緒にしないということを大前提でお願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 以上で、塩原議員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條です。

私の質問事項なんですが、このことに外れているようでありましたら、議長のほうでスト
ップをかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

この8号議案の辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてということで、この内
容の個々のことではないんですけれども、この機会でございますので、質問をさせていただ
きたいと思います。

今回の変更は、県との協議とか、そういったものもあろうかと思いますが、そういった県
との協議を含めて、辺地計画の年間スケジュールはどのようになっているかお聞きいたしま
す。

2つ目は、現在のこの総合整備計画は、25年度から29年度の計画で、その変更というこ
となんですけれども、もしこれからも必要があれば、この29年度中にこの第4次変更という
ような可能性はあるかどうか。

また、3つ目として、辺地にある道路改修事業は、辺地事業で行うことは可能かどうか、
道路も補修とかっていう、新設じゃなくても、そういったものは、辺地の事業としてもし使
えるものであるかどうかと。例えば、今出ていました西洗馬の7号線みたいなものは、辺地
なところだと思いますが、そういったものはそういったものを使える事業であるかどうか。

それから、4つ目としまして、これは、以前は議会に対しまして辺地計画だとか、変更等
は、県との協議があると思うんですが、この県との協議をする前に議会に説明とかそういう

ことがあったように私は記憶しておりますけれども、それはどうなのか、今回はなかったかと思っております。

それから、5つ目としまして、8号議案とはもちろん直接は関係がない質問かもしれませんが、特に県との協議を経て提案される議案とか、県だけに限りませんが、そういった大事な案件については、この県なりの協議を始める前に議会に説明・調整する場がないと、万が一これが否決されたら、その計画はどうなるのかなど。そんな心配をするものですから、以上のことについてお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の件でございますけれども、まず最初に、辺地計画のスケジュールの関係でございますけれども、辺地計画につきましては、計画の策定または変更につきましては、まず、県のほうに協議を行うことになっております。

県協議が終了次第、県のほうから回答をいただきますので、その回答をもって、その内容で議会の承認をいただくことになっております。議会の承認をいただけたところで、長野県知事、また、総務大臣のほうに報告というようなことで、報告・策定、または変更の報告をすることになっております。

事業を行うには、前年度のうちにこの計画変更・計画策定を行わなければいけないということになっておりまして、今回も、新年度で行う事業につきまして、前年度に当たります今年度中に計画変更・策定をさせていただいたものでございます。

計画策定終わりました、翌年度にまいりまして、5月の連休過ぎに事業費の申請、辺地の申請というような形になりますけれども、事業自体は4月1日から行ってもいいようになっておりますけれども、どの事業がどのくらい予算がつくかというのはまだわかりませんので、その状況を見ながら、事業を進めることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目でございますけれども、現在の計画が平成29年度で終了するというところで、今後の計画でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、事業を行うには、前年度までに計画を策定しなければならないということになっております。平成29年で現在の計画が終わる予定でございますので、平成30年から5年間、平成34年までの5カ年計画を平成29年度

中に策定をいたしまして、また議会のほうに県の協議等を済ませて、議会のほうで承認をいただくようなスケジュールにことしなってくると思いますので、——ことしというか、平成29年度になっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、辺地の地域内道路の改良事業でございますけれども、これは村道の改良事業ということで、辺地住民の皆様が生活道路として使う道路につきましては、この辺地の事業で行うことができるようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4つ目でございますけれども、今回の計画、ちょっと事前に議会のほうに話がなかったということでございますけれども、辺地計画につきましては、どちらかというところ、金額の部分ではなくて、どういった項目が計画に搭載されているかということが重要でございます、この向陽台の計画につきましては、昨年3月の議会におきまして、1億3,000万というようなことで計画のほうに計上させていただいております。ですので、今回は金額の変更だけであったものですから、ちょっと事前の説明は省略させていただいたことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後は、先ほども言いました、辺地計画がやはりどういう事業をやるかということが計画策定、または変更の内容で重要になってくるものですから、今回は金額の変更であったために事前の説明は行いませんでしたけれども、今後は、やはり新しい項目等、計画策定が必要な場合は、議会のほうに相談をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質疑ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ありがとうございます。

今、お聞きしますと、そういうことで、29年度で今回のこれは終了ということで、30年から5カ年を、また29年、年度は29年度だと思いますが、そこで計画していかなきゃいけないんじゃないかと、そう思ひます。そんなことで、ぜひ計画の前段階で、その金額のことは別としても、项目的なもの、そういったものをぜひ議会のほうに事前に報告というか、説明とかしていただければ、いろいろなこともスムーズに運んでいくんじゃないかと、そう思ひます。

それで、もう一つ。万が一これ、議案が否決されたらどうなっちゃうのかなという、そのことはどうなんですかね、万が一そうだったら。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） まさに、村長責任で提案している議案を否決されますと、村長不信任ですから、私は議会を解散します。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質疑ございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） そういうことで、これがその否決だとかなんとかいうふうにならないように、さっきからお願いしたいのは、これからは、事前に説明なりをしていただいて、スムーズにいけるようにと、そういうことでありますので、これは要望になっちゃいますけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑ございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は、これ、要望になると思ひますけれども、辺地の総合計画の中の文言なんですけれども、ちょっと読んでみますけれども。

私、この辺が特に、上組地区もしくは向陽台の人たちにこの文章ですと、なかなか満足度が得られないんじゃないかなと、そういう感じがいたします。

この4ページの（7）、向原地区道路新設事業とありますけれども、辺地事業等実施し、利便性の向上を図ってきたことにより、住民が増加している。ただ、地区内の集落と辺地地区外を結ぶ生活道路は幅員が狭く、また、主要通路までの距離——この辺なんですね、やはり、上組の住民は、あそこに山間道路ができたことによって、それはもう十分に対応しているということで、ここは、主要道路ではなくて、やはり、村の主要施設というような、そういう文言であれば、多分皆さんはある程度理解していただけるんじゃないかと、というようなことを、この辺の表現をより地区住民の要望書に載っている思いと交差するところがありますから、その辺を再度見直していただきたいというのが私の要望です。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成28年度朝日村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成28年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成28年度朝日村下水道特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成28年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成29年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第24号及び第25号並びに日程第8及び発議第1号
の上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、議案第24号及び日程第7、議案第25号並びに日程第8及び日程第9、発議1号について一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、ただいま提出されました議案のうち、議案第24号及び議案第25号並びに日程第8の諮問について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案等は、人事3件でございます。

まず、議案第24号 教育委員につきましては、柳沢正喜委員が今月末をもちまして任期終了となり、塩原満美子委員が同じく3月末をもちまして辞任されることになりました。これによりまして、教育委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、新しく一之沢の清澤あゆみさんの同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、来る4月1日から前任者塩原さんの残任期間であります平成31年9月30日までとするものでございます。

なお、任期終了によります教育委員1人につきましては、しばらくの間、欠員とするものでございます。

次に、議案第25号につきましては、今定例会冒頭の提案説明で申し上げておりますが、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、現委員が来る4月15日に任期が終了となりますので、新委員につきましては、法の改正に準じまして選出をするため、議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定数は12人ございまして、12人の名簿を皆さんのところにご配付申し上げますが、現在は男性9人、女性2人の11人でございます。後の1人につきましては、JA朝日支所からお願いをしております、総代会の開催の5月に選出される見込みとなっております、その後の議会で同意を願うものでございます。

なお、任期につきましては、来る4月16日から3カ年の平成32年4月15日までとするものでございます。

次に、日程第8では、人権擁護委員の推薦でございます。

委員3人のうち、2人の任期が6月末までとなっております。また、法務省の手続きが

時間を要すると言われておりますことから、今定例会に人権擁護委員法に基づきまして、新田上の古畑順子さんを引き続き推薦し、三ヶ組の高橋裕明さんを新しく推薦をしたいので、議会の意見をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成29年7月1日から平成32年6月末までの3カ年までとするものでございます。

以上、提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたが、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 前後しましたが、提出されました議案、今、皆さんのお手元に配付させていただきますので、よろしくをお願いします。

〔議案配布〕

○議長（清沢正毅君） 続いて、発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

上條総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業常任委員長（上條昭三君） それでは、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由を説明いたします。

現在、地方分権が進み、地方議員の重要性が論じられる中、町村議会が抱えている問題の一つとして、議員のなり手不足が上げられております。

一昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、その中の2割に当たる89町村では、無投票当選となり、中でも、4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も老齢基礎年金しかありません。こうした状況において、特に、今後議会を担う世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として議会がこれまで以上に地域づくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりが必要であります。そのためには、議員を志す人材確保につながっていくと考えております。

地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする中で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

この意見書への皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本議会を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時38分

○議長（清沢正毅君） 本会議を再開いたします。

◎議案第24号及び議案第25号並びに日程第8及び発議第1号の質疑、

討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第12、議案第24号及び議案第25号並びに日程第8及び発議第1号について質疑・討論・採決を行います。

初めに、議案第24号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

清澤あゆみ氏の教育委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、清澤あゆみ氏の教育委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

上條範子氏、上條富久氏、武田裕幸氏、栗津原求美氏、清澤元就氏、清水利典氏、住 清三氏、青柳みよ子氏、中澤正和氏、中村守一氏、福井照之氏の農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條範子氏、上條富久氏、武田裕幸氏、栗津原求美氏、清澤元就氏、清水利典氏、住 清三氏、青柳みよ子氏、中澤正和氏、中村守一氏、福井照之氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事の諮問案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

お諮りします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、高橋裕明氏、古畑順子氏を適任としたいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、高橋裕明氏、古畑順子氏を適任とすることに決定をいたしました。

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（清沢正毅君） 日程第13、朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本件は、来る3月26日をもって、朝日村選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了となるため、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

ここでお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名し、また、補充員の補充順序も議長において定めることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、高橋武志氏、齋藤日出夫氏、村澤由人氏、児玉理氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の方々を選挙管理委員会委員の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋武志氏、齋藤日出夫氏、村澤由人氏、児玉理氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、二茅富子氏、清水かおる氏、清水かつ子氏、中村寧生氏を

指名します。

なお、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることにいたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を、選挙管理委員補助員の当選人と定めること及び補充の順序は指名の順序とすることについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました二茅富子氏、清水かおる氏、清水かつ子氏、中村寧生氏が選挙管理委員補充員に当選をされました。

また、補充の順序は指名の順序のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議出といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長及び社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、来る3月31日付で退職される2名の課長から挨拶をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

初めに、曾根克仁生活環境課長。

曾根課長。

〔生活環境課長 曾根克仁君登壇〕

○生活環境課長（曾根克仁君） 生活環境課長の曾根克仁でございます。

議長さんのご配慮と、また、お忙しい貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昭和50年4月1日から42年間、朝日村の職員として役場に勤務させていただきまして、この31日で定年退職を迎えることになりました。

その間、約3分の2、通算にしますと27年以上になりますが、農政だとか土地改良、下水道、林務等、建設関係の仕事を携わらせていただきました。

特に印象の深いものとしましては、昭和57年、58年、2カ年にわたしまして、9月の末でございますが、長引く秋雨前線と台風の影響によりまして、村内各所に道路、農地、山林等を初め、未曾有の大災害がございました。

当時私は、林務の担当ということで、主に林道の復旧工事をさせていただいたわけですが、28年の12月から約2年半かけまして、総事業費5億円を超える、そんな復旧工事でございますが、激甚災害の指定を受け、99.8%という大変高い補助率で、村内林業の関係6路線、村では管理をしてきましたけれども、全ての林道、全線にわたしまして復旧工事をさせていただいた、そんなことがございました。

また、平成に入りまして、ご承知のとおり、平成4年度からは約4カ年かけまして、当時は34地区でございましたけれども、各地区の建設委員さんのご協力をいただきながら、それぞれのご家庭への下水道の取り出し・接続工事ということで、ほとんどの道路を掘り返しをさせていただいて、下水道関係の布設をさせていただいた、また、それ以上の建設等をさせていただいてきました。おかげさまで、4年間で朝日村、長野県下でも、村としては一番最初、下水道普及率100%ということで、生活環境のインフラ整備をさせていただきました。

また、この25年からは、建設後もう18年がたちましたピュアラインあさひの汚泥処理設備、水処理設備の電気計装の更新工事、長寿命化の工事でございますが、これを担当課ということで、この28年度までに第1次の長寿命化計画の工事を完了することができました。

そんなことで、感慨深いものがあるわけですが、ほかにも約14年間にわたしまして、教育委員会の関係、財政、税務、有線テレビ事業、また、防災無線の設置工事等、さまざまな業務に携わらせていただきました。

また、本当に初めての仕事等もございまして、大変勉強もさせていただきました。大過な

くといひますか、無事、この定年を迎えられますことは、ひとえに多くの村民の皆様、また、歴代の議員さん、理事者、それから、役場の先輩諸氏、また、同僚の皆さんのご指導・ご協力・ご理解のたまものと思っております。また、家族の協力も感謝をするわけでございますが、改めまして、そういうことを痛感をいたしました。

そんなことで、この場をおかりしまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

終わりに、これからも、今朝日村がますます発展をされ、災害のない、安心して安全な村となりますよう、村民の皆様を初め議員の皆さん、また、中村村長を中心に役場の職員の皆さん、それぞれに健康でそれぞれのお立場でご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、お礼の言葉にさせていただきたいと思ひます。

どうも長い間ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 次に、高山義教議会事務局長。

事務局長。

〔議会事務局長 高山義教君登壇〕

○議会事務局長（高山義教君） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

議会事務局長の高山義教でございます。

退職に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

お彼岸を来週に控え、吹く風にやわらかさが感じられるきょうこのごろでございます。

さて、私は、昭和55年に朝日村に奉職して以来、37年間にわたり、税務、国保、企画財政、環境、土地開発公社、教育、保育園、議会、監査、選挙等、多くの職場でお世話になり、仕事を通じ、学ばせていただきました。

特に、松本地域広域行政事務組合に派遣された際、長野冬季オリンピック競技大会松本推進協議会事務局として、聖火リレーや、延べ2,000人もの駐車場運転ボランティアなど、取りまとめをさせていただいたことが思い出深く、思い起こされます。

大変未熟で至らない点が多々ありました私でございましたが、どの職場におきましても、村民の皆様、議員の皆様、理事者の皆様、職員の皆様、多くの皆様から温かいご指導とご協力をいただき、何とかきょうのこの日を無事に迎えることができました。

この場をおかりしまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

今、朝日村は、中村村長の公約であるところの、「新しい感覚で朝日村をつくろう」を記本理念に据えました村政運営が、ちょうど10年の節目となりました。

見事、財政を立て直し、村の百年の計と言われます新庁舎建設も近々に始まり、折しも、開村130周年とも重なり、まさに力強い躍動の年を迎えられようとしております。

また、朝日村議会におかれましても、議員の皆様の研さんにより、議会の見える化を図り、村民目線での議会活性化に積極的に取り組まれておられますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

終わりに、朝日村並びに朝日村議会のますますのご発展と村民を初め、理事者、議会、職員の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、退職の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君）　ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開催されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけですが、15日間に及びます会期中、議員の皆様方には熱心にご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。

特に、新年度は、懸案でありました当朝日村、百年の計となります新役場庁舎の建設がうち音高く始まりますので、万全を期した対応が求められることとなります。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、検討をさせていただき、当面しております重要事項につきましても、村民のため、村政発展のために、実現に努力してまいる所存でございます。

また、先ほど、人事案件につきまして、理事者の提案及び議会提案の4件につきまして、それぞれご承認等をいただきました。

1つには教育委員、それから2つ目に農業委員、3つ目に選挙管理委員及び補充員、そして人権擁護委員等でございますが、この委員の皆様には、それぞれの任務について十分理解をされ、村民のため、村政発展のために今後ご活躍されますよう、ご期待するものでございます。

さて、一般質問の前段で、議員の皆様からのご理解をいただき、犠牲者への黙禱をささげましたが、この会期中の去る5日、日曜日に発生しました県消防防災ヘリコプター、これは、アルプス号の墜落事故についてでございます。

既に大きく報道されたとおり、3月5日、日曜日でございますが、午後3時過ぎに訓練に出動した県消防防災ヘリコプターが、塩尻市の高ボッチ高原の鉢伏山山頂付近で墜落事故という、大惨事となりました。

隊員と乗組員は、パイロット、整備士を初め、9人ございまして、全員が即死という悲惨な事故となりました。これは、平成9年に県が消防防災ヘリコプターを導入したときから、搭乗の消防隊員は県内各消防局または消防本部からの派遣職員で構成をしておりました。この事故により、私ども松本広域消防局派遣の優秀な職員2名が殉職をされたところでございます。

改めまして、犠牲になられました9人の皆さんに、心からご冥福をお祈りするものでございます。

次に、ただいまは、議会のご配慮をいただきまして、この3月をもちまして定年退職されます職員の退職挨拶の機会をいただきました。曾根生活環境課長並びに高山議会事務局長兼選挙管理委員会書記長兼監査事務局長が、それぞれ思いのこもったお別れの言葉に感銘をいたしたところでございます。

特に、曾根課長には、昭和50年から42年間にわたり、高山事務局長には、昭和55年から37年間にわたり、それぞれ、我が国経済のバブルの時代や厳しいデフレ社会の時代を経験しながら、与えられました職場で、村民のため、朝日村のためにご尽力をいただけてきました。

この場をおかりしまして、お二人に私から敬意と感謝を申し上げます。

退職されますお二人には、今後、ご家族とともに健康にご留意をされ、村政の発展と地元地域発展のためご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本年度の退職者は、朝日村役場2人ございまして、この2人には、引き続き再任用職員としてご協力をいただくこととしております。

以上、終わりに当たりまして、議員の皆様方におかれましては、季節の変わり目ござい

ますので、ご自愛をいただき、村民のため、村のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成29年朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時05分